

障害者就労施設等からの物品等の調達に関する実態調査

結 果 報 告 書

平成 28 年 3 月

総務省関東管区行政評価局

目 次

第 1 調査の目的等	1
第 2 調査の結果	2
1 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進	2
(1) 地方支分部局等における障害者就労施設等からの物品等の 調達の現状	3
(2) 障害者就労施設等からの物品等の調達を図るための方針 (調達方針) の適用状況	8
(3) 国等に対する障害者就労施設等の意見等	12
2 県等における障害者就労施設等からの物品等の調達の現状	124
(1) 埼玉県における障害者就労施設等からの物品等の調達の現状	124
(2) 埼玉県内における障害者就労施設等数の推移	125
(3) さいたま市における障害者就労施設等からの物品等の調達の 現状	130
(4) さいたま市内における障害者就労施設等数の推移	133

図表等目次

1 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進

(関係法令等)

表1-① 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する
法律（平成24年6月27日法律第50号）（抜粋）……………15

表1-② 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する
法律施行令（平成25年1月30日政令第22号）（抜粋）……………19

表1-③ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する
法律施行令第一条第二号イからハマまでに規定する厚生労働省令で定め
る割合を定める省令（平成25年1月30日厚生労働省令第7号）……………21

表1-④ 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針（平
成25年4月23日閣議決定）……………22

表1-⑤ 予算決算及び会計令（昭和22年4月30日勅令第165号）（抜粋）……………28

(各省庁の調達方針)

表1-⑥ 平成27年度における厚生労働省の障害者就労施設等からの物品等の
調達の推進を図るための方針……………30

表1-⑦ 総務省の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための
方針……………35

表1-⑧ 平成27年度における警察庁の障害者就労施設等からの物品等の調達
の推進を図るための方針……………39

表1-⑨ 平成27年度における法務省の障害者就労施設等からの物品等の調達
の推進を図るための方針……………44

表1-⑩ 平成27年度における財務省の障害者就労施設等からの物品等の調達
の推進を図るための方針……………49

表1-⑪	平成27年度における農林水産省の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針	54
------	--	----

表1-⑫	平成27年度における経済産業省の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針	59
------	--	----

表1-⑬	平成27年度における国土交通省の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針	64
------	--	----

表1-⑭	平成27年度における環境省の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針	69
------	--	----

表1-⑮	平成27年度における防衛省の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針	74
------	--	----

(独立行政法人の調達方針)

表1-⑯	平成27年度における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（独立行政法人国際交流基金）	79
------	--	----

表1-⑰	平成27年度における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構）	84
------	---	----

表1-⑱	平成27年度における地域医療機能推進機構の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針	87
------	---	----

表1-⑲	平成27年度における国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針	90
------	--	----

表1-⑳	平成27年度における独立行政法人水資源機構の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針	95
------	--	----

表1-㉑	平成27年度独立行政法人自動車事故対策機構における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針	100
------	---	-----

(特殊法人の調達方針)

表1-㉒	平成27年度における日本年金機構の障害者就労施設等からの物品等	
------	---------------------------------	--

の調達の推進を図るための方針	104
----------------	-----

表1-㉓ 平成27年度における株式会社日本政策金融公庫の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針	109
--	-----

表1-(1)-ア-① 障害者就労施設等から物品等の調達実績がない理由	114
表1-(1)-ア-② 品目別の件数の実績	116
表1-(1)-ア-③ 品目別の金額の実績	117
表1-(1)-ア-④ 平成25年度調達実績(組織別・物品等別内訳)	118
表1-(1)-ア-⑤ 平成26年度調達実績(組織別・物品等別内訳)	119
表1-(1)-ア-⑥ 平成27年度調達実績(組織別・物品等別内訳)	120
表1-(1)-イ-① 調達方針における調達目標と調達実績の比較	121
表1-(1)-イ-② 調達目標の考え方Ⅰ	122
表1-(1)-イ-③ 調達目標の考え方Ⅱ	123

2 県等における障害者就労施設等からの物品等の調達の現状

表2-(1)-ア-① 「平成27年度埼玉県障害者優先調達推進方針」 (平成27年2月20日)	136
表2-(1)-ア-② 障害者優先調達推進庁内連絡会議の開催状況	137
表2-(1)-イ 障害者就労施設等からの物品等の調達実績(埼玉県)	138
表2-(2)-ア 埼玉県内における障害者就労施設等数の推移	139
表2-(2)-ウ-① 庁舎の建物管理業務の障害者就労施設等への発注 状況(平成25年度契約 埼玉県福祉部障害者支援課)	140
表2-(2)-ウ-② 庁舎の建物管理業務の障害者就労施設等への発注 状況(平成27年度契約 埼玉県福祉部障害者支援課)	140
表2-(2)-ウ-③ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2	141
表2-(2)-ウ-④ 埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号)第102条の3	142
表2-(2)-ウ-⑤ 平成27年度障害者就労施設等応援企業PR事業の概要	143
表2-(2)-ウ-⑥ 埼玉県総合リハビリテーションセンターにおける 障害者就労施設等に対する白衣等の洗濯業務の発注状況	143
表2-(2)-ウ-⑦ 埼玉県総合リハビリテーションセンターにおける 障害者就労施設等に対する庁舎建物管理業務の発注状況	143
表2-(3)-ア-① 平成27年度さいたま市障害者優先調達推進方針	144
表2-(3)-ア-② 「しあわせ倍増プラン2013」(抜粋)	147
表2-(3)-ア-③ さいたま市 障害者優先調達フロー図	148
表2-(4) 平成28年度さいたま市予算関係要望書(抜粋)	149

第1 調査の目的等

1 目的

障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、もって障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資することを目的として、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）が平成25年4月に施行された。

障害者優先調達推進法は、障害者が自立した生活を送るためには就労によって経済的な基盤を確立することが重要であり、このためには、障害者雇用を支援するための仕組みを整えるとともに、障害者が就労する施設等の仕事を確保し、その経営基盤を強化することが必要であることから、国や地方公共団体等が率先して障害者就労施設等からの物品等の調達を推進する措置を講ずることを定めたものである。

具体的には、①国は、障害者就労施設等からの物品等の調達に関する基本方針を策定する、②各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、毎年度、国の基本方針に即して、障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成するとともに、当該年度の終了後、実績を公表する、③地方公共団体及び地方独立行政法人は、毎年度、障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成するとともに、当該年度の終了後、実績を公表するとされている。

一方、国の地方支分部局においては障害者優先調達推進法の趣旨が十分に周知されていない、障害者就労施設等からの物品等の調達に関する情報収集が行われていないなど、障害者優先調達の推進のための取組が十分でないことから当該調達が低調となっている等の状況がみられる。

なお、障害者優先調達推進法は、障害者就労施設等が供給する物品等の購入者等に対し必要な情報の提供を行う体制の在り方等について、施行後3年以内に検討を加え、必要な措置を講ずるとされている。

本調査は、このような状況を踏まえ、障害者就労施設等からの物品等の調達を促進する観点から、国の地方支分部局及び独立行政法人・特殊法人の支所等における調達方針の適用状況、調達の取組等を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

2 対象機関

(1) 調査対象機関

さいたま市内に所在する国の地方支分部局(16)

(2) 関連調査等対象機関

さいたま市内に所在する独立行政法人・特殊法人の支所等(11)、埼玉県、さいたま市、障害者就労施設等、関係団体 等

3 担当局所

関東管区行政評価局

4 実施時期

平成27年12月～28年3月

第2 調査の結果

1 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進

調査結果	説明図表番号
<p>【制度の概要等】</p> <p>障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図り、もって障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資することを目的として、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）が平成25年4月に施行された。</p> <p>障害者優先調達推進法第3条では、国及び独立行政法人等は、物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達に当たっては、障害者就労施設等の受注の機会の増大を図るため、予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に障害者就労施設等から物品等を調達するよう努めなければならないとされている。</p> <p>また、障害者優先調達推進法第5条第1項では、国は障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。同条第2項において、基本方針には、i）国及び独立行政法人等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本的方向、ii）優先的に障害者就労施設等から調達すべき物品等の種類その他の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本的事項、iii）障害者就労施設等に対する国及び独立行政法人等による物品等の調達に関する情報の提供に関する基本的事項、iv）その他障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する重要事項を定めるものとする」とされており、国は基本方針を平成25年4月23日に閣議決定している。</p> <p>なお、基本方針では、優先的に障害者就労施設等から調達すべき物品等の種類その他の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本的事項において、調達に当たり留意すべき点の一つとして、「地方支分部局等において使用される物品等については、地方支分部局等における障害者就労施設等からの調達を促進することにより、当該地方支分部局等が存する地域周辺の障害者就労施設等の受注機会の増大を図るよう努めるものとする。」と記載されている。</p> <p>さらに、障害者優先調達推進法第6条第1項では、各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、毎年度、基本方針に即して、物品等の調達に関し、当該年度予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を作成しなければならないとされており、同条第2項において、i）当該年度における障害者就労施設等からの物品等の調達の目標、ii）その他障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する事項を定めるものとしてお</p>	<p>表1-① 表1-② 表1-③</p> <p>表1-④</p> <p>表1-⑥～⑳</p>

り、各省庁及び独立行政法人等が作成した調達方針をみると、ii)の事項については、「調達方針の適用範囲、随意契約の活用等、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進体制、地方支分部局等における調達の推進、調達実績の報告、取りまとめ及び公表の方法」等が記載されている。

(注) 障害者優先調達推進法附則第2条第1項では、障害者就労施設等が供給する物品等の購入者等に対し必要な情報の提供を行う体制の在り方について、3年以内に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるとされている。

【調査結果】

(1) 地方支分部局等における障害者就労施設等からの物品等の調達の現状

今回、さいたま市内に存する国の地方支分部局のうち、関東管区警察局、関東管区警察局埼玉県情報通信部、関東管区行政評価局、東京矯正管区、関東地方更生保護委員会、さいたま地方法務局、関東財務局、関東信越国税局、関東信越厚生局、埼玉労働局、関東農政局、関東経済産業局（関東東北産業保安監督部を含む。）、関東地方整備局、関東地方整備局大宮国道事務所、関東地方環境事務所、北関東防衛局（以下「16行政機関」という。）及びさいたま市内に存する独立行政法人・特殊法人の支所等のうち、独立行政法人国際交流基金（日本語国際センター）、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（埼玉支部）、独立行政法人地域医療機能推進機構（埼玉メディカルセンター、さいたま北部医療センター）、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（生物系特定産業技術研究支援センター）、独立行政法人水資源機構（総合技術センター）、独立行政法人自動車事故対策機構（埼玉支所）、日本年金機構（北関東・信越ブロック本部、浦和年金事務所、大宮年金事務所）、株式会社日本政策金融公庫（さいたま支店）（以下「11法人」という。）について、障害者就労施設等からの物品等の調達の実績・情報収集の状況等を調査した結果、以下のような状況がみられた。

ア 障害者就労施設等からの物品等の調達実績

今回調査した16行政機関及び11法人における平成25年度、26年度及び27年度（11月30日現在）の障害者就労施設等からの物品等の調達実績をみると、表1のとおり、3か年度とも調達実績があるのは9行政機関等（東京矯正管区、関東財務局、関東信越国税局、関東信越厚生局、埼玉労働局、関東地方整備局、関東地方環境事務所、独立行政法人国際交流基金（日本語国際センター）、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（生物系特定産業技術研究支援センター））となっている。

また、2か年度の実績があるのは3行政機関等（関東農政局、関東経済産業局、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（埼玉支部））

<p>となっている。</p> <p>一方、3か年度とも実績がないのは11行政機関等（関東管区警察局、埼玉県情報通信部、関東地方更生保護委員会、さいたま地方法務局、大宮国道事務所、北関東防衛局、独立行政法人自動車事故対策機構（埼玉支所）、日本年金機構（北関東・信越ブロック本部、浦和年金事務所、大宮年金事務所）、株式会社日本政策金融公庫（さいたま支店））となっている。</p> <p>また、2か年度実績がないのは4行政機関等（関東管区行政評価局、独立行政法人地域医療機能推進機構（埼玉メディカルセンター、さいたま北部医療センター）、独立行政法人水資源機構（総合技術センター））となっている。</p> <p>なお、実績がない行政機関等はその理由について、次のとおり説明している。</p> <p>① 3か年度とも実績のない行政機関等（11行政機関等）</p> <p>i) 原則、本局・本部で一括調達を行っており、地方支分部局での調達の余地が少ない、ii) 調達を検討した年度もあったが、要求する仕様に対応できる施設がなかった、iii) 調達予定がない、iv) 情報収集したが、調達にいたっていない等</p> <p>② 2か年度実績のない行政機関等（4行政機関等）</p> <p>i) 一般事業者との見積り合わせの結果、調達にいたらなかった、ii) 情報収集、検討を行っているが、調達にいたらなかった、iii) 調達予定がない、iv) 情報収集したが、調達にいたっていない。</p>	<p>表1-(1)-ア -①</p>
---	------------------------

表1 障害者就労施設等からの物品等の調達の実績（国の地方支分部局等）

（単位：件、円）

調査対象機関	平成 25		平成 26		平成 27		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
（国の地方支分部局）	37	8,191,778	59	16,424,821	36	10,771,925	132	35,388,524
関東管区警察局	0	0	0	0	0	0	0	0
埼玉県情報通信部	0	0	0	0	0	0	0	0
関東管区行政評価局	0	0	0	0	1	1,650	1	1,650
東京矯正管区	2	904,944	2	581,308	1	64,976	5	1,551,228
関東地方更生保護委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
さいたま地方法務局	0	0	0	0	0	0	0	0
関東財務局	11	1,253,749	10	3,183,674	3	585,230	24	5,022,653
関東信越国税局	7	833,348	13	1,192,533	10	1,081,784	30	3,107,665
関東信越厚生局	3	331,802	3	845,410	4	938,768	10	2,115,980
埼玉労働局	10	1,176,240	15	4,451,856	14	4,475,469	39	10,103,565
関東農政局	1	54,600	4	398,628	0	0	5	453,228
関東経済産業局	1	140,175	7	2,113,020	0	0	8	2,253,195

関東地方整備局	1	3,465,000	1	3,564,000	2	3,574,800	4	10,603,800
大宮国道事務所	0	0	0	0	0	0	0	0
関東地方環境事務所	1	31,920	4	94,392	1	49,248	6	175,560
北関東防衛局	0	0	0	0	0	0	0	0
(独立行政法人)	3	801,801	15	1,242,633	21	2,300,984	39	4,345,418
国際交流基金 (日本語国際センター)	1	427,056	6	404,697	3	103,696	10	935,449
高齢・障害・求職者雇用 支援機構 (埼玉支部)	0	0	6	523,116	15	1,989,280	21	2,512,396
埼玉メディカルセン ター	-	-	0	0	0	0	0	0
さいたま北部医療セ ンター	-	-	0	0	0	0	0	0
生物系特定産業技術 研究支援センター	2	374,745	2	313,740	3	208,008	7	896,493
水資源機構 (総合技術センター)	0	0	1	1,080	0	0	1	1,080
自動車事故対策機構 (埼玉支所)	0	0	0	0	0	0	0	0
(特殊法人)	0	0	0	0	0	0	0	0
日本年金機構 (北関東・信越 ブロ ック本部)	0	0	0	0	0	0	0	0
浦和年金事務所	0	0	0	0	0	0	0	0
大宮年金事務所	0	0	0	0	0	0	0	0
日本政策金融公庫 (さいたま支店)	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	40	8,993,579	74	17,667,454	57	13,072,909	171	39,733,942

(注) 1 当局の調査結果による。

2 平成27年度は11月30日現在である。

3 実績のなかった行政機関等のうち、関東管区警察局、関東地方更生保護委員会、北関東防衛局、独立行政法人地域医療機能推進機構(埼玉メディカルセンター)、独立行政法人自動車事故対策機構(埼玉支所)、日本政策金融公庫(さいたま支店)では、平成27年12月以降に次の物品等の調達を予定している。

- ・関東管区警察局：ゴム印
- ・関東地方更生保護委員会：切手
- ・北関東防衛局：印刷(国有財産台帳ファイル用紙、名刺(幹部用))
- ・独立行政法人地域医療機能推進機構(埼玉メディカルセンター)：ティッシュボックスカバー、筆談ボード、車椅子
- ・独立行政法人自動車事故対策機構(埼玉支所)：ゴム印
- ・日本政策金融公庫(さいたま支店)：アンケート封入作業

3か年度（合計）の品目別の件数及び金額の実績をみると、表2のとおり、件数は全体では171件、このうち物品が55件（32.2%）、役務が116件（67.8%）となっている。また、金額は、全体では3,973万3,942円、このうち、物品が876万2,115円（22.1%）、役務が3,097万1,827円（77.9%）となっている。

件数の内訳をみると、物品は「事務用品・書籍」（24件）、役務は「印刷」（84件）が最も多くなっており、金額の内訳では、物品は「小物雑貨」（412万3,531円）、役務は「印刷」（1,719万7,078円）が最も多くなっている。

なお、役務のうち、飲食店等の運営及びその他の役務については実績がない。

表2 品目別の件数及び金額の実績 (単位：件、円)

種 類	件数	金 額		
		割合	金 額	割合
物品	55	32.2%	8,762,115	22.1%
事務用品・書籍	24	14.0%	2,315,891	5.8%
食料品・飲料	1	0.6%	427,056	1.1%
小物雑貨	16	9.4%	4,123,531	10.4%
その他の物品	14	8.2%	1,895,637	4.8%
役務	116	67.8%	30,971,827	77.9%
印刷	84	49.1%	17,197,078	43.3%
クリーニング	11	6.4%	394,379	1.0%
清掃・施設管理	10	5.9%	2,163,445	5.4%
情報処理・テープ起こし	11	6.4%	11,216,925	28.2%
飲食店等の運営	0	0.0%	0	0.0%
その他の役務	0	0.0%	0	0.0%
合計	171	100.0%	39,733,942	100.0%

(注) 1 当局の調査結果による。

2 「物品」のうち、「事務用品・書籍」、「小物雑貨」、「その他の物品」の主なものは次のとおりである。

「事務用品・書籍」：ゴム印、封筒、ラベル用紙、書棚

「小物雑貨」：トイレットペーパー、ジャンパー、ビブス、皮革刻印キーホルダー材料、カントリーバスケット作成キット

「その他の物品」：防災用品、切手、リサイクル石鹸

イ 調達方針における調達目標と実績の比較

各省庁及び独立行政法人等が定めた調達方針における障害者就労施設等からの物品等の調達の目標をみると、障害者就労施設等からの物品等の調達については、物品等の種別毎（物品・役務）に前年度の実績を上回る又は前年度の実績を上回ることでとされている（注1・注2）。また、関東信越厚生局では、種別ごとの件数及び金額の目標を設定している（注3）。

表1-(1)-ア
-②

表1-(1)-ア
-③

表1-(1)-ア
-④・⑤・⑥

<p>そこで、上記の実績のうち平成 25 年度及び 26 年度について、各調達方針の目標等を比較（件数又は金額のいずれかが上回っている。）したところ、2 か年度とも目標を上回っているのは 4 行政機関等、25 年度のみ目標を上回っているのは 2 行政機関、26 年度のみ目標を上回っているのは 3 行政機関等となっている。また、残り 18 行政機関等のうち 15 行政機関等は、2 か年度とも目標を上回っていない。</p> <p>2 か年度とも調達目標を上回っていない 15 行政機関等は、そのことについて、i) 障害者就労施設等には、調達できる物品等が少ない、ii) 障害者就労施設等の取扱う品目とは仕様が合わない、iii) 障害者就労施設等が取扱う品目の価格は、一般企業と比べて高い、vi) 納期の関係で調達にいたらなかった等と説明している。</p> <p>なお、東京矯正管区、関東地方更生保護委員会、さいたま地方法務局、関東地方整備局及び大宮国道事務所は、調達目標の達成状況については、省全体でとらえるとしている。また、日本政策金融公庫（さいたま支店）は、公庫全体でとらえるとしている。</p> <p>調達機関毎に調達目標を上回るとは重要であると考えている。</p> <p>(注 1) 平成 25 年度及び 26 年度の調達方針で、「種別毎に前年度の実績を上回る」としているのは 19 行政機関等、「前年度の実績を上回る」としているのは 5 行政機関等、目標が具体的でないのが 3 法人である。</p> <p>(注 2) 具体的な目標が設定されている 24 行政機関等のうち、i) 調達目標が「件数・金額の両方」と考えているのは 10 行政機関等、ii) 調達目標が「件数・金額のいずれか」と考えているのは 3 行政機関、iii) 「件数」と考えているのは 3 行政機関等、iv) 「金額」と考えているのは 8 行政機関等である。</p> <p>(注 3) 関東信越厚生局は、厚生労働省から通知される「「厚生労働省の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」の留意事項について」に基づき、毎年度、種別ごとの件数及び金額の目標を定めている。</p> <p>(注 4) 平成 25 年度及び 26 年度 2 か年度とも調達実績が目標を上回っている 4 行政機関等は、関東信越国税局、関東信越厚生局、埼玉労働局及び独立行政法人国際交流基金（日本語国際センター）である。</p> <p>(注 5) 平成 25 年度のみ調達実績が目標を上回っている 2 行政機関は、東京矯正管区及び関東財務局である。</p> <p>(注 6) 平成 26 年度のみ調達実績が目標を上回っている 3 行政機関等は、関東農政局、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構埼玉支部及び独立行政法人水資源機構総合技術センターである。</p>	<p>表 1-(1)-イ -①</p> <p>表 1-(1)-イ -②</p> <p>表 1-(1)-イ -③</p>
--	---

(2) 障害者就労施設等からの物品等の調達を図るための方針（調達方針）の適用状況

ア 調達方針の適用範囲

各省庁及び独立行政法人等の調達方針では、当該調達方針の適用部局が定められており、今回調査した 16 行政機関及び 11 法人は、いずれも本省又は本部等の調達方針が適用されるとしている。

また、調達方針では、表 3 に記載した「物品・役務の品目分類及び調達先の分類」を参考に、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するとされている。

表 3 物品・役務の品目分類及び調達先の分類

【物品・役務の品目分類】		
種別	品 目	具 体 例
物 品	①事務用品・書籍	筆記具、事務用具、用紙、封筒、ゴム印、書籍など
	②食料品・飲料品	パン、弁当・おにぎり、麺類、加工食品、菓子類、飲料、コーヒー・茶、米、野菜、果物など
	③小物雑貨	衣服・身の回り品・装身具、食器類、絵画・彫刻、木工品・金工品・刺繍品・陶磁器・ガラス製品、おもちゃ・人形、楽器、各種記念品、清掃用具、防災用品、非常食、花苗など
	④その他の物品	机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具、器物台、プリンター、車いす、杖、点字ブロック、照明器具等上記以外の物品
役 務	①印刷	ポスター、チラシ、リーフレット、報告書・冊子、名刺、封筒などの印刷
	②クリーニング	クリーニング、リネンサプライなど
	③清掃・施設管理	清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理、自動販売機管理など
	④情報処理・テープ起こし	ホームページ作成、プログラミング、データ入力・集計、テープ起こしなど
	⑤飲食店等の運営	売店、レストラン、喫茶店など
	⑥その他のサービス・役務	仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷物折り、おしぼり類折り、筆耕、文書の廃棄（シュレッダー）、資源回収・分別など

【調達先の分類】		
a	就労継続支援 A 型・B 型	障害者総合支援法第 5 条第 14 項に規定され、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所
	就労移行支援	障害者総合支援法第 5 条第 13 項に規定され、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所
	生活介護	障害者総合支援法第 5 条第 7 項に規定され、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する事業所
	障害者支援施設	障害者総合支援法第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）
	地域活動支援センター	障害者総合支援法第 5 条第 25 項に規定され、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所
	小規模作業所	障害者基本法第 2 条第 1 号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第 18 条第 3 項の規定により必要な費用の助成を受けている施設
b	共同受注窓口	受注内容に対応可能な複数の障害福祉サービス事業所にあっせん・仲介する業務を行う。
c	特例子会社	障害者の雇用に特別の配慮をし、雇用される障害者数や割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた会社
	重度障害者多数雇用事業所	重度身体障害者等を常時労働者として多数雇い入れるか継続して雇用している事業主
	在宅就業障害者	自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者
	在宅就業支援団体	在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体

(注) 1 厚生労働省の調達方針に基づき当局が作成した。

2 障害者優先調達推進法第 6 条第 1 項に基づき、各省各庁の長は、毎年度、調達方針を定めなければならないとされている。しかし、総務省は調達方針を毎年度作成していない。

イ 障害者就労施設等に関する情報収集

各省庁の調達方針では、「地方支分部局等における障害者就労施設等からの調達を促進するため、例えば、地域において障害者就労施設等に関する情報を収集し、障害者就労施設等から調達可能な物品等を検討すること等により、当該地方支分部局が存する地域周辺の障害者就労施設等の受注機会の増大に努める。」とされている。また、独立行政法人等のう

ち、独立行政法人水資源機構、独立行政法人自動車事故対策機構、日本年金機構の調達方針においても「地域周辺の障害者就労施設等の受注機会の増大に努める。」とされている。

今回、16 行政機関及び 11 法人における平成 25 年度、26 年度及び 27 年度（11 月 30 日現在）の障害者就労施設等からの物品等の調達に係る情報収集の状況を調査したところ、25 行政機関等は厚生労働省ホームページから地域周辺の障害者就労施設等を検索するなどの方法（表 4）により情報を収集している。

しかし、関東地方更生保護委員会、独立行政法人地域医療機能推進機構（さいたま北部医療センター）は当該情報を収集していない。

障害者就労施設等から物品等の調達に係る情報を収集することは、障害者就労施設等の受注機会の増大につながり、障害者就労施設等からの物品等の調達を促進することになると考えられる。

なお、情報収集を行っている行政機関等の方法をみたところ、関東信越国税局、関東信越厚生局、埼玉労働局、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（埼玉支部）、独立行政法人水資源機構（総合技術センター）のみが共同受注窓口への照会を行っている。このため、上記以外の行政機関等に共同受注窓口の認識の有無を確認したところ、11 行政機関等（表 5）が知らなかったとしている。

（注）基本方針「2. 優先的に障害者就労施設等から調達すべき物品等の種類その他の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本的事項」の(3)その他において、「国等は、物品等の調達を障害者就労施設等にあっせんし又は国等と障害者就労施設等との間の物品等の調達を仲介する等の業務を行う共同受注窓口について、障害者就労施設等の質の向上及び供給の円滑化に資するものであることに鑑み、契約上障害者就労施設等からの直接の調達とはならない場合であっても、結果的に障害者就労施設等が供給する物品等の調達となっている場合には、障害者就労施設等からの物品等の調達に準じて取り扱うものとする。」とされている。

表 4 情報収集の方法

（単位：件）

区分	年度	16 行政機関			11 法人			計		
		25	26	27	25	26	27	25	26	27
厚生労働省ホームページから地域周辺の障害者就労施設等を検索		7	9	10	7	8	8	14	17	18
共同受注窓口への照会		3	3	3	2	3	3	5	6	6

個別の障害者就労施設等への照会	4	4	4	0	0	1	4	4	5
その他	2	4	6	0	3	4	2	7	10
計	16	20	23	9	14	16	25	34	39

- (注) 1 当局の調査結果による。
 2 件数は延べ数である。
 3 その他は、上部機関及び地方公共団体からの情報収集、地方公共団体及び関係団体のホームページからの情報収集である。

表5 共同受注窓口を認識していない行政機関等

区 分	行政機関等名
国の地方支分部局 (5)	埼玉県情報通信部、関東管区行政評価局、関東地方更生保護委員会、関東農政局、北関東防衛局
独立行政法人の支所等 (6)	独立行政法人国際交流基金（日本語国際センター）、独立行政法人地域医療機能推進機構（埼玉メディカルセンター、さいたま北部医療センター）、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（生物系特定産業技術研究支援センター）、独立行政法人水資源機構（総合技術センター）、独立行政法人自動車事故対策機構（埼玉支所）
合 計	11 行政機関等

(注) 当局の調査結果による。

ウ 随意契約の活用等

各省庁の調達方針をみると、物品等の調達に当たっては、予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、法の趣旨に基づいて、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第99条第16号の2を適用して障害者就労施設等と随意契約を締結するなど、障害者就労施設等からの物品等の調達を積極的に推進するとしている。また、独立行政法人等の調達方針においても、会計規程等の該当条項を適用して、障害者就労施設等からの物品等の調達を積極的に推進するとしている。

前述(1)-アにおいて、物品等の調達実績のあった171件のうち、一般競争契約による調達は3件（注1）であり、随意契約による調達は168件であった。随意契約により調達を行った168件をみると、予決令第99条第3号又は第7号の適用（いわゆる少額随契）（注2）が166件（98.8%）、予決令第99条第16号の2と同様の会計規程等の条項の適用等が2件（1.2%）となっている。

(注) 1 一般競争契約の3件は、関東地方整備局の役務の調達である。

表1-⑤

2 独立行政法人等は、当該機関における会計規程等の該当条項の適用による。

他方、基本方針「4. その他障害者就労施設等からの物品等の調達に関する重要事項」の「(4) 公契約における障害者の就業を促進するための措置等」の②において、「随意契約において、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条の6の規定に基づき、2人以上の者から見積書を徴する場合には、法定雇用障害者数以上の障害者を雇用している事業主、障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達している者又は障害者就労施設等を1人以上含めて徴するよう努めること。」とされている。

また、障害者就労施設等からの意見要望をみると、行政機関等側から声をかけてもらえるとうれしいとするものがみられる。

そこで、平成25年度から27年度（11月30日現在）について、16行政機関及び11法人から、随意契約における障害者就労施設等からの見積書の徴取状況を聴取したところ、調達実績のない11行政機関等では、3か年度とも障害者就労施設等からの見積書を徴取していない。

しかし、当該行政機関等は、物品等を随意契約により障害者就労施設等以外から調達しており、障害者就労施設等から見積書を徴取する余地はあると考えられる。

障害者就労施設等から見積書を徴取することは、障害者就労施設等の受注機会の増大につながり、障害者就労施設等からの物品等の調達を促進することになると考えられる。

(3) 国等に対する障害者就労施設等の意見等

今回、当局が障害者就労施設及び共同受注窓口から、国等が進めている障害者就労施設等からの物品等の調達に係る意見等を聴取した結果は次のとおりである。

- ① 国等では、今までどおりのやり方（数量、納期、金額等）で調達を行おうとすることが多いため、障害者就労施設等と上手くマッチングできない。障害者就労施設等の状況や障害者優先調達推進法の趣旨を理解していない発注者も多いので、法の趣旨について理解を深めていただき、障害者就労施設等と話し合う機会を増やしてもらいたい。
- ② 大きい仕事は受けるのが難しく、価格や納期などで大手企業に太刀打ちできないので、国等が役務を調達する際には仕事を小分けにして発注してもらえるとうれしい。また、1人の担当者が県内全域の取引先を営業に廻っているので国等側から声をかけてもらえるとうれしい。
- ③ 施設として受注したい意思があっても国等の調達の有無や品目、仕

表1-⑤

様等の情報がどのようにしたら得られるのかよくわからないので、国等側からもっと情報発信をしてほしい。また、国等の調達担当の方には、例えば、清掃・施設管理業務であれば、清掃・施設管理業務として一括発注するのではなく、そのうちの清掃業務だけを切り分けて発注するなど、業務の一部を分割して発注することを検討してほしい。

- ④ 現在取扱いのない品目でも、継続して受注できるのであれば対応していくつもりはあるので、国等で何が必要なのか情報を提供してほしい。基本方針に則して、障害のある方々の自立支援の促進のために広い門戸を開いていただきたい。
- ⑤ 施設としては受け身のスタンスにならざるを得ないため、国等から調達する物品等のリストを提示していただければありがたい。例えば、そのようなリストを載せた掲示版を設けていただければ、障害者就労施設等の受注が更に進むのではないかと思う。
- ⑥ 国等の調達情報については、県や市からの通知のリンクから確認しているが、例えば、事務用品では何が必要とされているのか具体的にわからない。もっと詳しい情報があれば取組みやすい。
- ⑦ 当施設では、クリーニングを年1回、年度末に依頼されることが多いが、できれば年間を通じて発注してもらえるとありがたい。
- ⑧ 当施設では、県や市の建物や公園等の清掃作業を受注している。国等からも建物の清掃や庭の清掃（草刈り）を発注してもらえるとありがたい。
- ⑨ 当施設では、食料品を主力商品としているので、食料品を国等に納入できたらありがたい。例えば、昼休み時間帯に国等の施設内でパンやクッキーなどを販売できるのであれば声をかけてほしい。

【所見】

したがって、国の地方支分部局等は、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 障害者就労施設等に関する情報を収集し、障害者就労施設等から調達可能な物品等を検討すること。
(関東地方更生保護委員会、独立行政法人地域医療機能推進機構(さいたま北部医療センター))
- ② 随意契約において見積書を徴する場合、障害者就労施設等からの徴取に努めること。
(関東管区警察局、関東管区警察局埼玉県情報通信部、関東地方更生保護委員会、さいたま地方務局、関東地方整備局大宮国道事務所、北関東防衛局、独立行政法人自動車事故対策機構(埼玉支所)、日本年金機構(北関

東・信越ブロック本部、浦和年金事務所、大宮年金事務所)、株式会社日本政策金融公庫 (さいたま支店)	
---	--

表1-① 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成二十四年六月二十七日法律第五十号）（抜粋）

（目的）

第一条 この法律は、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人による障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進等に関し、国等の責務を明らかにするとともに、基本方針及び調達方針の策定その他障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品及び役務に対する需要の増進等を図り、もって障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「障害者」とは、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者をいう。

2 この法律において「障害者就労施設」とは、次に掲げる施設をいう。

一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十一项に規定する障害者支援施設、同条第二十五項に規定する地域活動支援センター又は同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設

二 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法第十八条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設

三 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第二条第三号に規定する重度身体障害者、同条第四号に規定する知的障害者又は同法第三十七条第二項に規定する精神障害者であって同法第四十三条第一項に規定する労働者であるものを多数雇用する事業所として政令で定めるもの

3 この法律において「在宅就業障害者」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律第七十四条の二第三項第一号に規定する在宅就業障害者をいう。

4 この法律において「障害者就労施設等」とは、障害者就労施設、在宅就業障害者及び障害者の雇用の促進等に関する法律第七十四条の三第一項に規定する在宅就業支援団体をいう。

5 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）又は特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第九号の規定の適用を受けるものをいう。以下同じ。）のうち、その資本金の全部若しくは大部分が国からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国からの交付金

若しくは補助金によって得ている法人であって、政令で定めるものをいう。

6 この法律において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。

7 この法律において「各省各庁の長」とは、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。

（国及び独立行政法人等の責務）

第三条 国及び独立行政法人等は、物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達に当たっては、障害者就労施設等の受注の機会の増大を図るため、予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に障害者就労施設等から物品等を調達するよう努めなければならない。

（地方公共団体及び地方独立行政法人の責務）

第四条 地方公共団体は、その区域の障害者就労施設における障害者の就労又は在宅就業障害者の就業の実態に応じて、障害者就労施設等の受注の機会の増大を図るための措置を講ずるよう努めなければならない。

2 地方独立行政法人は、当該地方独立行政法人の事務及び事業に関し、障害者就労施設等の受注の機会の増大を図るための措置を講ずるよう努めなければならない。

（障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針）

第五条 国は、国及び独立行政法人等における障害者就労施設等からの物品等の調達を総合的かつ計画的に推進するため、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 国及び独立行政法人等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本的方向

二 優先的に障害者就労施設等から調達すべき物品等の種類その他の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本的事項

三 障害者就労施設等に対する国及び独立行政法人等による物品等の調達に関する情報の提供に関する基本的事項

四 その他障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、あらかじめ各省各庁の長等（国にあつては各省各庁の長、独立行政法人等にあつてはその主務大臣をいう。以下同じ。）と協議して基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 厚生労働大臣は、前項の閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(障害者就労施設等が供給する物品等の調達方針)

第六条 各省各庁の長及び独立行政法人等の長（当該独立行政法人等が特殊法人である場合にあっては、その代表者。以下同じ。）は、毎年度、基本方針に即して、物品等の調達に関し、当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を作成しなければならない。

2 前項の方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 当該年度における障害者就労施設等からの物品等の調達の目標

二 その他障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する事項

3 各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、第一項の方針を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、第一項の方針に基づき、当該年度における物品等の調達を行うものとする。

(調達実績の概要の公表等)

第七条 各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、毎会計年度又は毎事業年度の終了後、遅滞なく、障害者就労施設等からの物品等の調達の実績の概要を取りまとめ、公表するとともに、厚生労働大臣に通知するものとする。

2 前項の規定による厚生労働大臣への通知は、独立行政法人等の長にあっては、当該独立行政法人等の主務大臣を通じて行うものとする。

(厚生労働大臣及び内閣総理大臣の要請)

第八条 厚生労働大臣及び内閣総理大臣は、各省各庁の長等に対し、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため特に必要があると認められる措置をとるべきことを要請することができる。

(地方公共団体及び地方独立行政法人による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等)

第九条 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、毎年度、物品等の調達に関し、当該都道府県、市町村及び地方独立行政法人の当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を作成しなければならない。

2 前項の方針は、都道府県及び市町村にあっては当該都道府県及び市町村の区域の障害者就労施設における障害者の就労又は在宅就業障害者の就業の実態に応じて、地方独立行政法人にあっては当該地方独立行政法人の事務及び事業に応じて、当該年度に調達を推進する障害者就労施設等が供給する物品等及びその調達の目標について定めるものとする。

3 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、第一項の方針を作成したときは、遅滞な

く、これを公表しなければならない。

4 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、第一項の方針に基づき、当該年度における物品等の調達を行うものとする。

5 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、毎会計年度又は毎事業年度の終了後、遅滞なく、障害者就労施設等からの物品等の調達の実績の概要を取りまとめ、公表するものとする。

(公契約における障害者の就業を促進するための措置等)

第十条 国及び独立行政法人等は、国又は独立行政法人等を当事者の一方とする契約で国又は独立行政法人等以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し国又は独立行政法人等が対価の支払をすべきもの（以下「公契約」という。）について、競争に参加する者に必要な資格を定めるに当たって障害者の雇用の促進等に関する法律第四十三条第一項の規定に違反していないこと又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していることに配慮する等障害者の就業を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、前項の規定に基づく国及び独立行政法人等の措置に準じて必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(障害者就労施設等が供給する物品等に関する情報の提供等)

第十一条 障害者就労施設等は、単独で又は相互に連携して若しくは共同して、その供給する物品等の購入者等に対し、当該物品等に関する情報を提供するよう努めるとともに、当該物品等の質の向上及び供給の円滑化に努めるものとする。

附 則

(検討)

第二条 政府は、障害者就労施設等の受注の機会の増大を図る観点から、障害者就労施設等の自主性を尊重しつつ適切な物品の生産及び物品等の質の確保に関する技術的支援及び訓練を行い、並びに障害者就労施設等が供給する物品等の購入者等に対し必要な情報の提供を行う体制の在り方について、三年以内に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、公契約の落札者を決定するに当たってその入札者が障害者の雇用の促進等に関する法律第四十三条第一項の規定に違反していないこと、障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していること等を総合的に評価する方式を導入することについて、三年以内に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

表1-② 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令
(平成二十五年一月三十日政令第二十二号)(抜粋)

内閣は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成二十四年法律第五十号)第二条第二項第三号及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

(法第二条第二項第三号の政令で定める事業所)

第一条 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(以下「法」という。)第二条第二項第三号の政令で定める事業所は、次のとおりとする。

一 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)第四十四条第一項の認定に係る同項に規定する子会社の事業所

二 次に掲げる要件の全てを満たす事業所

イ 身体障害者(障害者の雇用の促進等に関する法律第二条第二号に規定する身体障害者をいう。)、知的障害者(同条第四号に規定する知的障害者をいう。ハにおいて同じ。)、又は精神障害者(同法第六十九条に規定する精神障害者をいう。ハにおいて同じ。))である労働者(同法第四十三条第一項に規定する労働者をいう。以下この号において同じ。))の数(短時間労働者(同法第四十三条第三項に規定する短時間労働者をいう。以下この号において同じ。))にあつては、当該短時間労働者の数に厚生労働省令で定める割合を乗じて得た数。以下この号において同じ。))を合計した数(以下この号において「障害者数」という。))が五人以上であること。

ロ 労働者の数を合計した数のうちに障害者数の占める割合が百分の二十以上であること。

ハ 障害者数のうちに重度身体障害者(障害者の雇用の促進等に関する法律第二条第三号に規定する重度身体障害者をいう。)、知的障害者又は精神障害者である労働者の数を合計した数の占める割合が百分の三十以上であること。

(法第二条第五項の政令で定める法人)

第二条 法第二条第五項の政令で定める法人は、次のとおりとする。

一 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人海上技術安全研究所、国立研究開発法人海洋研究開発機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人建築研究所、国立研究開発法人港湾空港技術研究所、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター、国立研究開発法人国立環境研究所、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター、国立研究開

発法人産業技術総合研究所、国立研究開発法人情報通信研究機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、国立研究開発法人森林総合研究所、国立研究開発法人水産総合研究センター、国立研究開発法人電子航法研究所、国立研究開発法人土木研究所、国立研究開発法人日本医療研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人農業環境技術研究所、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人農業生物資源研究所、国立研究開発法人物質・材料研究機構、国立研究開発法人防災科学技術研究所、国立研究開発法人放射線医学総合研究所、国立研究開発法人理化学研究所、自動車検査独立行政法人、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人工業所有権情報・研修館、独立行政法人航空大学校、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人国民生活センター、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人水産大学校、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人造幣局、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人統計センター、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人北方領土問題対策協会、独立行政法人水資源機構、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構、独立行政法人労働安全衛生総合研究所、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人労働政策研究・研修機

構及び年金積立金管理運用独立行政法人

- 二 日本私立学校振興・共済事業団
- 三 沖縄振興開発金融公庫
- 四 株式会社国際協力銀行及び株式会社日本政策金融公庫
- 五 日本中央競馬会及び日本年金機構

表1-③ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律施行令
第一条第二号イからハまでに規定する厚生労働省令で定める割合を定める省令（平成二十五年一月三十日厚生労働省令第七号）

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成二十五年政令第二十二号）第一条第二号イからハまでの規定に基づき、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令第一条第二号イからハまでに規定する厚生労働省令で定める割合を定める省令を次のように定める。

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令第一条第二号イからハまでに規定する厚生労働省令で定める割合は、二分の一とする。

障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針
(平成25年4月23日閣議決定)

この基本方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づき、国及び独立行政法人等が障害者就労施設等からの物品等の調達を総合的かつ計画的に推進するための基本的事項を定めるものである。

1. 国及び独立行政法人等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本的方向

(1) 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進の意義

雇用・就業は、障害者の自立の促進のための重要な柱であることから、障害者がその能力に応じて適切な職業に従事することができるようにするため、障害者の多様な就業の機会を確保することが必要である。

このような観点から、障害者就労施設等（法第2条第4項に規定する障害者就労施設等をいう。以下同じ。）が供給する物品及び役務（以下「物品等」という。）に対する需要の増進を図ることが極めて重要である。

その際、通常の経済活動の主体として国民経済に大きな位置を占め、かつ、他の主体にも大きな影響力を有する国及び独立行政法人等（法第2条第5項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）

（以下「国等」という。）並びに地方公共団体及び地方独立行政法人（以下「地方公共団体等」という。）が果たす役割は極めて大きい。国等及び地方公共団体等が自ら率先して障害者就労施設等からの物品等の調達を推進し、これを呼び水とすることにより、民間部門へも取組の輪を広げ、障害者就労施設等からの物品等に対する我が国全体の需要を増進することが重要である。この基本方針に基づく障害者就労施設等からの物品等の調達の推進は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第18条（職業相談等）及び第19条（雇用の促進等）の趣旨にも合致するものである。

(2) 基本的考え方

国及び独立行政法人等は、法第3条の規定に基づき、物品等の調達に当たっては、障害者就労施設等の受注の機会の増大を図るため、予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に障害者就労施設等から物品等を調達するよう努めなければならないこととされている。

また、法第6条の規定に基づき、各省各庁の長（法第2条第7項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）及び独立行政法人等の長（当該独立行政法人等が特殊法人である場合にあっては、その代表者。以下同じ。）は、毎年度、基本方針に即して、物品等の調達に関し、当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を作成・公表し、当該調達方針に基づき、当該年度における物品等の調達を行うこととなる。

その際、具体的には以下のような基本的考え方にとり、調達を行うものとする。

- ① 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進の意義を踏まえ、分野を限定することなく調達するよう努めるものとする。
- ② 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する施策の実施に当たっては、国等の調達に関する他の施策との調和を図るものとする。
- ③ 政府調達に関する協定との整合性に配慮し、国際貿易に対する不必要な障害とならないように努める等、他の行政目的との調和を図るものとする。

2. 優先的に障害者就労施設等から調達すべき物品等の種類その他の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本的事項

(1) 基本的考え方

国等は、障害者就労施設等が供給できる物品等の特性を踏まえつつ、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に努めるものとする。例えば、物品においては庁用品、各種記念品、食料品・弁当等、役務においては印刷、クリーニング、清掃、会議の議事録作成、ホームページ管理等が国等において実績として調達されているところであり、引き続きこれらの物品等の調達を積極的に行うとともに、

これまで調達の実績のない物品等の調達についても検討するものとする。

(2) 調達に当たり留意すべき点

物品等の調達に当たっては、(1)に掲げる基本的考え方のほか、以下の点にも留意するものとする。

- ① 予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第5項に基づく随意契約により調達を行う場合には、障害者就労施設等からの調達の推進に配慮するよう努めるものとする。
- ② 調達に当たっての仕様等を定める際には、調達により達成しようとする行政目的等も踏まえて必要十分かつ明確なものとするとともに、予定価格については、取引の実例価格等を考慮して適正なものとなるよう設定するものとする。また、求める要件、評価の方法、契約の手続等を定める際その他の契約の実施の際には、障害者就労施設等がその特性により当該調達から不当に排除されないようにする等、競争への参加の機会の確保に留意するものとする。
- ③ 物品等の発注は、可能な限り計画的なものとするとともに、障害者就労施設等からの物品等の調達に配慮した納期の設定等に努めるものとする。
- ④ 地方支分部局等において使用される物品等については、地方支分部局等における障害者就労施設等からの調達を促進することにより、当該地方支分部局等が存する地域周辺の障害者就労施設等の受注機会の増大を図るよう努めるものとする。

(3) その他

国等は、物品等の調達を障害者就労施設等にあっせんし又は国等と障害者就労施設等との間の物品等の調達を仲介する等の業務を行う共同受注窓口について、障害者就労施設等の質の向上及び供給の円滑化に資するものであることに鑑み、契約上障害者就労施設等からの直接の調達とはならない場合であっても、結果的に障害者就労施設等が供給する物品等の調達となっている場合には、障害者就労施設等からの物品等の調達に準じて取り扱うものとする。

3. 障害者就労施設等に対する国等による物品等の調達に関する情報の提供に関する基本的事項

国等は、透明性の向上及び公正な競争の確保に留意しつつ、障害者就労施設等に対する物品等の調達に関する情報の提供を促進するため、次の措置を講ずるものとする。

- ① 一般競争契約等による調達に関する情報及びそれらに係る落札結果等に関する情報を、ホームページへの掲載等により、障害者就労施設等に提供するよう努めるものとする。
- ② 調達計画の策定が可能な物品等の調達については、当該計画を積極的に定め、障害者就労施設等に提供するよう努めるものとする。
- ③ 物品等の調達に際しては、障害者就労施設等の入札等が円滑に行われるよう、必要に応じ障害者就労施設等に対して規格等必要な事項について懇切丁寧に説明するよう努めるものとする。

4. その他障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する重要事項

(1) 調達の推進体制の在り方

国等においては、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するための体制を整備するものとする。原則として、体制には各機関の全ての内部組織が参画することとし、特に、会計・調達担当部局が主体的に関与することが必要である。

(2) 調達方針の作成における留意事項

① 適用範囲

調達方針は原則として、各機関の全ての内部組織に適用するものとする。ただし、一律に物品等の調達を推進することが困難である場合においては、個別に調達方針を作成するものとする。

② 目標設定

調達方針の目標設定に当たっては、物品及び役務の種別ごとに、調達実績額が前年度を上回ることを目標とするなど、障害者就労施設等からの物品等の調達が着実に推進されるよう設定するものとする。

(3) 調達実績の概要の取りまとめ及び公表の方法等

① 各省各庁及び独立行政法人等における対応

各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、障害者就労施設等からの物品等の調達の実績の概要を公表する際は、できる限り分かりやすい形で公表するように努めるものとする。

② 厚生労働省における対応

厚生労働大臣は、法第7条第1項の規定に基づき、各省各庁の長及び独立行政法人等の長から通知された障害者就労施設等からの物品等の調達（共同受注窓口との契約による調達を含む。以下この項において同じ。）の実績の概要を取りまとめ、国等における障害者就労施設等からの物品等の全体の調達額、物品及び役務ごとの調達額並びに主な調達品目を公表するものとする。

また、厚生労働大臣は、地方公共団体等における障害者就労施設等からの物品等の調達の実績について、都道府県の協力を得て、国等の概要に準じて取りまとめ、公表するものとする。

(4) 公契約における障害者の就業を促進するための措置等

法第10条の規定に基づき、国等は、公契約について、障害者の就業を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとされている。

具体的な措置については、同条に例示するもののほか、例えば、以下に掲げるものが挙げられる。

① 競争に参加するものに対して、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）第43条第1項に規定する法定雇用障害者数（以下単に「法定雇用障害者数」という。）以上の障害者を雇用している事業主であるか又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達している者であるかについて申告を行わせ、法定雇用障害者数以上の障害者を雇用していない事業主又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していない者に対して適切な機関を教示する等障害者の就業の促進に関して理解を求めること。

② 随意契約において、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条の6の規定に基づき、2人以上の者から見積書を徴する場合には、法定雇用障害者数以上の障害者を雇用している事業

主、障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達している者又は障害者就労施設等を1人以上含めて徴するよう努めること。

- ③ 随意契約において、見積書を徴することを省略する場合には、法定雇用障害者数以上の障害者を雇用している事業主、障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達している者又は障害者就労施設等を優先して契約の相手方とするよう努めること。

(5) 関係省庁等連絡会議の設置

障害者就労施設等からの物品等の調達を各機関が一体となって効果的に推進していくため、各機関間の円滑な連絡調整、推進策の検討等を行う関係省庁等連絡会議を設置する。

(6) 本基本方針の見直し

国は、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に資するように、必要に応じて、本基本方針の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて、必要な見直しを行うものとする。

その際、国等における障害者就労施設等からの物品等の調達の円滑な実施に資するよう、厚生労働大臣は、本基本方針の見直しに係る検討の段階から、各省各庁の長、独立行政法人等の長及び地方公共団体等の長に対し、検討の対象となる事項に係る情報を提供するものとする。各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、検討の結果、本基本方針が見直されることとなった場合に必要な措置を円滑に講ずることができるよう、厚生労働大臣から提供を受けた情報を活用しつつ、あらかじめ、現状把握等必要な準備を行うよう努めるものとする。

(7) 厚生労働大臣及び内閣総理大臣の要請

各省各庁の長等（法第5条第3項に規定する各省各庁の長等をいう。）は、法第8条の規定に基づく厚生労働大臣又は内閣総理大臣からの要請があった場合には、厚生労働大臣及び内閣総理大臣に対し、対応等について報告するものとする。

表1-⑤ 予算決算及び会計令（昭和二十二年四月三十日勅令第百六十五号）（抜粋）

（随意契約によることができる場合）

第九十九条 会計法第二十九条の三第五項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 国の行為を秘密にする必要があるとき。
- 二 予定価格が二百五十万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- 三 予定価格が百六十万円を超えない財産を買い入れるとき。
- 四 予定賃借料の年額又は総額が八十万円を超えない物件を借り入れるとき。
- 五 予定価格が五十万円を超えない財産を売り払うとき。
- 六 予定賃貸料の年額又は総額が三十万円を超えない物件を貸し付けるとき。
- 七 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が百万円を超えないものをするとき。
- 八 運送又は保管をさせるとき。
- 九 沖縄振興開発金融公庫その他特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人のうち財務大臣の指定するものとの間で契約をするとき。
- 十 農場、工場、学校、試験所、刑務所その他これらに準ずるものの生産に係る物品を売り払うとき。
- 十一 国の需要する物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品を売り払うとき。
- 十二 法律の規定により財産の譲与又は無償貸付けをすることができる者にその財産を売り払い又は有償で貸し付けるとき。
- 十三 非常災害による罹災者に国の生産に係る建築材料を売り払うとき。
- 十四 罹災者又はその救護を行なう者に災害の救助に必要な物件を売り払い又は貸し付けるとき。
- 十五 外国で契約をするとき。
- 十六 都道府県及び市町村その他の公法人、公益法人、農業協同組合又は農業協同組合連合会から直接に物件を買い入れ又は借り入れるとき。
- 十六の二 慈善のため設立した救済施設から直接に物件を買い入れ若しくは借り入れ又は慈善のため設立した救済施設から役務の提供を受けるとき。
- 十七 開拓地域内における土木工事をその入植者の共同請負に付するとき。
- 十八 事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は商工組合若しくは商工組合連合会の保護育成のためこれらの者から直接に物件を買い入れるとき。
- 十九 学術又は技芸の保護奨励のため必要な物件を売り払い又は貸し付けるとき。
- 二十 産業又は開拓事業の保護奨励のため、必要な物件を売り払い若しくは貸し付け、又は生産者から直接にその生産に係る物品を買い入れるとき。
- 二十一 公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要な物件を直接に公共団体

又は事業者に売り払い、貸し付け又は信託するとき。

二十二 土地、建物又は林野若しくはその産物を特別の縁故がある者に売り払い又は貸し付けるとき。

二十三 事業経営上の特別の必要に基づき、物品を買い入れ若しくは製造させ、造林をさせ又は土地若しくは建物を借り入れるとき。

二十四 法律又は政令の規定により問屋業者に販売を委託し又は販売させるとき。

二十五 国が国以外の者に委託した試験研究の成果に係る特許権及び実用新案権の一部を当該試験研究を受託した者に売り払うとき。

(見積書の徴取)

第九十九条の六 契約担当官等は、随意契約によろうとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない。

平成27年度における厚生労働省の障害者就労施設等からの 物品等の調達を推進を図るための方針

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針（平成25年4月23日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、平成27年度における厚生労働省の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定める。

1 障害者就労施設等からの物品等の調達の目標

障害者就労施設等（法第2条第4項に規定する障害者就労施設等をいう。以下同じ。）からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達については、「別紙1」の物品及び役務の種別毎に、前年度の実績を上回ることを目標とする。

また、引き続き好事例等を省内全てに周知徹底すること等により、更なる目標値の引き上げを図る。

2 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する事項

厚生労働省においては、障害者就労施設等からの物品等の調達について、基本方針に即するとともに、次のとおり取り組む。

（1）調達方針の適用範囲

調達方針は、厚生労働省内の内部部局、施設等機関、地方支分部局及び外局の全ての部局に適用する。

なお、調達を担当する部局（以下、「調達担当部局」という。）は、「別紙1」の物品・役務の品目分類及び調達先の分類を参考に、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進する。

（2）随意契約の活用等

物品等の調達に当たっては、予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、法の趣旨に基づいて、予算決算及び会計令（昭和22年勅令

第165号)第99条第16号の2を適用して障害者就労施設等と随意契約を締結するなど、障害者就労施設等からの物品等の調達を積極的に推進する。

また、競争参加資格を定めるに当たっては、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第43条第1項に規定する法定雇用障害者数以上の障害者を雇用していること又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していることに配慮する等障害者の就労を促進するために必要な措置を講ずるよう努める。

(3) 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進体制

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、本省に推進本部を設置する。推進体制は「別紙2」のとおりとする。

なお、推進本部においては、1の目標達成に向けて、各調達担当部局が設定した目標の管理を行うとともに、調達の現状を分析し、実績の向上を図るために有益な情報提供を行うほか、必要に応じて、各調達担当部局に対し改善策を指示する。

(4) 地方支分部局等における調達の推進

地方支分部局及び施設等機関(以下、「地方支分部局等」という。)において使用される物品等については、地方支分部局等における障害者就労施設等からの調達を促進するため、例えば、地域において障害者就労施設等に関する情報を収集し、障害者就労施設等から調達可能な物品等を検討すること等により、当該地方支分部局等が存する地域周辺の障害者就労施設等の受注機会の増大に努める。

(5) 調達実績の報告、取りまとめ及び公表の方法

① 各調達担当部局は、会計年度終了後に、前年度の障害者就労施設等からの物品等の調達実績を大臣官房会計課に報告する。

② 大臣官房会計課は、①による各調達担当部局からの報告を取りまとめ、法第7条第1項に基づき、その概要を速やかに厚生労働省ホームページに公表するとともに、厚生労働大臣(社会・援護局障害保健福祉部)に通知する。

別紙1

【物品・役務の品目分類】

種別	品目	具 体 例
物 品	① 事務用品・書籍	筆記具、事務用具、用紙、封筒、ゴム印、書籍 など
	② 食料品・飲料品	パン、弁当・おにぎり、麺類、加工食品、菓子類、飲料、コーヒー・茶、米、野菜、果物 など
	③ 小物雑貨	衣服・身の回り品・装身具、食器類、絵画・彫刻、木 工品・金工品・刺繍品・陶磁器・ガラス製品、おもち ゃ・人形、楽器、各種記念品、清掃用具、防災用品、 非常食、花苗 など
	④ その他の物品	机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具、 器物台、プランター、車いす、杖、点字ブロック、照 明器具等上記以外の物品
役 務	① 印刷	ポスター、チラシ、リーフレット、報告書・冊子、名 刺、封筒などの印刷
	② クリーニング	クリーニング、リネンサプライ など
	③ 清掃・施設管理	清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理、自動販売機 管理 など
	④ 情報処理・テープ起こし	ホームページ作成、プログラミング、データ入力・集 計、テープ起こし など
	⑤ 飲食店等の運営	売店、レストラン、喫茶店 など
	⑥ その他のサービス・役務	仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷 物折り、おしぼり類折り、筆耕、文書の廃棄（シュレ ッター）、資源回収・分別 など

【調達先の分類】

a	就労継続支援A型・B型	障害者総合支援法第5条第14項に規定され、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所。
	就労移行支援	障害者総合支援法第5条第13項に規定され、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所
	生活介護	障害者総合支援法第5条第7項に規定され、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する事業所。
	障害者支援施設	障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）。
	地域活動支援センター	障害者総合支援法第5条第25項に規定され、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所。
	小規模作業所	障害者基本法第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設。
b	共同受注窓口	受注内容に対応可能な複数の障害福祉サービス事業所にあっせん・仲介する業務を行う。
c	特例子会社	障害者の雇用に特別の配慮をし、雇用される障害者数や割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた会社。
	重度障害者多数雇用事業所	重度身体障害者等を常時労働者として多数雇い入れるか継続して雇用している事業主。
	在宅就業障害者	自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者。
	在宅就業支援団体	在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体。

障害者就労施設等からの物品等の調達の推進体制

— 推 進 本 部 —

本部長： 総括審議官
副本部長： 大臣官房会計課長
本部長員： 大臣官房地方課長
大臣官房厚生科学課長
医政局医療経営支援課長
医薬食品局食品全部企画情報課長
労働基準局労災管理課長
労働基準局労働保険徴収課長
職業安定局雇用保険課長
職業安定局雇用開発部障害者雇用対策課長
雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長
雇用均等・児童家庭局育成環境課長
社会・援護局障害保健福祉部企画課長
社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長
年金局事業企画課長

各調達担当部局

総務省の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針（平成25年4月23日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、平成25年度以降における総務省の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定める。

1 障害者就労施設等からの物品等の調達の目標

障害者就労支援等（法第2条第4項に規定する障害者就労施設等をいう。以下同じ。）からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達については、「別紙」からの物品及び役務の種別毎に前年度実績（規模が大きく、かつ周期的に実施される調査や選挙に係る用品等は除く。）を上回ることを目標とする。

大臣官房会計課は、目標達成を支援するため、必要に応じ好事例等を省内に周知する。

2 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する事項

総務省においては、障害者就労施設等からの物品等の調達について、基本方針に即するとともに、次のとおり取り組む。

（1）調達方針の適用範囲

調達方針は、総務省内の内部部局、施設等機関、地方支分部局及び外局の全ての部局に適用する。

なお、調達を担当する部局（以下、「調達担当部局」という。）は、「別紙」の物品・役務の品目分類及び調達先の分類を参考に、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進する。

（2）随意契約の活用等

物品等の調達に当たっては、予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、法の趣旨に基づいて予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条第16号の2を適用して障害者就労施設等と随意契約を締結するなど、障害者就労施設等からの物品等の調達を積極的に推進する。

また、競争参加資格を定めるに当たっては、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項に規定する法定雇用障害者数以上の障害者を雇用していること又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していることに配慮する等、障害者の就労を促進するために必要な措置を講ずるよう努める。

(3) 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進体制

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、本省に推進本部を設置する。
推進体制は下記のとおりとする。

なお、推進本部においては、1の目標達成に向けて、各調達担当部局が設定した目標の管理を行うとともに、調達の現状を分析し、実績の向上を図るために有益な情報提供を行うほか、必要に応じて、各調達担当部局に対し改善策を指示する。

【推進本部の構成員】

本部長：大臣官房長

副本部長：大臣官房会計課長

本部長：官房会計課における物品等の調達に関係する会計課職員

その他、推進本部が必要と認めるときは、上記以外の各調達担当部局関係者を参画させることができる。

(4) 地方支分部局における調達の推進

地方支分部局及び施設等機関（以下、「地方支分部局等」という。）において使用される物品等については、地方支分部局等における障害者就労施設等からの調達を促進するため、例えば地域において障害者就労施設等に関する情報を収集し、障害者就労施設等から調達可能な物品等を検討すること等により、当該地方支分部局等が存する地域周辺の障害者就労施設等の受注機会の増大に努める。

(5) 調達実績の報告、取りまとめ及び公表の方法

- ① 各調達担当部局は、会計年度終了後に、前年度障害者就労施設等からの物品等の調達実績を大臣官房会計課に報告する。
- ② 大臣官房会計課は、①による各調達担当部局からの報告を取りまとめ、法第7条第1項に基づき、その概要を総務省ホームページに公表する。

別 紙

【物品・役務】

種別	品 目	具 体 例
物 品	① 事務用品・書籍	筆記具、事務用具、用紙、封筒、ゴム印、書籍 など
	② 食料品・飲料品	パン、弁当・おにぎり、麺類、加工食品、菓子類、飲料、 コーヒー・茶、米、野菜、果物 など
	③ 小物雑貨	衣服、身の回り品・装身具、食器類、絵画
	④ その他の物品	机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具、 器物台、プランター、車いす、杖、点字ブロック等上記 以外の物品
役 務	① 印刷	ポスター、チラシ、リーフレット、報告書・冊子、名刺、 封筒などの印刷
	② クリーニング	クリーニング、リネンサプライ など
	③ 清掃・施設管理	清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理、自動販売機管 理 など
	④ 情報処理・テープ起 こし	ホームページ作成、プログラミング、データ入力・集計、 テープ起こし など
	⑤ 飲食店等の運営	売店、レストラン、喫茶店 など
	⑥ その他のサービ ス・役務	仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷物 折り、おしぼり類折り、筆耕、文書の廃棄（シュレッダ ー）、資源回収・分別 など

【障害者就労施設等の分類】

障害者福祉サービス事業所等	就労継続支援 A・B 型	障害者総合支援法第 5 条第 1 4 項に規定され、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所
	就労移行支援	障害者総合支援法第 5 条第 1 3 項に規定され、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所
	生活介護	障害者総合支援法第 5 条第 7 項に規定され、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する事業所
	障害者支援施設	障害者総合支援法第 5 条第 1 1 項に規定する障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）
	地域活動支援センター	障害者総合支援法第 5 条第 2 5 項に規定され、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所
	小規模作業所	障害者基本法第 2 条第 1 号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第 1 8 条第 3 項の規定により必要な費用の助成を受けている施設
共同受注窓口	受注内容に対応可能な複数の障害福祉サービス事業所にあつせん・仲介する業務を行う	
在宅・就業障害者等	特例子会社	障害者の雇用に特別の配慮をし、雇用される障害者数や割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた会社
	重度障害者多数雇用事業所	重度身体障害者等を常時労働者として多数雇い入れるか継続して雇用している事業主
	在宅就業障害者	自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者
	在宅就業支援団体	在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体

平成27年度における警察庁の障害者就労施設等からの
物品等の調達推進を図るための方針

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針（平成25年4月23日閣議決定。）に即して、平成27年度における警察庁の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定める。

1 障害者就労施設等からの物品等の調達の目標

障害者就労施設等（法第2条第4項に規定する障害者就労施設等をいう。以下同じ。）からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達については、前年度の実績を上回ることを目標とする。

さらに、好事例等を庁内全てに周知徹底すること等により推進する。

2 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する事項

警察庁においては、障害者就労施設等からの物品等の調達について、次のとおり取り組む。

(1) 調達方針の適用範囲

調達方針は、警察庁、附属機関、地方機関及び都道府県警察の各部局に適用する。

なお、調達を担当する部局（以下「調達担当部局」という。）は、「別紙1」の物品等の品目分類及び調達先の分類を参考に、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進する。

(2) 随意契約の活用等

物品等の調達に当たっては、予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、法の趣旨に基づいて、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条第16号の2の規定を適用して障害者就労施設等と随意契約を締結するなど、障害者就労施設等からの物品等の調達を積極的に推進する。

また、競争に参加するものに対して、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項に規定する法定雇用障害

者数以上の障害者を雇用していること等を確認し、障害者の就労を促進するために必要な措置を講ずるよう努める。

(3) 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進体制

警察庁における障害者就労施設等からの物品等の調達は、警察庁会計業務改善委員会（別紙２）により推進する。

(4) 附属機関、地方機関及び都道府県警察（以下「附属機関等」という。）における調達の推進

附属機関等において使用される物品等については、附属機関等における障害者就労施設等からの調達を促進するため、例えば、地域において障害者就労施設等に関する情報を収集し、障害者就労施設等から調達可能な物品等を検討すること等により、当該附属機関等が存する地域周辺の障害者就労施設等の受注機会の増大に努める。

(5) 調達実績の報告、取りまとめ及び公表の方法

ア 各調達担当部局は、会計年度終了後に、前年度の障害者就労施設等からの物品等の調達実績を長官官房会計課に報告する。

イ 長官官房会計課は、アによる各調達担当部局からの報告を取りまとめ、法第7条第1項に基づき、その概要を警察庁ホームページに公表するとともに、厚生労働大臣に通知する。

【物品等の品目分類】

種別	品 目	具 体 例
物 品	① 事務用品・書籍	筆記具、事務用具、用紙、封筒、ゴム印、書籍 など
	② 食料品・飲料品	パン、弁当・おにぎり、麺類、加工食品、菓子類、飲料、コーヒー・茶、米、野菜、果物 など
	③ 小物雑貨	衣服・身の回り品・装身具、食器類、清掃用具、防災用品、非常食 など
	④ その他の物品	机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具等上記以外の物品
役 務	① 印刷	ポスター、チラシ、リーフレット、報告書・冊子、名刺、封筒などの印刷
	② クリーニング	クリーニング、リネンサプライ など
	③ 清掃・施設管理	清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理、自動販売機管理 など
	④ 情報処理・テープ起こし	ホームページ作成、プログラミング、データ入力・集計、テープ起こし など
	⑤ 飲食店等の運営	売店、レストラン、喫茶店 など
	⑥ その他の役務	仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、筆耕、文書の廃棄（シュレッダー）、資源回収・分別、寝具類レンタル等上記以外の役務

【調達先の分類】

障害福祉サービス事業所等	就労継続支援 A 型・B 型	障害者総合支援法第 5 条第 1 4 項に規定され、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所
	就労移行支援	障害者総合支援法第 5 条第 1 3 項に規定され、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所
	生活介護	障害者総合支援法第 5 条第 7 項に規定され、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する事業所
	障害者支援施設	障害者総合支援法第 5 条第 1 1 項に規定する障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）
	地域活動支援センター	障害者総合支援法第 5 条第 2 5 項に規定され、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所
	小規模作業所	障害者基本法第 2 条第 1 項に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第 1 8 条第 3 項の規定により必要な費用の助成を受けている施設
注共同窓口受	共同受注窓口	受注内容に対応可能な複数の障害福祉サービス事業所にあっせん・仲介する業務を行う組織
企業・在宅就業障害者等	特例子会社	障害者の雇用に特別の配慮をし、雇用される障害者数や割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた会社
	重度障害者多数雇用事業所	重度身体障害者等を常時労働者として多数雇い入れるか継続して雇用している事業主
	在宅就業障害者	自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者
	在宅就業支援団体	在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体

警察庁会計業務改善委員会設置要綱

1 設置

警察庁に、警察庁会計業務改善委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 任務

委員会は、行政事業レビュー、調達改善の取組等、警察庁における会計業務の改善に係る各種取組の推進を図ることを任務とする。

3 構成及び運営

(1) 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

(2) 委員長、副委員長及び委員は、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

委員長 官房長

副委員長 総務課長、会計課長

委員 参事官（企画担当）、生活安全企画課長、刑事企画課長、
組織犯罪対策企画課長、交通企画課長、警備企画課長、外事課長、
情報通信企画課長、警察大学校教務部長、科学警察研究所総務部長、
皇宮警察本部副本部長

(3) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会への出席を求めることができる。

(4) 委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

(5) 委員会の庶務は、会計課において処理する。

平成27年度における法務省の障害者就労施設等からの 物品等の調達を推進を図るための方針

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針（平成25年4月23日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、平成27年度における法務省の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「方針」という。）を次のとおり定める。

1 障害者就労施設等からの物品等の調達の目標

障害者就労施設等（法第2条第4項に規定する障害者就労施設等をいう。以下同じ。）からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達については、別紙1の物品及び役務の種別ごとに、前年度の実績を上回ることを目標とする。

また、必要に応じ好事例等を省内全てに周知徹底するとともに、過去の物品等の調達実績も考慮し、調達の推進に努める。

2 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する事項

障害者就労施設等からの物品等の調達について、基本方針に即するとともに、次のとおり取り組む。

(1) 方針の適用範囲

方針は、本省内部部局、施設等機関、特別の機関、地方支分部局及び外局の全ての部局に適用する。

なお、調達を担当する部局（以下「調達担当部局」という。）は、別紙1の物品及び役務の品目分類及び調達先の分類を参考に、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進する。

(2) 調達における留意事項

物品等の調達に当たっては、予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、法の趣旨に基づいて、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条第16号の2を適用して障害者就労施設等と随意契約を締結するなど、障害者就労施設等からの物品等の調達を積極的に推進する。

また、競争参加資格を定めるに当たっては、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項に規定する法定雇用障害者数以上の障害者を雇用していること又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していることに配慮する等障害者の就労を促進するために必要な措置を講ずるよう努める。

(3) 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進体制

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、省内に別紙2のとおり推進連絡会議を設置する。

なお、推進連絡会議においては、1の目標達成に向けて、調達の現状を分析し、実績の向上を図るために有益な情報提供を行うほか、必要に応じて、各調達担当部局に対し改善策を指示する。

(4) 地方支分部局等における調達の推進

地方支分部局、施設等機関、特別の機関及び外局（以下「地方支分部局等」という。）において使用される物品等については、地方支分部局等における障害者就労施設等からの調達を促進するため、例えば、地域において障害者就労施設等に関する情報を収集し、障害者就労施設等から調達可能な物品等を検討すること等により、当該地方支分部局等が存する地域周辺の障害者就労施設等の受注機会の増大に努める。

(5) 調達実績の報告、取りまとめ及び公表の方法

① 各調達担当部局は、会計年度終了後に、前年度の障害者就労施設等からの物品等の調達実績を大臣官房会計課に報告する。

② 大臣官房会計課は、法第7条第1項に基づき、①による各調達担当部局からの報告を取りまとめ、その概要を速やかに法務省ホームページに公表するとともに、厚生労働大臣に通知する。

(物品等の品目分類)

種別	品 目	具体例
物品	① 事務用品・書籍	筆記具, 事務用具, 用紙, 封筒, ゴム印, 書籍等
	② 食料品・飲料品	パン, 弁当, おにぎり, 麺類, 加工食品, 菓子類, 飲料, コーヒー, 茶, 米, 野菜, 果物等
	③ 小物雑貨	衣服・身の回り品・装身具, 食器類, 絵画・彫刻, 木工品・金工品・刺繍品・陶磁器, ガラス製品, おもちゃ・人形, 楽器, 各種記念品, 清掃用具, 防災用品, 非常食, 花苗等
	④ その他の物品	机・テーブル, 椅子, キャビネット, ロッカー, 寝具, 器物台, プランター, 車いす, 杖, 点字ブロック, 照明器具等上記以外の物品
役務	① 印刷	ポスター, チラシ, リーフレット, 報告書・冊子, 名刺, 封筒等の印刷
	② クリーニング	クリーニング, リネンサプライ等
	③ 清掃・施設管理	清掃, 除草作業, 施設管理, 駐車場管理, 自動販売機管理等
	④ 情報処理・テープ起こし	ホームページ作成, プログラミング, データ入力・集計, テープ起こし等
	⑤ 飲食店等の運営	売店, レストラン, 喫茶店等
	⑥ その他のサービス・役務	仕分け・発送, 袋詰・包装・梱包, 洗浄, 解体, 印刷物折り, おしぼり類折り, 筆耕, 文書の廃棄(シュレッダー), 資源回収・分別等

(調達先の分類)

分類	施設等の名称	説明
a	就労継続支援 A 型, B 型	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）（以下「障害者総合支援法」という。）第 5 条第 14 項に規定され、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所。
	就労移行支援	障害者総合支援法第 5 条第 13 項に規定され、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所。
	生活介護	障害者総合支援法第 5 条第 7 項に規定され、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する事業所。
	障害者支援施設	障害者総合支援法第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）。
	地域活動支援センター	障害者総合支援法第 5 条第 25 項に規定され、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所。
	小規模作業所	障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 2 条第 1 号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第 18 条第 3 項の規定により必要な費用の助成を受けている施設。
b	共同受注窓口	受注内容に対応可能な複数の障害福祉サービス事業所にあっせん・仲介する業務を行う。
c	特例子会社	国等による障害者施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成 25 年政令第 22 号）（以下「令」という。）第 1 条第 1 号に規定する事業所（障害者の雇用に特別の配慮をし、雇用される障害者数や割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた会社。）。
	重度障害者多数雇用事業所	令第 1 条第 2 号に規定する事業所（重度身体障害者等を常時労働者として多数雇い入れるか継続して雇用している事業所。）。
	在宅就業障害者	自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者。
	在宅就業支援団体	在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体。

障害者就労施設等からの物品等の調達の推進体制

推進連絡会議

大臣官房長
大臣官房秘書課長
大臣官房会計課長
大臣官房施設課長
民事局総務課長
刑事局総務課長
矯正局総務課長
保護局総務課長
入国管理局総務課長
公安調査庁総務部総務課長
(事務局 大臣官房会計課)

各調達担当部局

平成27年度における財務省の障害者就労施設等からの 物品等の調達の推進を図るための方針

平成27年3月31日
財 務 省

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針（平成25年4月23日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、平成27年度における財務省の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定める。

1 障害者就労施設等からの物品等の調達の目標

障害者就労施設等（法第2条第4項に規定する障害者就労施設等をいう。以下同じ。）からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達については、「別紙1」の物品等の種別ごとに、前年度の実績を上回ることを目標とする。

また、引き続き好事例等を省内全てに周知徹底するとともに、過去の物品等の調達実績も考慮し調達の推進に努める。

2 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する事項

財務省においては、障害者就労施設等からの物品等の調達について、基本方針に即するとともに、次のとおり取り組む。

（1）調達方針の適用範囲

調達方針は、本省の内部部局、施設等機関及び地方支分部局並びに外局に適用する。

なお、調達を担当する部局（以下「調達担当部局」という。）は、「別紙1」の物品等の品目分類及び調達先の分類を参考に、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進する。

（2）調達における留意事項

物品等の調達に当たっては、予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、法の趣旨に基づいて、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条第16号の2を適用して障害者就労施設等と随意契約を締結するなど、障害者就労施設等からの物品等の調達を積極

的に推進する。

また、競争参加資格を定めるに当たっては、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項に規定する法定雇用障害者数以上の障害者を雇用していること又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していることに配慮する等障害者の就労を促進するために必要な措置を講ずるよう努める。

（3）障害者就労施設等からの物品等の調達の推進体制

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、本省に推進連絡会議を設置する。推進体制は「別紙2」のとおりとする。

なお、推進連絡会議においては、1の目標達成に向けて、調達の現状を分析し、実績の向上を図るために有益な情報提供を行うほか、必要に応じて、各調達担当部局に対し改善策を指示する。

（4）地方支分部局における調達の推進

地方支分部局において使用される物品等については、地方支分部局における障害者就労施設等からの調達を促進するため、例えば、地域において障害者就労施設等に関する情報を収集し、障害者就労施設等から調達可能な物品等を検討すること等により、当該地方支分部局が存する地域周辺の障害者就労施設等の受注機会の増大に努める。

（5）調達実績の報告、取りまとめ及び公表の方法

- ① 各調達担当部局は、会計年度終了後に、前年度の障害者就労施設等からの物品等の調達実績を大臣官房会計課に報告する。
- ② 大臣官房会計課は、①による各調達担当部局からの報告を取りまとめ、法第7条第1項に基づき、その概要を速やかに財務省ホームページに公表するとともに、厚生労働大臣に通知する。

別紙 1

【物品等の品目分類】

種別	品目	具体例
物 品	① 事務用品・書籍	筆記具、事務用具、用紙、封筒、ゴム印、書籍 など
	② 食料品・飲料品	パン、弁当・おにぎり、麺類、加工食品、菓子類、飲料、 コーヒー・茶、米、野菜、果物 など
	③ 小物雑貨	衣服・身の回り品・装身具、食器類、絵画・彫刻、木工 品・金工品・刺繍品・陶磁器・ガラス製品、おもちゃ・ 人形、楽器、各種記念品、清掃用具、防災用品、非常食、 花苗 など
	④ その他の物品	机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具、 器物台、プランター、車いす、杖、点字ブロック等上記 以外の物品
役 務	① 印刷	ポスター、チラシ、リーフレット、報告書・冊子、名刺、 封筒などの印刷
	② クリーニング	クリーニング、リネンサプライ など
	③ 清掃・施設管理	清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理、自動販売機管 理 など
	④ 情報処理・テープ起こし	ホームページ作成、プログラミング、データ入力・集計、 テープ起こし など
	⑤ 飲食店等の運営	売店、レストラン、喫茶店 など
	⑥ その他のサービス・役務	仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷物 折り、おしぼり類折り、筆耕、文書の廃棄（シュレッダ ー）、資源回収・分別 など

【調達先の分類】

a	就労継続支援A型・B型	障害者総合支援法第5条第14項に規定され、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所。
	就労移行支援	障害者総合支援法第5条第13項に規定され、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所。
	生活介護	障害者総合支援法第5条第7項に規定され、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する事業所。
	障害者支援施設	障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）。
	地域活動支援センター	障害者総合支援法第5条第25項に規定され、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所。
	小規模作業所	障害者基本法第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設。
b	共同受注窓口	受注内容に対応可能な複数の障害福祉サービス事業所にあっせん・仲介する業務を行う。
c	特例子会社	障害者の雇用に特別の配慮をし、雇用される障害者数や割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた会社。
	重度障害者多数雇用事業所	重度身体障害者等を常時労働者として多数雇い入れるか継続して雇用している事業主。
	在宅就業障害者	自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者。
	在宅就業支援団体	在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体。

別紙2

障害者就労施設等からの物品等の調達の推進体制

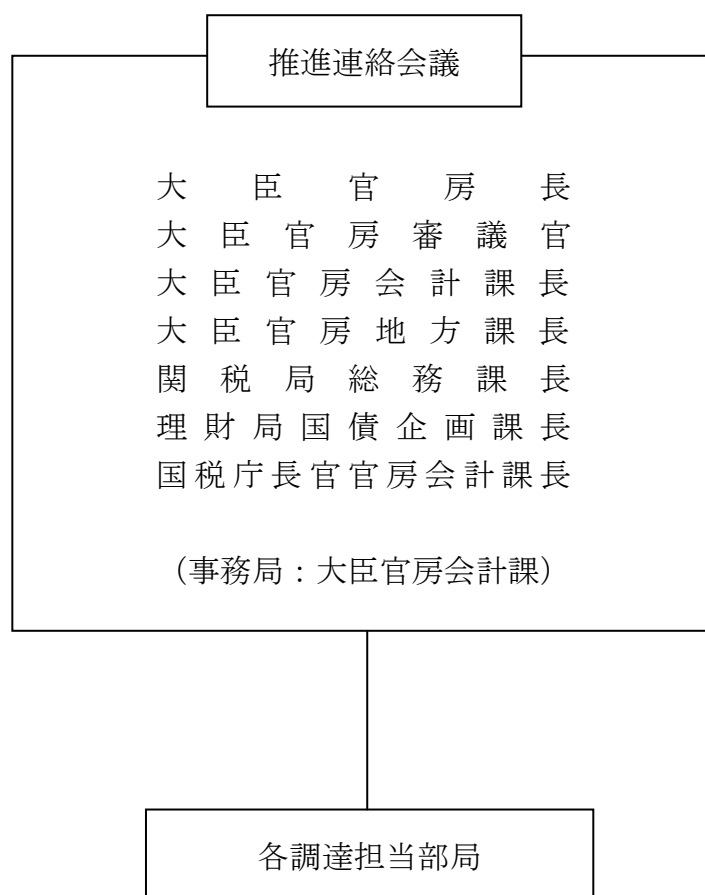


表1-⑪ 平成27年度における農林水産省の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針（平成25年4月23日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、平成27年度における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定める。

1 障害者就労施設等からの物品等の調達の目標

障害者就労施設等（法第2条第4項に規定する障害者就労施設等をいう。以下同じ。）からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達については、「別紙1」の物品及び役務の種別毎に、前年度の実績を上回ることを目標とする。

2 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する事項

障害者就労施設等からの物品等の調達について、基本方針に即するとともに、次のとおり取り組む。

（1）調達方針の適用範囲

調達方針は、本省内部部局、施設等機関、特別の機関、地方支分部局及び外局の全ての部局に適用する。

なお、調達を担当する部局（以下「調達担当部局」という。）は、「別紙1」の物品等の品目分類及び調達先の分類を参考に、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進する。

（2）調達における留意事項

物品等の調達に当たっては、予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、法の趣旨に基づいて、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条第16号の2を適用して障害者就労施設等と随意契約を締結するなど、障害者就労施設等からの物品等の調達を積極的に推進する。

また、競争参加資格を定めるに当たっては、障害者の雇用の促進等に関する法

律（昭和35年法律第123号）第43条第1項に規定する法定雇用障害者数以上の障害者を雇用していること又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していることに配慮する等障害者の就労を促進するために必要な措置を講ずるよう努める。

（3）障害者就労施設等からの物品等の調達の推進体制

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、省内に「別紙2」のとおり連絡会議を設置する。

なお、連絡会議においては、1の目標達成に向けて、調達の現状を分析し、実績の向上を図るために有益な情報提供を行うほか、必要に応じて、各調達担当部局に対し指導・助言等を行う。

さらに、連絡会議事務局においては、障害者就労施設等の名称や取扱品目の情報及び好事例等を各調達担当部局に情報提供を行うとともに、障害者就労施設等からの見積書の徴取状況や調達実績を四半期ごとに把握し、一層の推進に努める。

（4）地方支分部局等における調達の推進

地方支分部局及び施設等機関（以下「地方支分部局等」という。）において使用される物品等については、地方支分部局等における障害者就労施設等からの調達を促進するため、例えば、地域において障害者就労施設等に関する情報を収集し、障害者就労施設等から調達可能な物品等を検討すること等により、当該地方支分部局等が存する地域周辺の障害者就労施設等の受注機会の増大に努める。

（5）調達実績の報告、取りまとめ及び公表の方法

- ① 各調達担当部局は、会計年度終了後に、前年度の障害者就労施設等からの物品等の調達実績を大臣官房経理課に報告する。
- ② 大臣官房経理課は、①による各調達担当部局からの報告を取りまとめ、法第7条第1項に基づき、その概要を速やかに農林水産省ホームページに公表するとともに、厚生労働大臣に通知する。

別紙 1

【物品等の品目分類】

種別	品 目	具 体 例
物 品	① 事務用品・書籍	筆記具、事務用具、用紙、封筒、ゴム印、書籍 など
	② 食料品・飲料品	パン、弁当・おにぎり、麺類、加工食品、菓子類、飲料、 コーヒー・茶、米、野菜、果物 など
	③ 小物雑貨	衣服・身の回り品・装身具、食器類、絵画・彫刻、木工 品・金工品・刺繍品・陶磁器・ガラス製品、おもちゃ・ 人形、楽器、各種記念品、清掃用具、防災用品、非常食、 花苗 など
	④ その他の物品	机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具、 器物台、プランター、車いす、杖、点字ブロック等上記 以外の物品
役 務	① 印刷	ポスター、チラシ、リーフレット、報告書・冊子、名刺、 封筒などの印刷
	② クリーニング	クリーニング、リネンサプライ など
	③ 清掃・施設管理	清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理、自動販売機管 理 など
	④ 情報処理・テープ起こし	ホームページ作成、プログラミング、データ入力・集計、 テープ起こし など
	⑤ 飲食店等の運営	売店、レストラン、喫茶店 など
	⑥ その他のサービス・役務	仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷物 折り、おしぼり類折り、筆耕、文書の廃棄（シュレッダ ー）、資源回収・分別 など

【調達先の分類】

a	就労継続支援A型・B型	障害者総合支援法第5条第14項に規定され、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所。
	就労移行支援	障害者総合支援法第5条第13項に規定され、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所
	生活介護	障害者総合支援法第5条第7項に規定され、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する事業所。
	障害者支援施設	障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）。
	地域活動支援センター	障害者総合支援法第5条第25項に規定され、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所。
	小規模作業所	障害者基本法第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設。
b	共同受注窓口	受注内容に対応可能な複数の障害福祉サービス事業所にあっせん・仲介する業務を行う。
c	特例子会社	障害者の雇用に特別の配慮をし、雇用される障害者数や割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた会社。
	重度障害者多数雇用事業所	重度身体障害者等を常時労働者として多数雇い入れるか継続して雇用している事業主。
	在宅就業障害者	自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者。
	在宅就業支援団体	在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体。

障害者就労施設等からの物品等の調達の推進体制

障害者就労施設等からの物品等の調達推進 省内連絡会議	
<p> 総括責任者 : 大臣官房長 副総括責任者 : 大臣官房経理課長 メンバー : 大臣官房経理課経理調査官 大臣官房経理課関係課長補佐等 課長補佐 (会計班担当) 課長補佐 (用度班担当) 課長補佐 (会計指導第1班担当) 課長補佐 (調達班担当) 課長補佐 (財産管理班担当) 課長補佐 (特別会計経理班担当) 課長補佐 (営繕総括班担当) 企画官 大臣官房及び各局庁の経理・用度担当課長補佐 大臣官房地方課課長補佐 (経理班担当) 国際部国際政策課課長補佐 (経理班担当) 統計部管理課課長補佐 (予算会計班担当) 消費・安全局総務課課長補佐 (会計指導班担当) 食料産業局総務課課長補佐 (会計指導班担当) 生産局総務課課長補佐 (会計指導班担当) 経営局総務課課長補佐 (経理班担当) 農村振興局総務課課長補佐 (経理班担当) 技術会議事務局総務課課長補佐 (経理班担当) 技術会議事務局総務課課長補佐 (契約班担当) 林野庁林政課課長補佐 (会計経理第1班担当) 林野庁林政課課長補佐 (会計経理第2班担当) 水産庁漁政課課長補佐 (経理班担当) 水産庁漁政課課長補佐 (会計班担当) </p>	<p>各調達担当部局</p>

○事務局 大臣官房経理課会計指導第1班

表 1－⑫ 平成 27 年度における経済産業省の障害者就労施設等からの物品等の調達を推進を図るための方針

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 6 条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針（平成 25 年 4 月 23 日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、平成 27 年度における経済産業省の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定める。

1. 障害者就労施設等からの物品等の調達の目標

障害者就労施設等（法第 2 条第 4 項に規定する障害者就労施設等をいう。以下同じ。）からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達については、「別紙 1」の物品及び役務の種別毎に、前年度の実績を上回ることを目標とする。

2. 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する事項

障害者就労施設等からの物品等の調達について、基本方針に即するとともに、次のとおり取り組む。

（1）調達方針の適用範囲

調達方針は、経済産業省の全ての部局（本省の内部部局、施設等機関及び地方支分部局並びに外局）に適用する。

なお、調達を担当する部局（以下、「調達担当部局」という。）は、「別紙 1」の物品・役務の品目分類及び調達先の分類を参考に、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進する。

（2）障害者就労施設等からの物品等の調達の推進体制

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、本省に推進本部を設置する。推進体制は「別紙 2」のとおりとする。

なお、推進本部においては、1 の目標達成に向けて、調達の現状を分析し、実績の向上を図るために有益な情報提供を行うほか、必要に応じて、各調達担当部局に対し改善策を指示する。

(3) 受注機会増大等の推進

物品等の調達に当たっては、予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、以下の点についても配慮することとする。

- ① 障害者就労施設等からの調達可能性を検討し、可能な場合には、ホームページへの掲載等により障害者就労施設等への情報提供を行うこととする。
- ② 障害者就労施設等からの調達が可能となるよう履行期限等を考慮するように努める。
- ③ 障害者就労施設等からの調達に際しては、障害者就労施設等から調達が可能となるよう、性能、規格等必要な事項について、障害者就労施設等に対し十分な説明に努める。

(4) 随意契約の活用等

物品等の調達に当たっては、予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、法の趣旨に基づいて、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条第16号の2を適用して障害者就労施設等と随意契約を締結するなど、障害者就労施設等からの物品等の調達を積極的に推進する。

また、競争参加資格を定めるに当たっては、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第43条第1項に規定する法定雇用障害者数以上の障害者を雇用していること又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していることに配慮する等障害者の就労を促進するために必要な措置を講ずるよう努める。

(5) 地方支分部局等における調達の推進

地方支分部局及び施設等機関（以下、「地方支分部局等」という。）において使用される物品等については、地方支分部局等における障害者就労施設等からの調達を促進するため、例えば、地域において障害者就労施設等に関する情報を収集し、障害者就労施設等から調達可能な物品等を検討すること等により、当該地方支分部局等が存する地域周辺の障害者就労施設等の受注機会の増大に努める。

(6) 調達実績の報告、取りまとめ及び公表の方法

- ① 各調達担当部局は、会計年度終了後に、前年度の障害者就労施設等からの物品等の調達実績を経済産業大臣（大臣官房会計課）に報告する。
- ② 経済産業大臣（大臣官房会計課）は、①による各調達担当部局からの報告を取りまとめ、法第7条第1項に基づき、その概要を速やかに経済産業省ホームページに公表するとともに、厚生労働大臣に通知する。

別紙1

【物品・役務の品目分類】

種別	品目	具 体 例
物 品	① 事務用品・書籍	筆記用具、事務用具、用紙、封筒、ゴム印、書籍 など
	② 食料品・飲料品	パン、弁当・おにぎり、麺類、加工食品、菓子類、飲料、コーヒー・茶、米、野菜、果物 など
	③ 小物雑貨	衣服・身の回り品・装身具、食器類、絵画・彫刻、木工品・金工品・刺繍品・陶磁器・ガラス製品、おもちゃ・人形、楽器、各種記念品、清掃用具、防災用品、非常食、花苗 など
	④ その他の物品	机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具、器物台、プランター、車いす、杖、点字ブロック等上記以外の物品
役 務	① 印刷	ポスター、チラシ、リーフレット、報告書・冊子、名刺、封筒などの印刷
	② クリーニング	クリーニング、リネンサプライ
	③ 清掃・施設管理	清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理、自動販売機管理 など
	④ 情報処理・テープ起こし	ホームページ作成、プログラミング、データ入力・集計、テープ起こし など
	⑤ 飲食店等の運営	売店、レストラン、喫茶店 など
	⑥ その他のサービス・役務	仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷物折り、おしぼり類折り、筆耕、文書の廃棄(シュレッダー)、資源回収・分別 など

【調達先の分類】

a	就労継続支援A型・B型	障害者総合支援法第5条第14項に規定され、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所。
	就労移行支援	障害者総合支援法第5条第13項に規定され、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所。
	生活介護	障害者総合支援法第5条第7項に規定され、常に介護を必要とする人に、昼間、入力、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する事業所。
	障害者支援施設	障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）。
	地域活動支援センター	障害者総合支援法第5条第25項に規定され、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所。
	小規模作業所	障害者基本法第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設。
B	共同受注窓口	受注内容に対応可能な複数の障害福祉サービス事業所にあっせん・仲介する業務を行う。
C	特例子会社	障害者の雇用に特別の配慮をし、雇用される障害者数や割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた会社。
	重度障害者多数雇用事業所	重度身体障害者等を常時労働者として多数雇い入れるか継続して雇用している事業主。
	在宅就業障害者	自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者。
	在宅就業支援団体	在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体。

別紙2

推進本部

- 本部長 : 大臣官房会計課長
- 本部員 : 経済産業政策局地方調整室長
貿易経済協力局貿易保険課長
資源エネルギー庁長官官房総合政策課長
特許庁総務部会計課長
中小企業庁長官官房参事官

(事務局 大臣官房会計課)

なお、本部員には、必要に応じて各調達担当部局の長を追加することとする。

表1-⑬ 平成27年度における国土交通省の障害者就労施設等からの物品等の調達を推進を図るための方針

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針（平成25年4月23日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、平成27年度における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定める。

1 障害者就労施設等からの物品等の調達の目標

障害者就労施設等（法第2条第4項に規定する障害者就労施設等をいう。以下同じ。）からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達（以下「障害者優先調達」という。）については、別紙1の物品等の種別毎に、前年度の実績を上回ることを目標とする。

特に、調達を担当する部局（以下「調達担当部局」という。）のうち前年度に実績がない部局については、確実に実績を挙げられるよう努力する。

2 障害者優先調達の推進に関する事項

障害者優先調達について、基本方針に即するとともに、次のとおり取り組む。

（1）調達方針の適用範囲

調達方針は、本省内部部局、施設等機関、特別の機関、地方支分部局及び外局の全ての部局に適用する。

なお、調達担当部局は、別紙1の物品等の品目分類及び調達先の分類を参考に、障害者優先調達を推進する。

（2）障害者優先調達の推進方法

物品等の調達に当たっては、予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、法の趣旨に基づいて、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条第16号の2を適用して障害者就労施設等と随意契約を締結するなど、障害者優先調達を積極的に推進する。

また、競争参加資格を定めるに当たっては、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項に規定する法定雇用障害者数以上の障害者を雇用していること又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していることに配慮する等障害者の就労を促進するために必要な措置を講ずるよう努める。

さらに、好事例等を省内全てに周知徹底すること等により障害者優先調達の推進に努める。

（3）障害者優先調達の推進体制

障害者優先調達を推進するため、省内に別紙2のとおり連絡会議を設置する。

なお、連絡会議においては、1の目標達成に向けて、調達の現状を把握し、実績の向上を図るために有益な情報提供を行うほか、必要に応じて、各調達担当部局に対し指導・助言等を行う。

（4）地方支分部局における障害者優先調達の推進

地方支分部局において使用される物品等については、地方支分部局における障害者優先調達を促進するため、例えば、地域において障害者就労施設等に関する情報を収集し、障害者就労施設等から調達可能な物品等を検討すること等により、当該地方支分部局が存する地域周辺の障害者就労施設等の受注機会の増大に努める。

（5）調達実績の報告、取りまとめ及び公表

- ① 各調達担当部局は、会計年度終了後に、前年度の実績を大臣官房会計課に報告する。
- ② 大臣官房会計課は、①による各調達担当部局からの報告を取りまとめ、法第7条第1項に基づき、その概要を速やかに国土交通省ホームページに公表するとともに厚生労働大臣に通知する。

別紙 1

【物品等の品目分類】

種別	品目	具体例
物 品	① 事務用品・書籍	筆記具、事務用具、用紙、封筒、ゴム印、書籍など
	② 食料品・飲料品	パン、弁当・おにぎり、麺類、加工食品、菓子類、飲料、コーヒー・茶、米、野菜、果物 など
	③ 小物雑貨	衣服・身の回り品・装身具、食器類、絵画・彫刻、木工品・金工品・刺繍品・陶磁器・ガラス製品、おもちゃ・人形、楽器、各種記念品、清掃用具、防災用品、非常食、花苗 など
	④ その他の物品	机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具、器物台、プランター、車いす、杖、点字ブロック等上記以外の物品
役 務	① 印刷	ポスター、チラシ、リーフレット、報告書・冊子、名刺、封筒などの印刷
	② クリーニング	クリーニング、リネンサプライ など
	③ 清掃・施設管理	清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理、自動販売機管理 など
	④ 情報処理・テープ起こし	ホームページ作成、プログラミング、データ入力・集計、テープ起こし など
	⑤ 飲食店等の運営	売店、レストラン、喫茶店 など
	⑥ その他のサービス・役務	仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷物折り、おしぼり類折り、筆耕、文書の廃棄（シュレッダー）、資源回収・分別 など

【調達先の分類】

a	就労継続支援A型・B型	障害者総合支援法第5条第14項に規定され、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所。
	就労移行支援	障害者総合支援法第5条第13項に規定され、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所。
	生活介護	障害者総合支援法第5条第7項に規定され、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する事業所。
	障害者支援施設	障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）。
	地域活動支援センター	障害者総合支援法第5条第25項に規定され、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所。
	小規模作業所	障害者基本法第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設。
b	共同受注窓口	受注内容に対応可能な複数の障害福祉サービス事業所にあっせん・仲介する業務を行う。
c	特例子会社	障害者の雇用に特別の配慮をし、雇用される障害者数や割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた会社。
	重度障害者多数雇用事業所	重度身体障害者等を常時労働者として多数雇い入れるか継続して雇用している事業主。
	在宅就業障害者	自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者。
	在宅就業支援団体	在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体。

別紙 2

障害者就労施設等からの物品等の調達の推進体制

障害者就労施設等からの物品等の調達推進 省内連絡会議	
座長： 官房長 (副)： 官房会計課長 官房参事官（会計担当） 〃 秘書室長 総合政策局総務課長 国土政策局総務課長 土地建設産業局総務課長 都市局総務課長 水管理・国土保全局総務課長 道路局総務課長 住宅局総務課長 鉄道局総務課長 自動車局総務課長 海事局総務課長 港湾局総務課長 航空局予算・管財室長 北海道局予算課長 海難審判所総務課長 観光庁総務課長 気象庁経理管理官 運輸安全委員会事務局総務課会計室長 海上保安庁主計管理官	
	各調達担当部局

表1-⑭ 平成27年度における環境省の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針（平成25年4月23日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、平成27年度における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定める。

1 障害者就労施設等からの物品等の調達の目標

障害者就労施設等（法第2条第4項に規定する障害者就労施設等をいう。以下同じ。）からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達については、「別紙1」の物品等の種別毎に、前年度の実績を上回ることを目標とする。

また、好事例等を省内全てに周知徹底すること等により推進に努める。

2 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する事項

障害者就労施設等からの物品等の調達について、基本方針に即するとともに、次のとおり取り組む。

（1）調達方針の適用範囲

調達方針は、本省内部部局、施設等機関、地方支分部局及び外局の全ての部局に適用する。

なお、調達を担当する部局（以下、「調達担当部局」という。）は、「別紙1」の物品等の品目分類及び調達先の分類を参考に、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進する。

（2）随意契約の活用等

物品等の調達に当たっては、予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、法の趣旨に基づいて、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条第16号の2を適用して障害者就労施設等と随意契約を締結するなど、障害者就労施設等からの物品等の調達を積極的に推進する。

また、競争参加資格を定めるに当たっては、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項に規定する法定雇用障害者数以上の障害者を雇用していること又は障害者就労施設等からの相当程度の物品等を調達していることに配慮する等障害者の就労を促進するために必要な措置を講ずるよう努める。

(3) 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進体制

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、本省に「別紙2」のとおり連絡会議を設置する。

なお、連絡会議においては、1の目標達成に向けて、調達の現状を把握し、実績の向上を図るために有益な情報提供を行うほか、必要に応じて、各調達担当部局に対し指導・助言等を行う。

(4) 地方支分部局等における調達の推進

地方支分部局及び施設等機関（以下、「地方支分部局等」という。）において使用される物品等については、地方支分部局等における障害者就労施設等からの調達を促進するため、例えば、地域において障害者就労施設等に関する情報を収集し、障害者就労施設等から調達可能な物品等を検討すること等により、当該地方支分部局等が存する地域周辺の障害者就労施設等の受注機会の増大に努める。

(5) 調達実績の報告、取りまとめ及び公表の方法

- ① 各調達担当部局は、会計年度終了後に、前年度の障害者就労施設等からの物品等の調達実績を大臣官房会計課に報告する。
- ② 大臣官房会計課は、①による各調達担当部局からの報告を取りまとめ、法第7条第1項に基づき、その概要を速やかに環境省ホームページに公表するとともに、厚生労働大臣に通知する。

別紙1

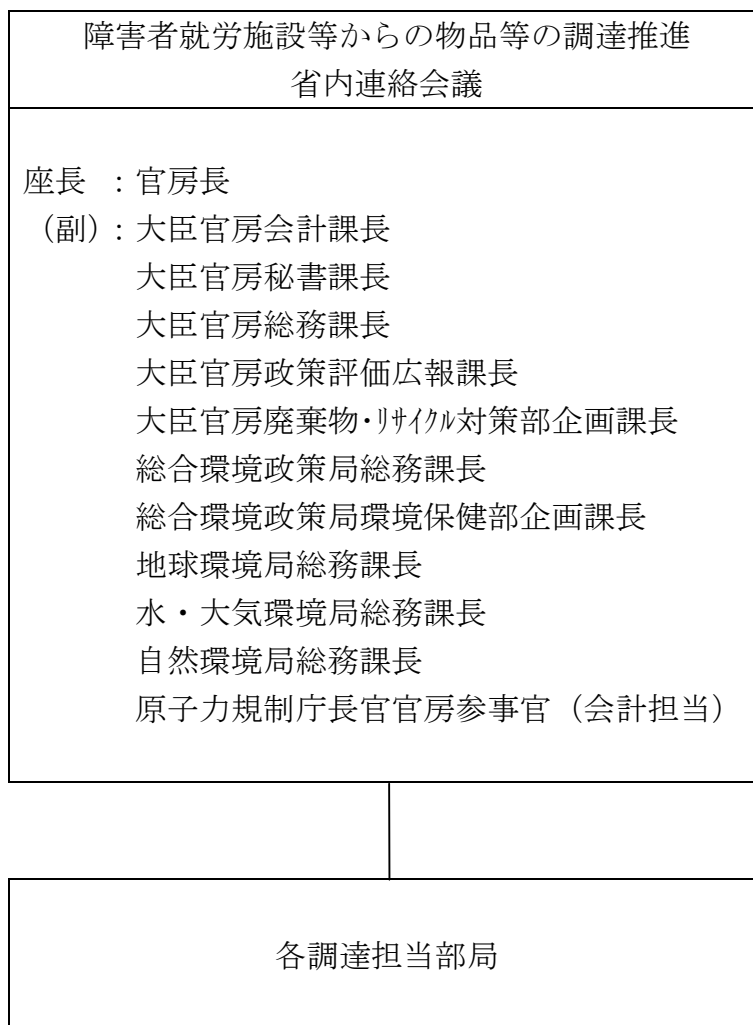
【物品・役務の品目分類】

種別	品 目	具 体 例
物 品	① 事務用品・書籍	筆記具、事務用具、用紙、封筒、ゴム印、書籍 など
	② 食料品・飲料品	パン、弁当・おにぎり、麺類、加工食品、菓子類、飲料、コーヒー・茶、米、野菜、果物 など
	③ 小物雑貨	衣服・身の回り品・装身具、食器類、絵画・彫刻、木 工品・金工品・刺繍品・陶磁器・ガラス製品、おもち ゃ・人形、楽器、各種記念品、清掃用具、防災用品、 非常食、花苗 など
	④ その他の物品	机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具、 器物台、プランター、車いす、杖、点字ブロック等上 記以外の物品
役 務	① 印刷	ポスター、チラシ、リーフレット、報告書・冊子、名 刺、封筒などの印刷
	② クリーニング	クリーニング、リネンサプライ など
	③ 清掃・施設管理	清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理、自動販売機 管理 など
	④ 情報処理・テープ起こし	ホームページ作成、プログラミング、データ入力・集 計、テープ起こし など
	⑤ 飲食店等の運営	売店、レストラン、喫茶店 など
	⑥ その他のサービス・役務	仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷 物折り、おしぼり類折り、筆耕、文書の廃棄（シュレ ッダー）、資源回収・分別 など

【調達先の分類】

a	就労継続支援 A 型・B 型	障害者総合支援法第 5 条第 1 4 項に規定され、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所。
	就労移行支援	障害者総合支援法第 5 条第 1 3 項に規定され、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所
	生活介護	障害者総合支援法第 5 条第 7 項に規定され、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する事業所。
	障害者支援施設	障害者総合支援法第 5 条第 1 1 項に規定する障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）。
	地域活動支援センター	障害者総合支援法第 5 条第 2 5 項に規定され、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所。
	小規模作業所	障害者基本法第 2 条第 1 号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第 1 8 条第 3 項の規定により必要な費用の助成を受けている施設。
b	共同受注窓口	受注内容に対応可能な複数の障害福祉サービス事業所にあっせん・仲介する業務を行う。
c	特例子会社	障害者の雇用に特別の配慮をし、雇用される障害者数や割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた会社。
	重度障害者多数雇用事業所	重度身体障害者等を常時労働者として多数雇い入れるか継続して雇用している事業主。
	在宅就業障害者	自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者。
	在宅就業支援団体	在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体。

障害者就労施設等からの物品等の調達の推進体制



平成27年度における防衛省の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針（平成25年4月23日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、平成27年度における防衛省の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定める。

1 障害者就労施設等からの物品等の調達の目標

障害者就労施設等（法第2条第4項に規定する障害者就労施設等をいう。以下同じ。）からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達については、「別紙第1」の物品等の種別毎に、前年度の実績を上回ることを目標とする。

また、必要に応じ好事例等を省内全てに周知徹底するとともに、過去の物品等調達実績を考慮し、調達の推進に努める。

2 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する事項

防衛省においては、障害者就労施設等からの物品等の調達について、基本方針に即するとともに、次のとおり取り組む。

(1) 調達方針の適用範囲

調達方針は、防衛省本省の内部部局、施設等機関、各幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局及び防衛装備庁に適用する。

なお、調達を担当する部局（以下「調達担当部局」という。）は、「別紙第1」の物品等の品目分類及び調達先の分類を参考に、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進する。

(2) 調達における留意事項

物品等の調達に当たっては、予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、法の趣旨に基づいて、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条第16号の2を適用して障害者就労施設等と随意契約を締結するなど、障害者就労施設等からの物品等の調達を積極的に推進する。

また、競争参加資格を定めるに当たっては、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項に規定する法定雇用障害者数以上の障害者を雇用していること又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していることに配慮する等障害者の就労を促進するために必要な措置を講ずるよう努める。

(3) 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進体制

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、省内に「別紙第2」のとおり推進連絡会議を設置する。

なお、推進連絡会議においては、1の目標達成に向けて、調達の実況を分析し、実績の向上を図るために有益な情報提供を行うほか、必要に応じて、各調達担当部局に対し改善策を指示する。

(4) 地方防衛局における調達の推進

地方防衛局において使用される物品等については、地方防衛局における障害者就労施設等からの調達を促進するため、例えば、地域において障害者就労施設等に関する情報を収集し、障害者就労施設等から調達可能な物品等を検討すること等により、当該、地方防衛局が存する地域周辺の障害者就労施設等の受注機会の増大に努める。

(5) 調達実績の報告、取りまとめ及び公表の方法

ア 各調達担当部局は、会計年度終了後に、前年度の障害者就労施設等からの物品等の調達実績を大臣官房会計課に報告する。

イ 大臣官房会計課は、各調達担当部局からの報告を取りまとめ、法第7条第1項の規定に基づき、その概要を速やかに防衛省ホームページに公表するとともに厚生労働大臣に通知する。

【物品等の品目分類】

種別	品目	具 体 例
物 品	事務用品・書籍	筆記具、事務用具、用紙、封筒、ゴム印、書籍など
	食料品・飲料品	パン、弁当・おにぎり、麺類、加工食品、菓子類、飲料、コーヒー・茶、米、野菜、果物など
	小物雑貨	衣服・身の回り品・装身具、食器類、絵画・彫刻、木工品・金工品・刺繍品・陶磁器・ガラス製品、おもちゃ・人形、楽器、各種記念品、清掃用具、防災用品、非常食、花苗など
	その他の物品	机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具、器物台、プランター、車いす、杖、点字ブロック等上記以外の物品
役 務	印刷	ポスター、チラシ、リーフレット、報告書・冊子、名刺、封筒などの印刷
	クリーニング	クリーニング、リネンサプライなど
	清掃・施設管理	清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理、自動販売機管理など
	情報処理・テープ起こし	ホームページ作成、プログラミング、データ入力・集計、テープ起こしなど
	飲食店等の運営	売店、レストラン、喫茶店など
	その他のサービス・役務	仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷物折り、おしぼり類折り、筆耕、文書の廃棄（シュレッダー）、資源回収・分類など

【調達先の分類】

a	就労継続支援 A 型・B 型	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 5 条第 1 4 項に規定され、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所。
	就労移行支援	障害者総合支援法第 5 条第 1 3 項に規定され、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所。
	生活介護	障害者総合支援法第 5 条第 7 項に規定され、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する事業所。
	障害者支援施設	障害者総合支援法第 5 条第 1 1 項に規定する障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活保護を行うものに限る。）。
	地域活動支援センター	障害者総合支援法第 5 条第 2 5 項に規定され、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所。
	小規模作業所	障害者基本法（平成 4 5 年法律 8 4 号）第 2 条第 1 号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第 1 8 条第 3 項の規定により必要な費用の助成を受けている施設。
b	共同受注窓口	受注内容に対応可能な複数の障害福祉サービス事業所にあっせん・仲介する業務を行う。
c	特例子会社	障害者の雇用に特別の配慮をし、雇用される障害者数や割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた会社。
	重度障害者多数雇用事業所	重度身体障害者等を常時労働者として多数雇い入れるか継続して雇用している事業主。
	在宅就業障害者	自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者。
	在宅就業支援団体	在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体。

障害者就労施設等からの物品等の調達の推進体制

推進連絡会議

座長：大臣官房長

(副)：大臣官房会計課長

防衛大学校総務部会計課長

防衛医科大学校事務局経理部経理課長

防衛研究所企画部総務課長

統合幕僚監部総務部総務課会計室長

陸上幕僚監部監理部会計課長

海上幕僚監部総務部経理課長

航空幕僚監部総務部会計課長

情報本部総務部会計課長

防衛監察本部総務課長

北海道防衛局総務部会計課長

東北防衛局総務部会計課長

北関東防衛局総務部会計課長

南関東防衛局総務部会計課長

近畿中部防衛局総務部会計課長

中国四国防衛局総務部会計課長

九州防衛局総務部会計課長

沖縄防衛局総務部会計課長

防衛装備庁長官官房会計官

各調達担当部局

平成27年度における障害者就労施設等からの物品等の調達 の推進を図るための方針（独立行政法人国際交流基金）

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針（平成25年4月23日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、平成27年度における独立行政法人国際交流基金（以下「基金」という。）の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定める。

1 障害者就労施設等からの物品等の調達の目標

障害者就労施設等（法第2条第4項に規定する障害者就労施設等をいう。以下同じ。）からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達については、前年度の実績を上回ることを目標とする。

さらに、好事例等を基金内全てに周知徹底すること等により推進に努める。

2 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する事項

障害者就労施設等からの物品等の調達について、基本方針に即するとともに、次のとおり取り組む。

（1）調達方針の適用範囲

調達方針は、基金の国内全ての部局に適用する。

なお、調達を担当する部局（以下「調達担当部局」という。）は「別紙1」の物品等の品目分類及び調達先の分類を参考に、障害者就労施設等からの物品等の調度を推進する。

（2）随意契約の活用等

物品等の調達に当たっては、予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保に留保しつつ、法の趣旨に基づいて、基金会計規程第25条第2項第5号を適用して障害者就労施設等と随意契約を締結するなど、障害者就労施設等からの物品等の調度を積極的に推進する。

また、競争参加資格を定めるに当たっては、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項に規定する法定雇用障害者数以上の障害者を雇用していること又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していることに配慮する等障害者の就労を促進するために必要な措置を講ずるよう努める。

(3) 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進体制

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、基金内に「別紙2」のとおり推進本部を設置する。

なお、推進本部においては、1の目標達成に向けて、調達の現状を把握し、実績の向上を図るために有益な情報提供を行うほか、必要に応じて、各調達担当部署に対し、指導・助言を行う。

(4) 調達実績の報告、取りまとめ及び公表の方法

障害者就労施設等からの物品等の調達実績については、法第7条第1項に基づき、その概要を速やかに基金ホームページに公表するとともに外務大臣を通じて厚生労働大臣に通知する。

以上

別紙 1

【物品等の品目分類】

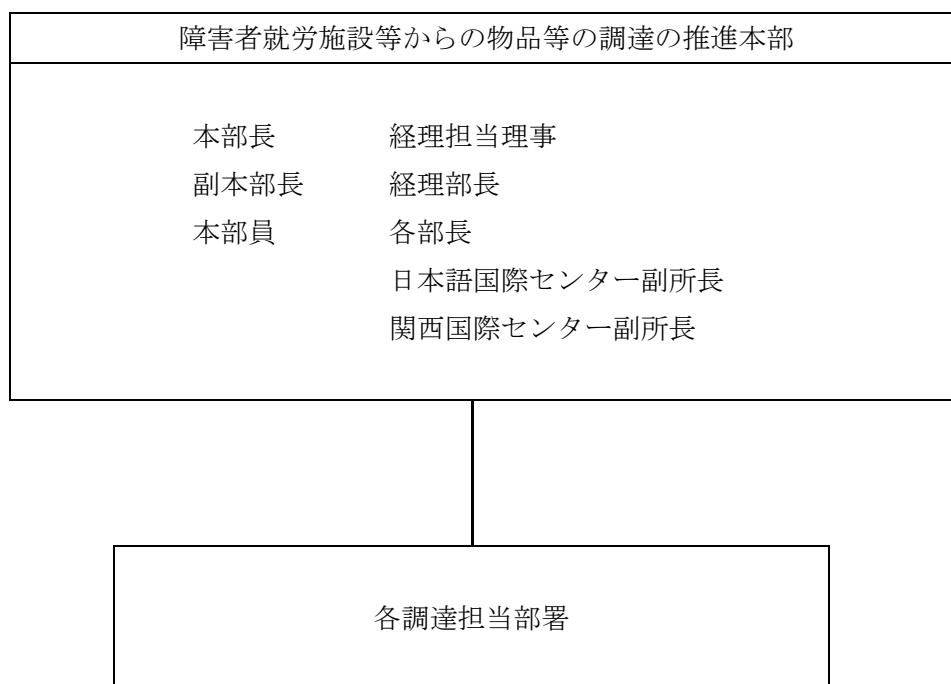
種別	品目	具体例
物品	① 事務用品・書籍	筆記具、事務用具、用紙、封筒、ゴム印、書籍など
	② 食料品・飲料品	パン、弁当・おにぎり、麺類、加工食品、菓子類、飲料、コーヒー・茶、米、野菜、果物 など
	③ 小物雑貨	衣服・身の回り品・装身具、食器類、絵画・彫刻、木工品・金工品・刺繍品・陶磁器・ガラス製品、おもちゃ・人形、楽器、各種記念品、清掃用具、防災用品、非常食、花苗 など
	④ その他の物品	机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具、器物台、プランター、車いす、杖、点字ブロック等上記以外の物品
役務	① 印刷	ポスター、チラシ、リーフレット、報告書・冊子、名刺、封筒などの印刷
	② クリーニング	クリーニング、リネンサプライ など
	③ 清掃・施設管理	清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理、自動販売機管理 など
	④ 情報処理・テープ起こし	ホームページ作成、プログラミング、データ入力・集計、テープ起こし など
	⑤ 飲食店等の運営	売店、レストラン、喫茶店 など
	⑥ その他のサービス・役務	仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷物折り、おしぼり類折り、筆耕、文書の廃棄（シュレッダー）、資源回収・分別 など

【調達先の分類】

	調達先	概要
障害福祉サービス事業所等	就労移行支援事業所	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間にわたり働く場を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う事業所。
	就労継続支援事業所（A型・B型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う事業所。
	生活介護事業所	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会の提供を行う事業所。
	障害者支援施設	障害者につき、施設入所支援を行うとともに、就労移行支援、就労継続支援又は生活介護を行う障害者支援施設。
	地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所。
	小規模作業所	障害者の地域社会における作業活動の場として、障害者基本法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設。
企業	障害者雇用促進法の特例子会社	障害者の雇用に特別の配慮をし、雇用される障害者数や割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた会社。
	重度障害者多数雇用事業所	重度身体障害者等を常時労働者として多数雇い入れるか継続して雇用している事業主。
在宅就業障害者等	在宅就業障害者	自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者。
	在宅就業支援団体	自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者。

(参考) 調達に当たっては、受注内容に応じて対応可能な複数の障害サービス事業所等に
あっせん・仲介する業務を行う共同受注窓口を活用することも可能。

別紙2



平成27年度における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構）

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針（平成25年4月23日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、平成27年度における独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定める。

1 障害者就労施設等からの物品等の調達の目標

障害者就労施設等（法第2条第4項に規定する障害者就労施設等をいう。以下同じ。）からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達については、平成26年度実績を上回ることを目標とする。

2 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する事項

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構においては、障害者就労施設等からの物品等の調達について、基本方針に即するとともに、次のとおり取り組む。

（1）調達範囲

調達を担当する者は、別紙の物品・役務の品目分類及び調達先の分類を参考に、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進する。

（2）調達方法等

物品等の調達に当たっては、予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、法の趣旨に基づいて、会計規程（平成15年10月1日規程第14号）第67条第14号を適用して障害者就労施設等と随意契約を締結するなど、障害者就労施設等からの物品等の調達を積極的に推進する。

一般競争入札又は企画競争等を実施する際に競争参加資格を定めるに当たっては、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項に規定する法定雇用障害者数以上の障害者を雇用していること又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していることに配慮する等障害者の就労を促進するために必要な措置を講ずるよう努める。

（3）調達実績の公表の方法

障害者就労施設等からの物品等の調達実績については、本事業年度終了後に、法第7条第1項に基づき、その概要を速やかにホームページに公表する。

【物品・役務の品目分類】

種別		
物品	①事務用品・書籍	筆記具、事務用具、用紙、封筒、ゴム印、書籍 など
	②食料品・飲料品	パン、弁当・おにぎり、麺類、加工食品、菓子類、飲料、コーヒー・茶、米、野菜、果物 など
	③小物雑貨	衣服・身の回り品・装身具、食器類、絵画・彫刻、木工品・金工品・刺繍品・陶磁器・ガラス製品、おもちゃ・人形、楽器、各種記念品、清掃用具、防災用品、非常食、花苗 など
	④その他の物品	机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具、器物台、プランター、車いす、杖、点字ブロック等上記以外の物品
役務	①印刷	ポスター、チラシ、リーフレット、報告書・冊子、名刺、封筒などの印刷
	②クリーニング	クリーニング、リネンサプライ など
	③清掃・施設管理	清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理、自動販売機管理 など
	④情報処理・テープ起こし	ホームページ作成、プログラミング、データ入力・集計、テープ起こし など
	⑤飲食店等の運営	売店、レストラン、喫茶店 など
	⑥その他のサービス・役務	仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷物折り、おしぼり類折り、筆耕、文書の廃棄(シュレッダー)、資源回収・分別 など

【調達先の分類】

a	就労継続支援A型・B型	障害者総合支援法第5条第14項に規定され、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所。
	就労移行支援	障害者総合支援法第5条第13項に規定され、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所
	生活介護	障害者総合支援法第5条第7項に規定され、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する事業所。
	障害者支援施設	障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設(就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。)
	地域活動支援センター	障害者総合支援法第5条第25項に規定され、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所。
	小規模作業所	障害者基本法第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設。
b	共同受注窓口	受注内容に対応可能な複数の障害福祉サービス事業所にあっせん・仲介する業務を行う。
c	特例子会社	障害者の雇用に特別の配慮をし、雇用される障害者数や割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた会社。
	重度障害者多数雇用事業所	重度身体障害者等を常時労働者として多数雇い入れるか継続して雇用している事業主。
	在宅就業障害者	自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者。
	在宅就業支援団体	在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体。

平成27年度における地域医療機能推進機構の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第6条の規定及び障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針（平成25年4月23日閣議決定）を受け、平成27年度における独立行政法人地域医療機能推進機構（以下「地域医療機構」という。）の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定める。

- 1 地域医療機構では、競争性及び透明性の確保等により業務の効率化や経費削減に取り組んでいくこととしているが、法の目的を踏まえ、法第2条第4項に規定する障害者就労施設等（以下単に「障害者就労施設等」という。）からの物品及び役務の調達について、引き続き積極的に取り組むとともに、前年度実績を上回ることを目標とする。
- 2 調達方針は、地域医療機構の全ての病院等（以下「機構病院等」という。）に適用する。
機構病院等は、「別紙」の物品・役務の品目分類及び調達先の分類を参考に、障害者就労施設等からの物品及び役務の調達を推進する。
- 3 物品及び役務の調達に当たっては、適正な支出並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、独立行政法人地域医療機能推進機構契約事務取扱細則（平成26年4月1日細則第6号）第27条第1項第10号を適用して障害者就労施設等との間の契約を随意契約とするなど、障害者就労施設等からの物品及び役務の調達を積極的に推進する。
また、法第10条第1項に規定する障害者の就業を促進するために必要な措置を講ずるよう努める。
- 4 機構病院等は、事業年度終了後に、前年度の障害者就労施設等からの調達実績を本部に報告し、本部は、機構病院等からの報告を取りまとめ、法第7条第1項に基づき、その概要を速やかに地域医療機構本部ホームページに公表するとともに、厚生労働大臣に通知する。

別紙

【物品・役務の品目分類】

種別	品目	具体例
物	① 事務用品・書籍	筆記用具、事務用具、用紙、封筒、ゴム印、書籍など
	② 食料品・飲料品	パン、弁当・おにぎり、麺類、加工食品、菓子類、飲料、コーヒー・茶、米、野菜、果物など
	③ 小物雑貨	衣服・身の回り品・装身具、食器類、絵画・彫刻、木工品・金工品・刺繍品・陶磁器・ガラス製品、おもちゃ・人形、楽器、各種記念品、清掃用具、防災用品、非常食、花苗など
	④ その他の物品	机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具、器物台、プランター、車いす、杖、点字ブロック等上記以外の物品
役務	① 印刷	ポスター、チラシ、リーフレット、報告書・冊子、名刺、封筒などの印刷
	② クリーニング	クリーニング、リネンサプライなど
	③ 清掃・施設管理	清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理、自動販売機管理など
	④ 情報処理・テープ起こし	ホームページ作成、プログラミング、データ入力・集計、テープ起こしなど
	⑤ 飲食店等の運営	売店、レストラン、喫茶店など
	⑥ その他のサービス・役務	仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷物折り、おしぼり類折り、筆耕、文書の廃棄（シュレッダー）、資源回収・分類など

【調達先の分類】

a	就労継続支援A型・B型	障害者総合支援法第5条第14項に規定され、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所
	就労移行支援	障害者総合支援法第5条第13項に規定され、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所
	生活介護	障害者総合支援法第5条第7項に規定され、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する事業所
	障害者支援施設	障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）
	地域活動支援センター	障害者総合支援法第5条第25項に規定され、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所
	小規模作業所	障害者基本法第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設
b	共同受注窓口	受注内容に対応可能な複数の障害福祉サービス事業所にあっせん・仲介する業務
c	特例子会社	障害者の雇用に特別の配慮をし、雇用される障害者数や割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた会社
	重度障害者多数雇用事業所	重度身体障害者等を常時労働者として多数雇い入れるか継続して雇用している事業主
	在宅就業障害者	自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者
	在宅就業支援団体	在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体

平成27年度における国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針（平成25年4月23日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）の平成27年度における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定める。

1 障害者就労施設等からの物品等の調達の目標

障害者就労施設等（法第2条第4項に規定する障害者就労施設等をいう。以下同じ。）からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達については、「別紙1」の物品及び役務の種別毎に、前年度の実績を上回ることを目標とする。

さらに、好事例等を農研機構内全てに周知徹底すること等により推進に努める。

2 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する事項

障害者就労施設等からの物品等の調達について、基本方針に即するとともに、次のとおり取り組む。

（1）調達方針の適用範囲

調達方針は、農研機構本部及び研究所等（以下「調達担当部署」という。）の全てにおける物品等の調達に適用する。

なお、調達担当部署は、「別紙1」の物品等の品目分類及び調達先の分類を参考に、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進する。

（2）随意契約の活用等

物品等の調達に当たっては、予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、法の趣旨に基づいて、障害者就労施設等と随意契約を締結するなど、障害者就労施設等からの物品等の調達を積極的に推進する。

また、競争参加資格を定めるに当たっては、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項に規定する法定雇用障害者数以上の障害者を雇用していること又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していることに配慮する等障害者の就労を促進するために必要な措置を講ずるよう努める。

（3）障害者就労施設等からの物品等の調達の推進体制

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、農研機構内に「別紙2」のとおり推進本部を設置する。

なお、推進本部においては、1の目標達成に向けて、調達の現状を分析し、実績の向上を図るために有益な情報提供を行うほか、必要に応じて、各調達担当部署に対し指導・助言等を行う。

（4）調達実績の報告、取りまとめ及び公表の方法

- ① 各調達担当部署は、会計年度終了後に、前年度の障害者就労施設等からの物品等の調達実績を本部統括部財務課に報告する。
- ② 本部統括部財務課は、①による各調達担当部署からの報告を取りまとめ、法第7条第1項に基づき、その概要を速やかに農研機構ホームページに公表するとともに、主務大臣を通じて、厚生労働大臣に通知する。

別紙 1

【物品等の品目分類】

種別	品 目	具 体 例
物 品	① 事務用品・書籍	筆記具、事務用具、用紙、封筒、ゴム印、書籍 など
	② 食料品・飲料品	パン、弁当・おにぎり、麺類、加工食品、菓子類、飲料、コーヒー・茶、米、野菜、果物 など
	③ 小物雑貨	衣服・身の回り品・装身具、食器類、絵画・彫刻、木工作品・金工作品・刺繍品・陶磁器・ガラス製品、おもちゃ・人形、楽器、各種記念品、清掃用具、防災用品、非常食、花苗 など
	④ その他の物品	机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具、器物台、プランター、車いす、杖、点字ブロック等上記以外の物品
役 務	① 印刷	ポスター、チラシ、リーフレット、報告書・冊子、名刺、封筒などの印刷
	② クリーニング	クリーニング、リネンサプライ など
	③ 清掃・施設管理	清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理、自動販売機管理 など
	④ 情報処理・テープ起こし	ホームページ作成、プログラミング、データ入力・集計、テープ起こし など
	⑤ 飲食店等の運営	売店、レストラン、喫茶店 など
	⑥ その他のサービス・役務	仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷物折り、おしぼり類折り、筆耕、文書の廃棄（シュレッダー）、資源回収・分別 など

【調達先の分類】

a	就労継続支援 A 型・B 型	障害者総合支援法第 5 条第 1 4 項に規定され、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所。
	就労移行支援	障害者総合支援法第 5 条第 1 3 項に規定され、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所
	生活介護	障害者総合支援法第 5 条第 7 項に規定され、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する事業所。
	障害者支援施設	障害者総合支援法第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）。
	地域活動支援センター	障害者総合支援法第 5 条第 2 5 項に規定され、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所。
	小規模作業所	障害者基本法第 2 条第 1 号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第 1 8 条第 3 項の規定により必要な費用の助成を受けている施設。
b	共同受注窓口	受注内容に対応可能な複数の障害福祉サービス事業所にあっせん・仲介する業務を行う。
c	特例子会社	障害者の雇用に特別の配慮をし、雇用される障害者数や割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた会社。
	重度障害者多数雇用事業所	重度身体障害者等を常時労働者として多数雇い入れるか継続して雇用している事業主。
	在宅就業障害者	自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者。
	在宅就業支援団体	在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体。

障害者就労施設等からの物品等の調達の推進体制

《 推 進 本 部 》	
本 部 長	本部 統括部長
副 本 部 長	本部 統括部総務審議役
本 部 員	中央農業総合研究センター 企画管理部審議役
	果樹研究所 企画管理部審議役
	野菜茶業研究所 企画管理部審議役
	畜産草地研究所 企画管理部審議役
	動物衛生研究所 企画管理部審議役
	農村工学研究所 企画管理部審議役
	食品総合研究所 企画管理部審議役
	北海道農業研究センター 企画管理部審議役
	東北農業研究センター 企画管理部審議役
	近畿中国四国農業研究センター 企画管理部審議役
	九州沖縄農業研究センター 企画管理部審議役
	生物系特定産業技術研究支援センター 総務部長
事 務 局 長	本部 統括部財務課長

調 達 担 当 部 署

表 1 — ⑳ 平成 27 年度における独立行政法人水資源機構の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針（平成 25 年 4 月 23 日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）の平成 27 年度における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を次のとおり定める。

1 障害者就労施設等からの物品等の調達の目標

障害者就労施設等（法第 2 条第 4 項に規定する障害者就労施設等をいう。以下同じ。）からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達については、前年度の実績を上回ることを目標とする。さらに、好事例を機構内全てに周知徹底すること等により推進に努める。

2 障害者就労施設等からの物品等の調達に関する事項

障害者就労施設等からの物品等の調達について、基本方針に即するとともに、次のとおり取り組む。

(1) 調達方針の適用範囲

調達方針は、機構全ての事務所に適用する。

なお、調達を担当する事務所（以下「調達担当事務所」という。）は、別紙 1 の物品等の品目分類及び調達先の分類を参考に共同受注窓口等を介して障害者就労施設等からの物品等の調達を推進する。

(2) 随意契約の活用等

物品等の調達に当たっては、予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、法の趣旨に基づいて、物品等の調達に関する事務処理要領（水機達平成 18 年度第 5 号）第 4 条第 2 項第六号の二を適用して障害者就労施設等と随意契約を締結するなど、障害者就労施設等からの物品等の調達を積極的に推進する。

また、競争参加資格を定めるに当たっては、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 43 条第 1 項に規定する法定雇用障害者数以上の障害者を雇用していること又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していることに配慮する等障害者の就労を促進するために必要な措置を講ずるよう努める。

(3) 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進体制

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、別紙 2 のとおり、機構内に推進本部を設置する。

なお、推進本部においては、1 の目標達成に向けて、調達の現状を把握し、実績の向上を図るために有益な情報提供を行うほか、必要に応じて、各調達担当事務所に対し指導、助言等を行う。

(4) 調達担当事務所における調達の推進

調達担当事務所において使用される物品等については、調達担当事務所における障害者就労施設等からの調達を促進するため、地域において障害者就労施設等に関する情報を収集し、障害者就労施設等から調達可能な物品等を検討すること等により、当該調達担当事務所が存する地域周辺の障害者就労施設等の受注機会の増大に努める。

(5) 調達実績の報告、取りまとめ及び公表の方法

各調達担当事務所は、事業年度終了後に、前年度の障害者就労施設等からの物品等の調達実績を技術管理室契約企画課に報告する。また、技術管理室契約企画課は、各調達担当事務所からの当該報告を取りまとめ、法第7条第1項に基づき、その概要を速やかに機構ホームページに公表するとともに、国土交通大臣を通じて厚生労働大臣に通知する。

別紙 1

【物品等の品目分類】

種別	品目	具体例
物品	①事務用品・書籍	筆記用具、事務用具、用紙、封筒、ゴム印、書籍 など
	②小物雑貨	衣服、清掃用具、防災用品、非常食 など
	③その他の物品	机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー 上記以外の物品
役務	①印刷	ポスター、リーフレット、報告書・冊子、封筒などの 印刷
	②クリーニング	クリーニング、リネンサプライ など
	③清掃・施設管理	清掃、除草作業 など
	④情報処理・テープ起こし	ホームページ作成、プログラミング、データ入力・ 集計、テープ起こし など
	⑤その他のサービス・役務	仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体印刷 物折り、おしぼり類折り、筆耕、文書の廃棄(シュ レッダー)、資源回収・分別 など

【調達先の分類】

	調達先	概要
a	就労継続支援事業所 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所。
	就労移行支援事業所	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所。
	生活介護事業所	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する事業所。
	障害者支援施設	障害者支援施設(就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。)
	地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所。
	小規模作業所	障害者基本法第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として、同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設。
b	共同受注窓口	受注内容に対応可能な複数の障害福祉サービス事業所にあっせん・仲介する業務を行う。
c	障害者雇用促進法の特例子会社	障害者の雇用に特別の配慮をし、雇用される障害者数や割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた会社。
	重度障害者多数雇用事業所	重度身体障害者等を常時労働者として多数雇い入れるか継続して雇用している事業主。
	在宅就業障害者	自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者。
	在宅就業支援団体	在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体。

障害者就労施設等からの物品等の調達の推進体制

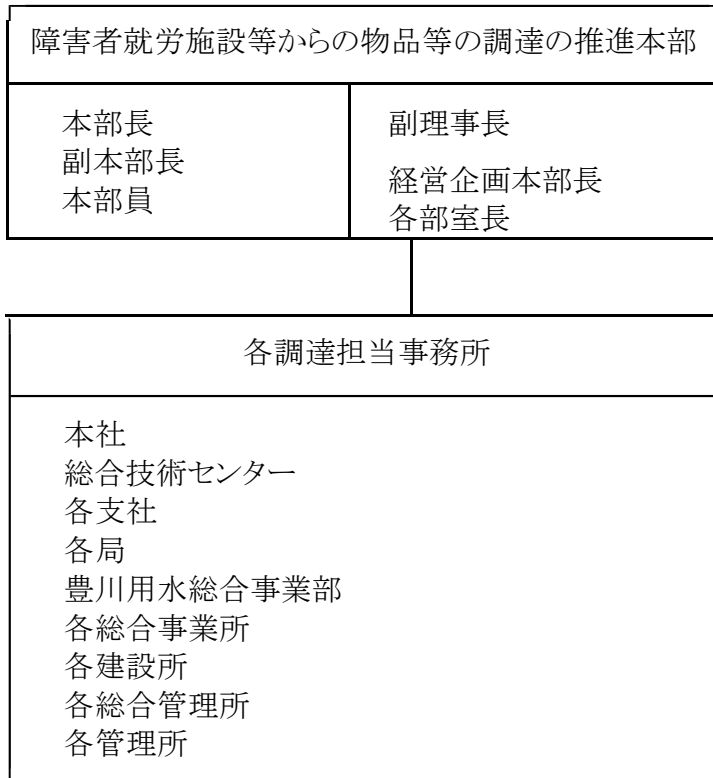


表1-②① 平成27年度独立行政法人自動車事故対策機構における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針（平成25年4月23日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、平成27年度における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定める。

1. 障害者就労施設等からの物品等の調達の目標

障害者就労施設等（法第2条第4項に規定する障害者就労施設等をいう。以下同じ。）

からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達については、別紙の物品等の種別毎に、予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、基本方針の目的に沿うために、障害者就労施設等からの物品等の調達に努める。

2. 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する事項

障害者就労施設等からの物品等の調達について、基本方針に即するとともに、次のとり取り組む。

（1）調達方針の適用範囲

本調達方針は、独立行政法人自動車事故対策機構に適用する。調達する担当は、別紙の物品等の品目分類及び調達先の分類を参考に、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進する。

（2）随意契約の活用等

物品等の調達に当たっては、予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、法の趣旨に基づいて、独立行政法人自動車事故対策機構契約事務細則（平成15年10月1日付け理事長達第9号）第40条の2を適用して障害者就労施設等と随意契約を締結するなど、障害者就労施設等からの物品等の調達を積極的に推進する。

（3）主管支所における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進

主管支所及び支所において使用される物品等については、主管支所における障害者就労施設等からの物品等の調達を促進するため、例えば、地域において障害者就労施設等に関する情報を収集し、障害者就労施設等から調達可能な物品等を検討すること等により、当該主管支所が存する地域周辺の障害者就労施設等の受注機会の増大に努める。

(4) 調達実績の報告、取りまとめ及び公表の方法

- ① 各主管支所は、会計年度終了後に、所轄する支所の前年度における障害者就労施設等からの物品等調達実績を取りまとめ、本部経理部に報告することとする。
- ② 本部は、①による主管支所からの報告を取りまとめ、法第7条第1項及び第2項の規定に基づき、その概要を速やかに当機構ホームページに公表するとともに、国土交通大臣を通じて厚生労働大臣に通知する。

別紙

【物品・役務の品目分類】

種別	品目	具 体 例
物 品	① 事務用品・書籍	筆記具、事務用具、用紙、封筒、ゴム印、書籍 など
	② 食品・飲料品	パン、弁当・おにぎり、麺類、加工食品、菓子類、飲料、コーヒー・茶、米、野菜、果物 など
	③ 小物雑貨	衣服・身の回り品・装身具、食器類、絵画・彫刻、木工品・金工品・刺繍品・陶磁器・ガラス製品、おもちゃ・人形、楽器、各種記念品、清掃用具、防災用品、非常食、花苗 など
	④ その他の物品	机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具、器物台、プランター、車いす、杖、点字ブロック等上記以外の物品
役 務	① 印刷	ポスター、チラシ、リーフレット、報告書・冊子、名刺、封筒などの印刷
	② クリーニング	クリーニング、リネンサプライ など
	③ 清掃・施設管理	清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理、自動販売機管理 など
	④ 情報処理・テープ起こし	ホームページ作成、プログラミング、データ入力・集計、テープ起こし など
	⑤ 飲食店等の運営	売店、レストラン、喫茶店 など
	⑥ その他のサービス・役務	仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷物折り、おしぼり類折り、筆耕、文書の廃棄(シュレッダー)、資源回収・分別 など

【調達先の分類】

a	就労継続支援A型・B型	障害者総合支援法第5条第14項に規定され、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所。
	就労移行支援	障害者総合支援法第5条第13項に規定され、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所。
	生活介護	障害者総合支援法第5条第7項に規定され、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作活動又は生活活動の機会を提供する事業所。
	障害者支援施設	障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設(就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。)
	地域活動支援センター	障害者総合支援法第5条第25項に規定され、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所。
	小規模作業所	障害者総合支援法第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設。
b	共同受注窓口	受注内容に対応可能な複数の障害福祉サービス事業所にあっせん・仲介する業務を行う。
c	特例子会社	障害者の雇用に特別の配慮をし、雇用される障害者数や割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた会社。
	重度障害者多数雇用事業所	重度身体障害者等を常時労働者として多数雇い入れるか継続して雇用している事業主。
	在宅就業障害者	自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者。
	在宅就業支援団体	在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体。

表 1 — ㉔ 平成 27 年度における日本年金機構の障害者就労施設等からの物品等の調達を推進を図るための方針

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 6 条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針（平成 25 年 4 月 23 日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、平成 27 年度における日本年金機構（以下「機構」という。）の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定める。

1 障害者就労施設等からの物品等の調達の目標

障害者就労施設等（法第 2 条第 4 項に規定する障害者就労施設等をいう。以下同じ。）からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達については、「別紙 1」の物品及び役務の種別毎に、前年度の実績を上回ることを目標とする。

2 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する事項

機構においては、障害者就労施設等からの物品等の調達について、基本方針に即するとともに、次のとおり取り組む。

(1) 調達方針の適用範囲

調達方針は、本部内各部、ブロック本部、事務センター及び年金事務所の全ての部署に適用する。

なお、調達を担当する部署（以下「調達担当部署」という。）は、「別紙 1」の物品・役務の品目分類及び調達先の分類を参考に、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進する。

(2) 随意契約の活用等

物品等の調達に当たっては、予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、法の趣旨に基づいて、日本年金機構会計規程（規程第 50 号）第 14 条第 1 項を適用して障害者就労施設等と随意契約を締結するなど、障害者就労施設等からの物品等の調達を積極的に推進する。

また、競争参加資格を定めるに当たっては、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 43 条第 1 項に規定する法定雇用障害者数以上の障害者を雇用していること又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達して

いることに配慮する等障害者の就労を促進するために必要な措置を講ずるよう努める。

(3) 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進体制

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、本部に推進本部を設置する。推進体制は「別紙2」のとおりとする。

なお、推進本部においては、1の目標達成に向けて、各調達担当部署が設定した目標の管理を行うとともに、調達の現状を分析し、実績の向上を図るために有益な情報提供を行うほか、必要に応じて、各調達担当部署に対し改善策を指示する。

(4) ブロック本部等における調達の推進

ブロック本部、事務センター及び年金事務所（以下「ブロック本部等」という。）において使用される物品等については、ブロック本部等における障害者就労施設等からの調達を推進するため、例えば、地域において障害者就労施設等に関する情報を収集し、障害者就労施設等から調達可能な物品等を検討すること等により、当該ブロック本部等の存する地域周辺の障害者就労施設等の受注機会の増大に努める。

(5) 調達実績の報告、取りまとめ及び公表の方法

- ① 各調達担当部署は、会計年度の終了後に、前年度の障害者就労施設等からの物品等の調達実績を本部調達部に報告する。
- ② 本部調達部は、①による各調達担当部署からの報告を取りまとめ、法第7条第1項に基づき、その概要を速やかに機構ホームページに公表するとともに、厚生労働大臣に通知する。

3 目標を達成するための平成27年度における具体的な取組

- ① 平成26年度に引き続き、着実に障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、地域において障害者就労施設等に関する情報を収集するとともに、障害者就労施設等から調達可能な物品等、調達時期及び調達方法等を検討する。
- ② 障害者就労施設等からの物品等の調達は、チラシの印刷、除草作業、清掃・洗浄作業及び駐車場案内等の軽微な作業等、現地性が高い契約金額が5万円未満の調達案件について行う。
- ③ 平成26年度において調達実績がある場合には、当該調達案件について今年度も引き続き障害者就労施設等から調達するよう努める。
調達実績がない場合には、他のブロック本部等の調達実績を参考にし、障害者就労施設等からの物品等の調達を行う。

別紙1

【物品・役務の品目分類】

種別	品目	具体例
物 品	① 事務用品・書籍	オーダーリングシステムで購入できない事務用具、書籍 など
	② 食料品・飲料品	パン、弁当・おにぎり、麺類、加工食品、菓子類、飲 料、コーヒー・茶、米、野菜、果物 など
	③ 小物雑貨	衣服・身の回り品、食器類、木工品・金工品・刺繍品・ 陶磁器・ガラス製品、各種記念品、清掃用具、防災用 品、非常食、花苗 など
	④ その他の物品	机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具、 器物台、プランター、車いす、杖、点字ブロック等上 記以外の物品
役 務	① 印刷	ポスター、チラシ、リーフレット、報告書・冊子、名 刺、封筒などの印刷
	② クリーニング	クリーニング、リネンサプライ など
	③ 清掃・施設管理	清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理、自動販売機 管理 など
	④ 情報処理・テープ起こし	ホームページ作成、プログラミング、データ入力・集 計、テープ起こし など
	⑤ 飲食店等の運営	売店、レストラン、喫茶店 など
	⑥ その他のサービス・役務	仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷 物折り、おしぼり類折り、筆耕、文書の廃棄（シュレ ッター）、資源回収・分別 など

【調達先の分類】

a	就労継続支援A型・B型	障害者総合支援法第5条第14項に規定され、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所。
	就労移行支援	障害者総合支援法第5条第13項に規定され、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所。
	生活介護	障害者総合支援法第5条第7項に規定され、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する事業所。
	障害者支援施設	障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）。
	地域活動支援センター	障害者総合支援法第5条第25項に規定され、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所。
	小規模作業所	障害者基本法第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設。
b	共同受注窓口	受注内容に対応可能な複数の障害福祉サービス事業所にあっせん・仲介する業務を行う。
c	特例子会社	障害者の雇用に特別の配慮をし、雇用される障害者数や割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた会社。
	重度障害者多数雇用事業所	重度身体障害者等を常時労働者として多数雇い入れるか継続して雇用している事業主。
	在宅就業障害者	自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者。
	在宅就業支援団体	在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体。

別紙2

障害者就労施設等からの物品等の調達の推進体制

推 進 本 部

本部長： 人事・会計担当部門理事

副本部長： 調達部長

本部長： 調達管理グループ長

契約グループ長

外部委託管理グループ長

各調達担当部署

平成 27 年度における株式会社日本政策金融公庫の
障害者就労施設等からの物品等の調達を推進を図るための方針

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 6 条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針（平成 25 年 4 月 23 日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、平成 27 年度における株式会社日本政策金融公庫（以下「日本公庫」という。）の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定める。

1 障害者就労施設等からの物品等の調達の目標

障害者就労施設等（法第 2 条第 4 項に規定する障害者就労施設等をいう。以下同じ。）からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達については、「別紙 1」の物品等の種別ごとに、前年度の実績を上回ることを目標とする。

また、必要に応じ好事例等を日本公庫内全てに周知徹底するとともに、過去の物品等の調達実績も考慮し調達の推進に努める。

2 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する事項

日本公庫においては、障害者就労施設等からの物品等の調達について、基本方針に即するとともに、次のとおり取り組む。

(1) 調達方針の適用範囲

調達方針は、日本公庫の全ての本支店に適用する。

なお、調達を担当する部署（以下、「調達担当部署」という。）は「別紙 1」の物品等の品目分類及び調達先の分類を参考に、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進する。

(2) 調達における留意事項

物品等の調達に当たっては、予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、法の趣旨に基づいて、契約規則第 27 条第 1 項第 6 号のハを適用して障害者就労施設等と随意契約を締結するなど、障害者就労施設等からの物品等の調達を積極的に推進する。

また、競争参加資格を定めるに当たっては、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 43 条第 1 項に規定する法定雇用障害者数以上の障害者を雇用していること又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していることに配慮す

る等障害者の就労を促進するために必要な措置を講ずるよう努める。

(3) 障害者就労施設等からの物品等の調達推進体制

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、本店に推進本部を設置する。推進体制は「別紙2」のとおりとする。

なお、推進本部においては、1の目標達成に向けて、調達の現状を分析し、実績の向上を図るために有益な情報提供を行うほか、必要に応じて、各調達担当部署に対し改善策を指示する。

(4) 調達実績の報告、取りまとめ及び公表の方法

イ 各調達担当部署は、会計年度終了後に、前年度の障害者就労施設等からの物品等の調達実績を管財部管財課に報告する。

ロ 管財部管財課は、前イによる各調達担当部署からの報告をとりまとめ、法第7条の規定に基づき、その概要を速やかに日本公庫ホームページに公表するとともに、主務大臣を通じて厚生労働大臣に通知する。

【物品等の品目分類例】

種別	品 目	具 体 例
物 品	① 事務用品・書籍	筆記具、事務用品、用紙、封筒、ゴム印、書籍 など
	② 食料品・飲料品	パン、弁当・おにぎり、麺類、加工食品、菓子類、飲料、 コーヒー・茶、米、野菜、果物 など
	③ 小物雑貨	衣服・身の回り品・装身具、食器類、絵画・彫刻、木工 品・金工品・刺繍品・陶磁器・ガラス製品、おもちゃ・ 人形、楽器、各種記念品、清掃用具、防災用品、非常食、 花苗 など
	④ その他の物品	机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具、 器物台、プランター、車いす、杖、点字ブロック等上記 以外の物品
役 務	① 印刷	ポスター、チラシ、リーフレット、報告書・冊子、名刺、 封筒などの印刷
	② クリーニング	クリーニング、リネンサプライ など
	③ 清掃・施設管理	清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理、自動販売機管 理 など
	④ 情報処理・テープ起こし	ホームページ作成、プログラミング、データ入力・集計、 テープ起こし など
	⑤ 飲食店等の運営	売店、レストラン、喫茶店 など
	⑥ その他のサービス・役務	仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷物 折り、おしぼり類折り、筆耕、文書の廃棄（シュレッタ ー）、資源回収・分別 など

【調達先の分類】

a	就労継続支援A型・B型	障害者総合支援法第5条第14項に規定され、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所。
	就労移行支援	障害者総合支援法第5条第13項に規定され、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所。
	生活介護	障害者総合支援法第5条第7項に規定され、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する事業所。
	障害者支援施設	障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設。(就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。)
	地域活動支援センター	障害者総合支援法第5条第25項に規定され、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所。
	小規模作業所	障害者基本法第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設。
b	共同受注窓口	受注内容に対応可能な複数の障害福祉サービス事業所にあっせん・仲介する業務を行う。
c	特例子会社	障害者の雇用に特別の配慮をし、雇用される障害者数や割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた会社。
	重度障害者多数雇用事業所	重度身体障害者等を常時労働者として多数雇い入れるか継続して雇用している事業主。
	在宅就業障害者	自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者。
	在宅就業支援団体	在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体。

推 進 本 部

本部長 : 管財部長
副本部長 : 各事業本部等管財部門部室長
本部員 : 管財部管財課長、管財部契約課長、管財部営繕課長、管財部施設管理課長
(事務局 : 管財部管財課)

各調達担当部署

表1-(1)-ア-①

障害者就労施設等から物品等の調達実績がない理由

1 3年間実績なし(11行政機関等)

機 関 名	理 由
関東管区警察局	<ul style="list-style-type: none"> 平成 25、26 年度は不明。 平成 27 年度は調達の予定がない。
埼玉県情報通信部	<ul style="list-style-type: none"> 平成 25 年度は不明。 平成 26 年度は調達の予定がなかった。 平成 27 年度はドライクリーニングを検討したが、県内で対応できる施設がなかった。
関東地方更生保護委員会	<ul style="list-style-type: none"> 障害者就労施設等から調達可能な物品等が少ない。 記念品を調達しているが、仕様が特殊であるため、障害者就労施設等からは調達できない。
さいたま地方法務局	<ul style="list-style-type: none"> 平成 25 年度は不明。 平成 26 年度からオープンカウンター方式を採用しているが、障害者就労施設等から見積りの提出がなかった。 平成 26、27 年度にドライクリーニングを検討したが、県内で対応できる施設がなかった。
大宮国道事務所	<ul style="list-style-type: none"> 物品等調達の大部分が整備局一括契約になっていること、障害者就労施設等からの調達可能物品等が少ないこと、特命随意契約を締結する判断が難しい。
北関東防衛局	<ul style="list-style-type: none"> 3 か年とも、印刷について調達の可否に係る事前確認を行ったが、納期等の問題から調達にいたらなかった。
独立行政法人自動車事故対策機構(埼玉支所)	<ul style="list-style-type: none"> 平成 25 年度は、本部の調達方針が示された時点で、当該年度の調達計画が決まっていた。 平成 26 年度は、当事務所の調達仕様に合致する物品等が調達できなかった。 平成 27 年度は、納期の問題で調達できなかった。
日本年金機構 (北関東・信越ブロック本部) (浦和年金事務所) (大宮年金事務所)	<ul style="list-style-type: none"> 日本年金機構の物品・役務の調達は、本部の一括調達としており、年金事務所等の各拠点が独自に行う調達は、緊急修繕や会場借料、業務上必要な参考図書を購入などに限定されていることから、調達に至らなかった。
株式会社日本政策金	<ul style="list-style-type: none"> 物品・役務の大多数は、支店で使用するものも含めて本店で

融公庫（さいたま支店）	<p>一括調達しており、支店で独自に調達する機会は極めて少ない。</p> <p>なお、本店の調達の中には、障害者就労施設等からの調達も含まれ、組織全体の障害者就労施設等からの平成 26 年度調達実績は、件数 42 件、金額 6,769 千円であった。</p>
-------------	---

(注) 当局の調査結果による。

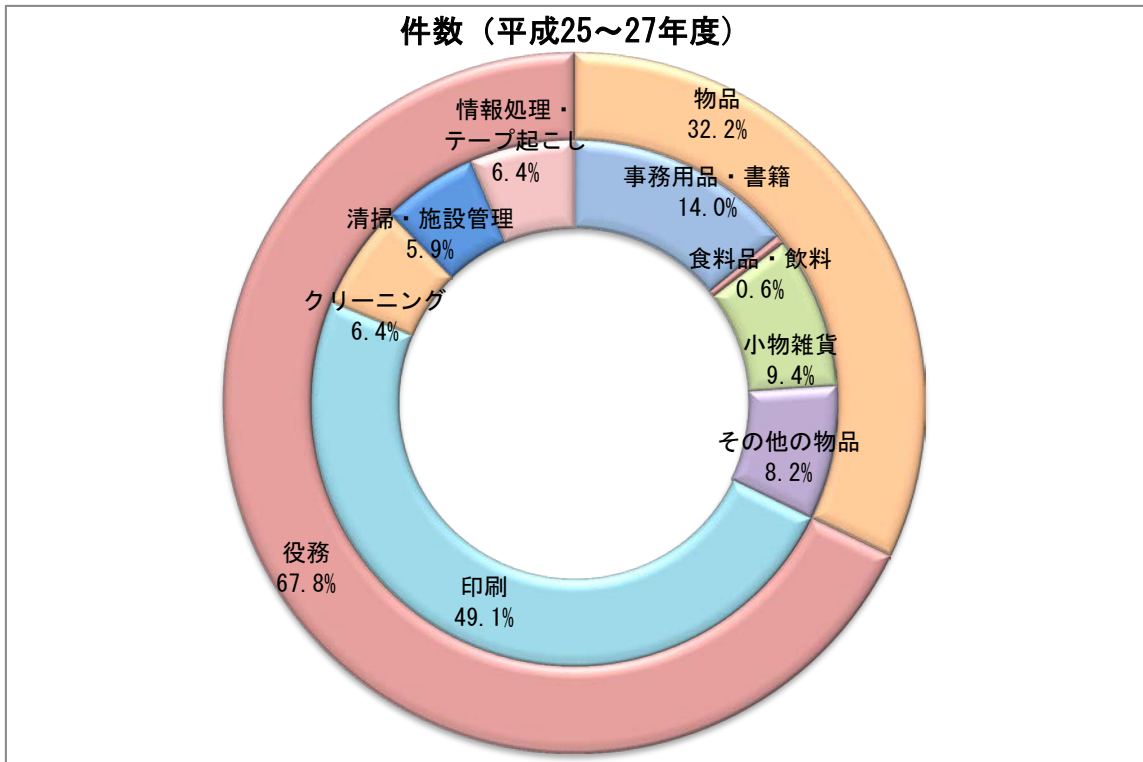
2 平成 25～27 年度のうち 2 年度で実績なし（4 行政機関等）

機 関 名	理 由
関東管区行政評価局	<ul style="list-style-type: none"> 平成 25、26 年度は行事用のチラシの印刷・梱包発送について見積りを徴収したが、一般事業者との見積り合わせの結果、調達にいたらなかった。
独立行政法人水資源機構（総合技術センター）	<ul style="list-style-type: none"> 平成 25 年度は、埼玉県セルフセンターに問合せ、調達可能物品の検討を行ったが、調達にいたらなかった。 平成 27 年度は、情報収集、検討を引き続き行っているが、11 月 30 日時点で調達にいたっていない。
独立行政法人地域医療機能推進機構（埼玉メディカルセンター）	<ul style="list-style-type: none"> 平成 26 年度は調達に関する情報収集を行っておらず、障害者就労施設等からの営業もなかった。（26 年度から独立行政法人） 平成 27 年度は、情報収集は行ったが調達にいたっていない。
独立行政法人地域医療機能推進機構（さいたま北部医療センター）	<ul style="list-style-type: none"> 障害者就労施設等からの物品等の調達予定がない。（26 年度から独立行政法人）

(注) 当局の調査結果による。

表 1 - (1) - ア - ②

品目別の件数の実績



品目別の件数の実績（平成 25～27 年度）

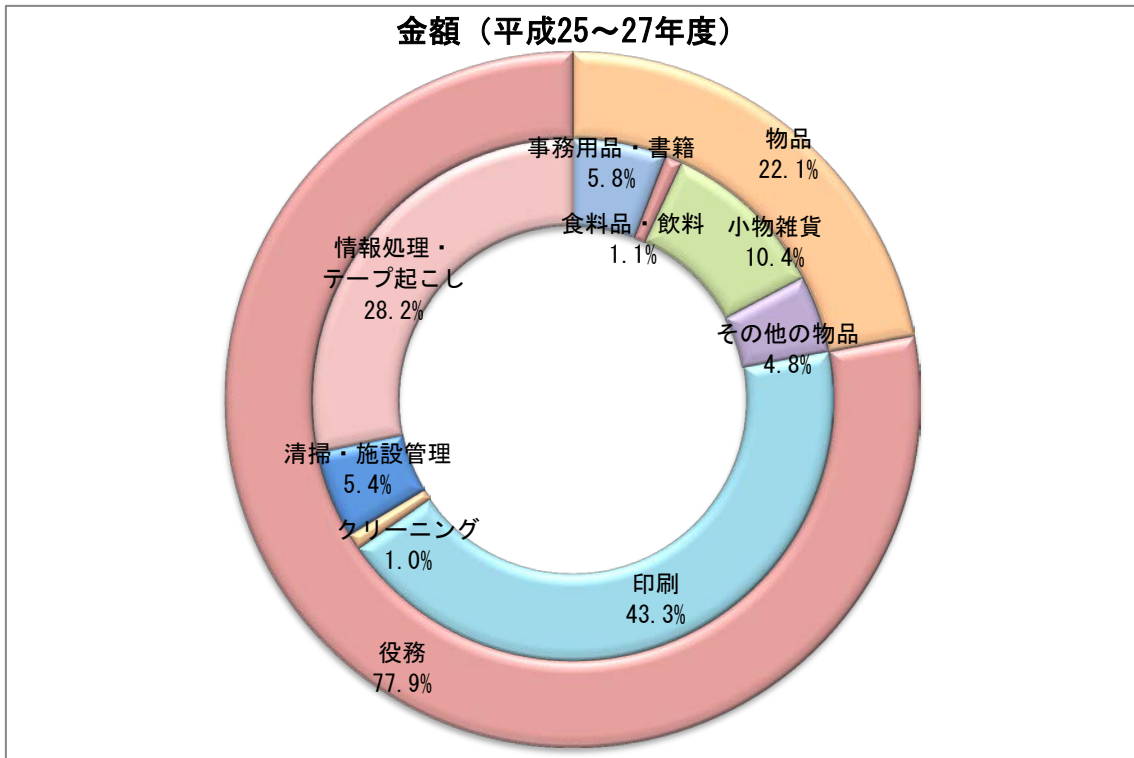
（単位：件、％）

種 類	件 数	割 合
物品	55	32.2
事務用品・書籍	24	14.0
食料品・飲料	1	0.6
小物雑貨	16	9.4
その他の物品	14	8.2
役務	116	67.8
印刷	84	49.1
クリーニング	11	6.4
清掃・施設管理	10	5.9
情報処理・テープ起こし	11	6.4
飲食店等の運営	0	0.0
その他の役務	0	0.0
合 計	171	100.0

- (注) 1 当局の調査結果による。
 2 平成 27 年度は 11 月 30 日現在である。

表1-(1)-ア-③

品目別の金額の実績



品目別の金額の実績（平成25～27年度）

（単位：円、％）

種 類	金 額	割 合
物品	8,762,115	22.1
事務用品・書籍	2,315,891	5.8
食料品・飲料	427,056	1.1
小物雑貨	4,123,531	10.4
その他の物品	1,895,637	4.8
役務	30,971,827	77.9
印刷	17,197,078	43.3
クリーニング	394,379	1.0
清掃・施設管理	2,163,445	5.4
情報処理・テープ起こし	11,216,925	28.2
飲食店等の運営	0	0.0
その他の役務	0	0.0
合 計	39,733,942	100.0

- (注) 1 当局の調査結果による。
 2 平成27年度は11月30日現在である。

表1-(1)-ア-④

平成25年度調達実績(組織別・物品等別内訳)

(単位:件、円)

区分 調査対象機関	物品										役務										合計					
	①事務用品・書籍		②食料品・飲料		③小物雑貨		④その他の物品		物品計		①印刷		②クリーニング		③清掃・施設管理		④情報処理・テープ起こし		⑤飲食店等の運営				⑥その他の役務		役務計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
(国の地方支分部局)	6	553,376	0	0	3	584,689	3	798,735	12	1,936,800	14	2,137,933	3	143,720	3	251,600	5	3,721,725	0	0	0	0	25	6,254,978	37	8,191,778
関東管区警察局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
埼玉県情報通信部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
関東管区行政評価局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京矯正管区	0	0	0	0	0	0	1	777,000	1	777,000	0	0	1	127,944	0	0	0	0	0	0	0	0	1	127,944	2	904,944
関東地方更生保護委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
さいたま地方法務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
関東財務局	0	0	0	0	3	584,689	0	0	3	584,689	5	561,960	0	0	0	0	3	107,100	0	0	0	0	8	669,060	11	1,253,749
関東信越国税局	1	286,902	0	0	0	0	2	21,735	3	308,637	2	508,935	2	15,776	0	0	0	0	0	0	0	0	4	524,711	7	833,348
関東信越厚生局	1	34,177	0	0	0	0	0	0	1	34,177	0	0	0	0	1	148,000	1	149,625	0	0	0	0	2	297,625	3	331,802
埼玉労働局	3	200,377	0	0	0	0	0	0	3	200,377	6	926,863	0	0	1	49,000	0	0	0	0	0	0	7	975,863	10	1,176,240
関東農政局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	54,600	0	0	0	0	0	0	0	1	54,600	1	54,600
関東経済産業局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	140,175	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	140,175	1	140,175
関東地方整備局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3,465,000	0	0	0	0	1	3,465,000	1	3,465,000
大宮国道事務所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
関東地方環境事務所	1	31,920	0	0	0	0	0	0	1	31,920	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	31,920
北関東防衛局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(独立行政法人)	0	0	1	427,056	0	0	0	0	1	427,056	2	374,745	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	374,745	3	801,801
国際交流基金 (日本語国際センター)	0	0	1	427,056	0	0	0	0	1	427,056	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	427,056
高齢・障害・求職者雇用 支援機構(埼玉支部)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
埼玉メディカルセンター	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
さいたま北部医療センター	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
生物系特定産業技術 研究支援センター 水資源機構 (総合技術センター)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	374,745	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	374,745	2	374,745
自動車事故対策機構 (埼玉支所)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(特殊法人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日本年金機構 (北関東・信越ブロック本部)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
浦和年金事務所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大宮年金事務所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日本政策金融公庫 (さいたま支店)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	6	553,376	1	427,056	3	584,689	3	798,735	13	2,363,856	16	2,512,678	3	143,720	3	251,600	5	3,721,725	0	0	0	0	27	6,629,723	40	8,993,579

(注) 1 当局の調査結果による。

2 埼玉メディカルセンター及びさいたま北部医療センターは、平成26年4月1日から「独立行政法人地域医療機能推進機構」の直営病院として運営することとなったため、25年度は障害者優先調達推進法の適用を受けていない。

表1-(1)-ア-⑤

平成26年度調達実績(組織別・物品等別内訳)

(単位:件、円)

区分 調査対象機関	物品								役務								合計										
	①事務用品・書籍		②食料品・飲料		③小物雑貨		④その他の物品		①印刷		②クリーニング		③清掃・施設管理		④情報処理・テープ起こし		⑤飲食店等の運営		⑥その他の役務		件数	金額					
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額									
(国の地方支分部局)	12	1,061,726	0	0	7	2,908,274	6	744,330	25	4,714,330	23	6,418,936	5	171,613	3	1,199,542	3	3,920,400	0	0	0	0	34	11,710,491	59	16,424,821	
関東管区警察局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
埼玉県情報通信部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
関東管区行政評価局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京矯正管区	0	0	0	0	0	0	1	479,520	1	479,520	0	0	1	101,788	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	101,788	2	581,308
関東地方更生保護委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
さいたま地方務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
関東財務局	0	0	0	0	6	2,821,874	0	0	6	2,821,874	3	329,400	0	0	0	0	1	32,400	0	0	0	0	4	361,800	10	3,183,674	
関東信越国税局	0	0	0	0	1	86,400	5	264,810	6	351,210	3	771,498	4	69,825	0	0	0	0	0	0	0	0	7	841,323	13	1,192,533	
関東信越厚生局	1	211,410	0	0	0	0	0	0	1	211,410	0	0	0	0	1	310,000	1	324,000	0	0	0	0	2	634,000	3	845,410	
埼玉労働局	6	739,940	0	0	0	0	0	0	6	739,940	7	2,822,374	0	0	2	889,542	0	0	0	0	0	0	9	3,711,916	15	4,451,856	
関東農政局	1	15,984	0	0	0	0	0	0	1	15,984	3	382,644	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	382,644	4	398,628	
関東経済産業局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	2,113,020	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	2,113,020	7	2,113,020	
関東地方整備局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3,564,000	0	0	0	0	1	3,564,000	1	3,564,000	
大宮国道事務所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
関東地方環境事務所	4	94,392	0	0	0	0	0	0	4	94,392	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	94,392	
北関東防衛局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(独立行政法人)	0	0	0	0	3	386,568	1	1,080	4	387,648	11	854,985	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	854,985	15	1,242,633	
国際交流基金 (日本語国際センター)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	404,697	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	404,697	6	404,697	
高齢・障害・求職者雇用 支援機構(埼玉支部)	0	0	0	0	3	386,568	0	0	3	386,568	3	136,548	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	136,548	6	523,116	
埼玉メディカルセンター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
さいたま北部医療センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生物系特定産業技術 研究支援センター 水資源機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	313,740	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	313,740	2	313,740	
(総合技術センター) 自動車事故対策機構 (埼玉支所)	0	0	0	0	0	0	1	1,080	1	1,080	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1,080
(特殊法人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日本年金機構 (北関東・信越ブロック本部)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
浦和年金事務所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大宮年金事務所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日本政策金融公庫 (さいたま支店)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	12	1,061,726	0	0	10	3,294,842	7	745,410	29	5,101,978	34	7,273,921	5	171,613	3	1,199,542	3	3,920,400	0	0	0	0	45	12,565,476	74	17,667,454	

(注) 当局の調査結果による。

表1-(1)-ア-⑥

平成27年度調達実績(組織別・物品等別内訳)

(単位:件、円)

区分 調査対象機関	物品								役務								合計											
	①事務用品・書籍		②食料品・飲料		③小物雑貨		④その他の物品		①印刷		②クリーニング		③清掃・施設管理		④情報処理・テープ起こし		⑤飲食店等の運営		⑥その他の役務		件数	金額						
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額										
(国の地方支分部局)	6	700,789	0	0	0	0	4	351,492	10	1,052,281	16	5,353,495	3	79,046	4	712,303	3	3,574,800	0	0	0	0	26	9,719,644	36	10,771,925		
関東管区警察局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
埼玉県情報通信部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
関東管区行政評価局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1,650	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1,650	1	1,650	
東京矯正管区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	64,976	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	64,976	1	64,976	
関東地方更生保護委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
さいたま地方務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
関東財務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	585,230	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	585,230	3	585,230	
関東信越国税局	0	0	0	0	0	0	4	351,492	4	351,492	5	717,872	1	12,420	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	730,292	10	1,081,784	
関東信越厚生局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	795,128	0	0	2	143,640	1	0	0	0	0	0	0	4	938,768	4	938,768	
埼玉労働局	5	651,541	0	0	0	0	0	0	5	651,541	7	3,255,265	0	0	2	568,663	0	0	0	0	0	0	0	9	3,823,928	14	4,475,469	
関東農政局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
関東経済産業局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
関東地方整備局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	3,574,800	0	0	0	0	0	2	3,574,800	2	3,574,800		
大宮国道事務所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
関東地方環境事務所	1	49,248	0	0	0	0	0	0	1	49,248	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	49,248	1	49,248
北関東防衛局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(独立行政法人)	0	0	0	0	3	244,000	0	0	3	244,000	18	2,056,984	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18	2,056,984	21	2,300,984	
国際交流基金 (日本語国際センター)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	103,696	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	103,696	3	103,696	
高齢・障害・求職者雇用 支援機構(埼玉支部)	0	0	0	0	3	244,000	0	0	3	244,000	12	1,745,280	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	1,745,280	15	1,989,280	
埼玉メディカルセンター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
さいたま北部医療センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
生物系特定産業技術 研究支援センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	208,008	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	208,008	3	208,008	
水資源機構 (総合技術センター)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
自動車事故対策機構 (埼玉支所)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(特殊法人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
日本年金機構 (北関東・信越ブロック本部)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
浦和年金事務所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
大宮年金事務所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
日本政策金融公庫 (さいたま支店)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計	6	700,789	0	0	3	244,000	4	351,492	13	1,296,281	34	7,410,479	3	79,046	4	712,303	3	3,574,800	0	0	0	0	0	44	11,776,628	57	13,072,909	

(注) 1 当局の調査結果による。
2 11月30日現在の実績である。

表 1 - (1) - イ - ① 調達方針における調達目標と調達実績の比較

区 分	該当行政機関等名
調達実績が2か年度(平成 25 年度及び 26 年度)とも目標を上回る機関等 (4 行政機関等)	関東信越国税局、関東信越厚生局、埼玉労働局、独立行政法人国際交流基金 (日本語国際センター)
調達実績が平成 25 年度のみ目標を上回る機関等 (2 行政機関)	東京矯正管区、関東財務局
調達実績が平成 26 年度のみ目標を上回る機関等 (3 行政機関等)	関東農政局、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 埼玉支部、独立行政法人水資源機構総合技術センター
調達実績が2か年度(平成 25 年度及び 26 年度)とも目標を上回っていない機関等 (15 行政機関等)	関東管区警察局、埼玉県情報通信部、関東管区行政評価局、関東地方更生保護委員会、さいたま地方法務局、関東経済産業局、関東地方整備局、大宮国道事務所、関東地方環境事務所、北関東防衛局、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 (生物系特定産業技術研究支援センター)、日本年金機構 (北関東・信越ブロック本部、浦和年金事務所、大宮年金事務所)、株式会社日本政策金融公庫 (さいたま支店)

(注) 当局の調査結果による。

表1-(1)-イ-② 調達目標の考え方 I

区分	調査対象機関名	種別毎に前年度の実績を上回るとしているもの	前年度の実績を上回るとしているもの	目標が設定されていない又は具体的でないもの
国の 地方 支分局	関東管区警察局		○	
	埼玉県情報通信部		○	
	関東管区行政評価局	○		
	東京矯正管区	○		
	関東地方更生保護委員会	○		
	さいたま地方法務局	○		
	関東財務局	○		
	関東信越国税局	○		
	関東信越厚生局	○		
	埼玉労働局	○		
	関東農政局	○		
	関東経済産業局	○		
	関東地方整備局	○		
	大宮国道事務所	○		
	関東地方環境事務所	○		
	北関東防衛局	○		
独立 行政 法人の 支所等	日本語国際センター		○	
	高齢・障害・求職者雇用 支援機構 埼玉支部		○	
	地域医療機能推進機構 (埼玉メディカルセンター)			○(注)2
	同 (さいたま北部医療センター)			○(注)2
	生物系特定産業技術 研究支援センター	○		
	水資源機構(総合技術センター)		○	
	自動車事故対策機構埼玉支所			○
特殊 法人の 支所等	日本年金機構 北関東・信越ブロック本部	○		
	同 浦和年金事務所	○		
	同 大宮年金事務所	○		
	日本政策金融公庫 さいたま支店	○		
合計		19	5	3

(注)1 当局の調査結果による。

(注)2 独立行政法人地域医療機能推進機構(埼玉メディカルセンター、さいたま北部医療センター)は、平成27年度は「前年度の実績を上回ることを目標としているが、26年度は、積極的に取り組むとしているだけで、具体的な目標は設定されていない。

表1-(1)-イ-③ 調達目標の考え方Ⅱ

区分	調査対象機関名	件数としているもの	金額としているもの	件数と金額、両方としているもの	件数・金額のいずれかとしているもの
国の 地方 支分局	関東管区警察局			○	
	埼玉県情報通信部			○	
	関東管区行政評価局			○	
	東京矯正管区			○	
	関東地方更生保護委員会				○
	さいたま地方法務局				○
	関東財務局		○		
	関東信越国税局		○		
	関東信越厚生局			○	
	埼玉労働局			○	
	関東農政局		○		
	関東経済産業局		○		
	関東地方整備局			○	
	大宮国道事務所			○	
	関東地方環境事務所				○
北関東防衛局		○			
独立 行政 法人 の支 所等	日本語国際センター		○		
	高齢・障害・求職者雇用 支援機構 埼玉支部		○		
	地域医療機能推進機構 (埼玉メディカルセンター)	—	—	—	—
	同 (さいたま北部医療センター)	—	—	—	—
	生物系特定産業技術 研究支援センター		○		
	水資源機構(総合技術センター)			○	
	自動車事故対策機構埼玉支所	—	—	—	—
特殊 法人 の支 所等	日本年金機構 北関東・信越ブロック本部	○			
	同 浦和年金事務所	○			
	同 大宮年金事務所	○			
	日本政策金融公庫 さいたま支店			○	
合計		3	8	10	3

(注)1 当局の調査結果による。

(注)2 独立行政法人地域医療機能推進機構(埼玉メディカルセンター、さいたま北部医療センター)は、平成27年度は「前年度の実績を上回ることを目標としているが、26年度は、積極的に取り組むとしているだけで、具体的な目標は設定されていない。

2 県等における障害者就労施設等からの物品等の調達の現状

調 査 結 果	説明図表番号
<p>障害者優先調達推進法第4条第1項では、地方公共団体は、その区域の障害者就労施設における障害者の就労又は在宅就業障害者の就業の実態に応じて、障害者就労施設等の受注の機会の増大を図るための措置を講ずるよう努めなければならないとされている。</p> <p>また、障害者優先調達推進法第9条第1項では、都道府県及び市町村は、毎年度、物品等の調達に関し、当該都道府県及び市町村の当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を作成しなければならないとされており、同条第2項において、方針は、都道府県及び市町村の区域の障害者就労施設における障害者の就労又は在宅就業障害者の就業の実態に応じて、当該年度に調達を推進する障害者就労施設等が供給する物品等及びその調達の目標について定めることとされている。さらに、同条第3項において、方針を作成したときは、遅滞なく、公表すること、同条第4項において、方針に基づき、当該年度における物品等の調達を行うこと、同条第5項において、毎会計年度終了後、遅滞なく、障害者就労施設等からの物品等の調達の実績の概要を取りまとめ、公表することとされている。</p> <p>今回、埼玉県及びさいたま市における障害者就労施設等からの物品等の調達の状況等について調査した結果は、次のとおりである。</p> <p>(1) 埼玉県における障害者就労施設等からの物品等の調達の現状</p> <p>ア 調達方針の作成・周知状況</p> <p>埼玉県福祉部障害者支援課（以下「埼玉県障害者支援課」という。）は、障害者優先調達推進法が平成25年4月に施行されたこと受け、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進について、県庁内の体制を確立するため、福祉部副部長を議長とし、各部局の主管課長等24課長を委員とする「障害者優先調達推進庁内連絡会議」（以下「連絡会議」という。）を設置し、同年6月27日に第1回の会合を開催した。</p> <p>第1回の連絡会議では、平成25年度の埼玉県障害者優先調達推進方針及び同年度の調達目標について検討し、25年7月11日に、①適用範囲、②対象となる障害者就労施設等、③調達する品目等の種類、④基本的な考え方、⑤推進の方法及び⑥調達の目標等について定めた「平成25年度埼玉県障害者優先調達推進方針」を作成している。</p> <p>連絡会議の庶務は、埼玉県障害者支援課が担当しており、平成26年2月12日に2回目の会議を開催し、26年度の調達方針等について検討、同年2月25日に26年度の調達方針を作成している。</p> <p>また、平成27年2月6日には3回目の連絡会議を開催、平成27年度の</p>	<p>表2 - (1) - ア-①</p>

<p>調達方針等について検討し、同年2月20日に27年度の調達方針を作成している。</p> <p>また、各年度の調達目標については、法施行を契機に調達を推進するため、平成25年度は1,800万円(24年度実績の2倍)、26年度は3,600万円、27年度は5,000万円としている。</p> <p>なお、埼玉県障害者支援課は、作成した「埼玉県障害者優先調達推進方針」について、同課のホームページに掲載している。</p>	<p>表2-(1)-ア-②</p>
<p>イ 障害者就労施設等からの物品等の調達実績</p> <p>埼玉県における障害者就労施設等からの物品等の調達実績は、平成24年度は862万5,921円(同年度は品目別に件数、金額を集計していない)であったものが、25年度は3,222万8,557円(対前年度:2,360万2,557円、273.6%の増加)、26年度は4,588万9,486円(対前年度:1,366万929円、42.4%の増加)となっており、いずれの年度も調達目標を達成している。</p> <p>平成26年度に埼玉県が障害者就労施設等から調達している物品をみると、最も金額が多いのは小物雑貨の204万749円(60件)、次いで食料品・飲料の118万5,273円(143件)、その他の物品の103万9,925円(22件)、事務用品・書籍の43万9,623円(19件)となっている。</p> <p>また、役務のうち最も金額が多いのは、清掃・施設管理の3,058万4,007円(7件)、次いでクリーニングの557万1,392円(5件)、印刷の432万3,437円(95件)、その他のサービス・役務の70万5,080円(6件)となっている。</p> <p>なお、埼玉県障害者支援課は、障害者就労施設等からの物品等の調達実績について、年1回、会計年度終了後にホームページに掲載している。</p>	<p>表2-(1)-イ</p>
<p>(2) 埼玉県内における障害者就労施設等数の推移</p> <p>ア 障害者就労施設等数</p> <p>各省庁及び独立行政法人等が作成した調達方針における調達先の分類をみると、障害者就労施設等には、①障害者福祉サービス事業所等、②共同受注窓口及び③在宅・就業障害者等がある。</p> <p>このうち、①障害者福祉サービス事業所等には、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労移行支援事業所、生活介護、障害者支援施設等があり、③在宅・就業障害者等には、特例子会社、重度障害者多数雇用事業所及び在宅障害者支援団体等がある。</p> <p>埼玉県内(さいたま市内を含む)における障害者就労施設等数は、以下のとおりである。</p> <p>(ア) 障害者福祉サービス事業所等</p> <p>埼玉県内(さいたま市内を含む)で物品の販売又は役務の提供を行っ</p>	

<p>ている障害者福祉サービス事業所の施設数は次のとおりである。</p> <p>① 就労継続支援A型の施設は、平成23年3月31日現在で10か所であったものが、25年3月31日現在では20か所、27年3月31日現在では40か所に増加している。</p> <p>② 就労継続支援B型の施設は、平成23年3月31日現在で157か所であったものが、25年3月31日現在では275か所、27年3月31日現在では322か所に増加している。</p> <p>③ 就労移行支援事業所は、平成23年3月31日現在で75か所であったものが、25年3月31日現在では102か所、27年3月31日現在では130か所、生活介護の事業所は、平成23年3月31日現在で127か所であったものが、25年3月31日現在では259か所、27年3月31日現在では295か所に増加している。</p> <p>④ 障害者支援施設は、平成23年3月31日現在で56か所であったものが、25年3月31日現在では99か所、27年3月31日現在では100か所に増加している。</p> <p>⑤ 平成27年3月31日現在において、地域活動支援センターは、149か所、小規模作業所は1か所となっている。</p> <p>(イ) 共同受注窓口</p> <p>埼玉県障害者支援課は、平成25年度に埼玉県社会就労センター協議会（現在の一般社団法人埼玉県セルフセンター協議会（以下「セルフセンター協議会」という。））に共同受注窓口が設置され、平成27年3月31日現在では、1か所であるとしている。</p> <p>(ウ) 在宅・就業障害者等</p> <p>① 埼玉県内の特例子会社は、平成23年3月31日現在で17か所であったものが、25年3月31日現在では20か所、27年3月31日現在では21か所となっている。</p> <p>② 在宅就業障害者支援団体は、平成27年3月31日現在で1か所となっているが、重度障害者多数雇用事業所は、同日現在、埼玉県内にはない。</p> <p>③ 在宅就業者数については、埼玉県への調査では、把握できなかった。</p> <p>イ 障害者数の推移</p> <p>埼玉県内（さいたま市内を除く）における障害者（身体障害、知的障害及び精神障害の合計）数は、表1のとおり、平成23年3月31日現在では22万8,682人であったものが、24年3月31日現在では22万4,668人、25年3月31日現在では22万7,486人、26年3月31日現在では23万6,297</p>	<p>表2 - (2) - ア</p>
---	-------------------------

人、27年3月31日現在では24万1,253人となっており、22年3月31日現在と27年3月31日現在を比較すると1万2,571人(5.5%)増加している。

また、埼玉県内(さいたま市内を除く)の障害者のうち、18歳以上65歳未満の障害者数は、平成23年3月31日現在では9万8,813人であったものが、24年3月31日現在では9万8,162人、25年3月31日現在では9万8,514人、26年3月31日現在では10万1,103人、27年3月31日現在では10万1,916人となっており、22年3月31日現在と27年3月31日現在を比較すると3,103人(3.1%)増加している。

表1 埼玉県内における障害者数 (単位:人)

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
身体障害者	173,694	166,896	166,108	170,658	171,449
18歳以上～65歳未満	57,860	55,112	52,938	51,975	50,255
知的障害者	31,393	31,901	32,948	34,346	35,822
18歳以上～65歳未満	21,260	21,587	22,255	23,138	24,122
精神障害者	23,595	25,871	28,430	31,293	33,982
18歳以上～65歳未満	19,693	21,463	23,321	25,990	27,539
合 計	228,682	224,668	227,486	236,297	241,253
18歳以上～65歳未満	98,813	98,162	98,514	101,103	101,916

- (注) 1 当局の調査結果による。
 2 埼玉県障害者福祉推進課資料による。
 3 障害者数は、障害者手帳所持者数である。
 4 各年度末現在の数字であり、さいたま市内を除く。

ウ 埼玉県の取組

(ア) 埼玉県障害者支援課

埼玉県障害者支援課は、「埼玉県障害者優先調達推進方針」の作成(連絡会議の開催)の他、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため次のような取組を行っている。

- ① 障害者就労施設等の名称や所在地、扱っている物品や役務について広く企業等に認識してもらうため、平成25年1月末に各障害者就労施設等に対して、販売している物品や実施している役務についてアンケート調査を実施し、施設等の名称、電話番号、担当者名、扱っている品目、提供可能な数量等を一覧表(エクセル表)にし、県障害者支援課のホームページに掲載している(以後、随時更新)。
- ② 埼玉県は、出先機関を含む県庁舎や県立特別支援学校等の建物管理(清掃)業務について、所管する部局で発注していたが、i)建物管理(清掃)業務は年間を通じて安定した仕事があること、ii)県内に

<p>は建物管理（清掃）業務を受注できる障害者就労施設等が複数あったこと等から、所管する部局と折衝し、平成 25 年 9 月末に建物管理（清掃）業務の契約期間が終了する一部の保健所や県立特別支援学校について、障害者就労施設等と契約を締結している（保健所 3 か所（川口、狭山及び本庄）、特別支援学校 3 校（上尾かしの木、熊谷及び深谷はばたき））。</p> <p>埼玉県障害者支援課では、建物管理（清掃）業務の受注の対象者について、障害者の工賃向上の観点から、就労継続支援 B 型の施設のみを対象としている。</p> <p>また、上尾かしの木特別支援学校と熊谷特別支援学校の建物管理（清掃）業務については、複数の障害者就労施設等から共同受注の申し込みがあったことから、上尾かしの木特別支援学校については 4 か所、熊谷特別支援学校については 2 か所の障害者就労施設等と建物管理（清掃）業務契約を締結している（契約の期間は、保健所については平成 25 年 10 月 1 日から 28 年 9 月 30 日までの 3 年間、特別支援学校については 25 年 10 月 1 日から 27 年 9 月 30 日までの 2 年間）。</p> <p>なお、平成 27 年 9 月 30 日に契約期間が終了した特別支援学校 3 校（上尾かしの木、熊谷及び深谷はばたき）については、同年 10 月 1 日以降の 2 年間も障害者就労施設と契約するとともに、同時に他の特別支援学校 3 校（大宮北、川口及び秩父）について、新たに障害者就労施設等と建物管理（清掃）業務を契約している（合計 6 校、契約期間は全て 29 年 9 月 30 日までの 2 年間）。</p> <p>また、埼玉県障害者支援課は、障害者就労施設等との建物管理（清掃）業務については、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号のいわゆる政策目的随意契約に該当することから、埼玉県財務規則（昭和 39 年埼玉県規則第 18 号）第 102 条の 3 に基づき、i）契約の内容、履行方法、契約の相手方の決定方法及び選定基準等についてあらかじめ県のホームページで公表を行い、契約後には、ii）契約の相手方の名称、契約期間、金額等を県のホームページで公表している。</p> <p>③ 埼玉県障害者支援課は、障害者就労施設支援事業実施要綱を定め、平成 25 年度及び 26 年度にセルフセンター協議会に次の 3 事業を委託している（平成 26 年度の委託金額は 2,257 万 194 円）。</p> <p>i) 授産施設製品販売促進事業</p> <p>彩の国セルフまっりの開催、授産製品の展示・販売、J R 駅又はイベント会場等で授産製品の P R、販売、埼玉県産業技術総合センターに設置しているサデコショップ（障害者就労施設等が作成した物品等展示及び販売を実施）の運営</p>	<p>表 2 - (2) - ウー①</p> <p>表 2 - (2) - ウー②</p> <p>表 2 - (2) - ウー③</p> <p>表 2 - (2) - ウー④</p>
---	---

<p>ii) 技術指導員支援制度 技術の向上等に必要技術指導員等を雇用する障害者就労施設等の募集及び費用の助成（平成 26 年度は申請 34 施設、決定 25 施設）</p> <p>iii) 共同受注事業 セルフセンター協議会に官公庁や企業の障害者就労施設等からの物品や役務の申し込みを受ける共同受注窓口の設置及び運営、官公庁等に対する営業活動等</p> <p>④ 障害者就労施設等が埼玉県内で行われる展覧会等のイベントに出店できるよう、県の関係課や市町村にイベントの開催日、場所、1 日の来場見込み、主催者名、連絡先等を照会し、その結果を一覧表にして、県福祉部障害者支援課のホームページに掲載している。</p> <p>⑤ 障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、平成 27 年 10 月 30 日に「平成 27 年度障害者就労施設等応援企業 P R 事業実施要領」を定め、障害者就労継続支援 B 型の施設から一定額以上の物品等の購入実績がある企業等が埼玉県に届け出て、県が認定した場合に、当該企業の取組実績を県のホームページに掲載するとともに、知事感謝状を贈呈する事業を実施。平成 28 年 2 月 3 日現在、該当企業は 3 社となっている。</p>	<p>表 2 - (2) - ウー⑤</p>
<p>(イ) 埼玉県総合リハビリテーションセンター</p> <p>埼玉県総合リハビリテーションセンター(以下「県リハビリセンター」という。)は、障害者就労施設等からの調達を推進するため、白衣等のクリーニング及び建物管理（清掃）業務を障害者就労施設等に発注している。</p> <p>(白衣等のクリーニング)</p> <p>障害者優先調達推進法が施行される以前の平成 24 年 4 月から、県リハビリセンターの職員が業務で使用する白衣や付属病院で使用する枕カバー、タオル等のクリーニングを随意契約により、障害者就労施設等に発注し、現在も同じ障害者就労施設等と契約している（契約期間は 1 年間。発注先は、社会福祉法人埼玉県身体障害者福祉協会埼玉県障がい者共同作業所）。</p> <p>障害者就労施設等への支払金額は、平成 25 年度が 567 万 254 円、26 年度が 553 万 4,917 円、27 年度が 12 月末現在 424 万 3,938 円となっている。</p> <p>なお、付属病院で使用し血液等が付着した（取扱いに注意を要する）衣類等については、他の業者に委託し、同病院内の洗濯室でクリーニングを実施している。</p>	<p>表 2 - (2) - ウー⑥</p>

<p>(県リハビリセンターの建物管理（清掃）業務)</p> <p>県リハビリセンターの建物のうち、D棟及びE棟（どちらも2階建て）の清掃業務は、i) 平成27年9月末に契約が切れること、ii) 病院のように感染症の予防等に注意が必要な作業ではないことから、県障害者支援課が中心になって県リハビリセンター付近の障害者就労施設等に照会し、清掃業務を受注したいという施設があったことから、平成27年10月1日からD棟及びE棟について、建物管理（清掃）業務を障害者就労施設等に発注している（契約期間は平成30年9月30日までの3年間。平成27年度の発注金額は、232万2,713円。発注先は、社会福祉法人邑元会障害者支援施設しびらき）。</p> <p>なお、県リハビリセンターによると、障害者支援施設しびらきは、清掃業務について、発注以前に大きな建物の受注実績はなく、大きな受注は今回が初めてとのことである。</p> <p>(障害者就労施設等との契約方法等)</p> <p>上記の障害者就労施設等との契約については、埼玉県障害者支援課と同様、i) 契約の内容、履行方法、契約の相手方の決定方法及び選定基準等について事前に県リハビリセンターのホームページに掲載し、さらに契約後には、ii) 契約の相手方の名称及び契約単価をホームページに掲載している。</p>	<p>表2-(2)-ウ-⑦</p>
<p>(3) さいたま市における障害者就労施設等からの物品等の調達現状</p> <p>ア 調達方針の作成・周知状況</p> <p>さいたま市では、障害者優先調達推進法第9条第1項の規定に基づき、毎年度、さいたま市障害者優先調達推進方針を作成しており、同方針では、さいたま市における障害者優先調達の一層の推進を図ることを目的としてとされている。</p> <p>同方針では、i) 方針の適用範囲、ii) 優先調達対象者、iii) 対象品目、iv) 調達目標、v) 調達推進の実施、vi) 品質の向上等に関する支援、vii) 調達実績の公表、viii) 調達方針に関する担当窓口等が規定されている。また、同方針の施行日を見ると、平成25年度は26年1月23日、26年度、27年度については、それぞれ26年7月22日、27年7月1日に施行されている。なお、さいたま市における平成25年度から27年度の目標をみると、表2のとおり、調達目標を数値化（調達件数）している。</p>	<p>表2-(3)-ア-①</p> <p>表2-(3)-ア-②</p>

表2 調達方針における目標及び調達実績 (単位：件)

区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
目標	13 平成 24 年度実績 の 30%増	45 平成 25 年度実績 の 10%増	54 平成 26 年度実績 の 10%増
実績	41 24 年度実績 (10 件) の 310%増	49 25 年度実績の 19.5%増	

(注) 1 さいたま市の資料に基づき、当局が作成した。

2 調達目標は、さいたま市策定の「しあわせ倍増プラン 2013」において、計画期間の平成 25 年度から 28 年度までの数値目標を設定。なお、平成 25 年度の実績が 41 件となったことから、26 年度及び 27 年度の調達方針においては、それぞれ前年度実績の 10%増が目標となっている。

さいたま市では、当該年度の調達方針を作成し、7 月の政策会議（市長、局長等がメンバー）において、前年度調達実績と併せて報告している。

平成 27 年度については、7 月 1 日付で保健福祉局長から庁内全ての部局長に対して「平成 27 年度さいたま市障害者優先調達推進方針」が通知され、今後、物品等の調達に際しては、同方針に基づき、障害者就労施設等の受注機会の増大が図られるよう取り組むことが周知されている。

このほか、調達方針に関する担当窓口である障害福祉課では、庁内の掲示板において、優先調達対象となる事業所等の名簿を一覧にまとめ、提供できる業務について常時把握できるようにしているとともに、前年度に物品や役務の調達実績がある課等に対して継続して調達するよう依頼するほか、庁内各筆頭課宛に、定期的な優先調達の実施について依頼を行っている。

また、障害者就労施設等との間の物品等の調達の調整及び情報提供の担当である保健福祉局福祉部障害者総合支援センター（注）では、さいたま市内の障害者就労施設等における提供可能物品等の情報収集、庁内部局の調達に関する相談・支援・調整を行っている。

（注）さいたま市障害者総合支援センターは、障害者が地域で安心して自立した生活を営むことができるよう、事業所、障害者就労施設、特別支援学校（養護学校）、各区の障害者生活支援センター等の関係機関と連携しながら、障害者の就労支援、生活支援、授産施設に対する支援、社会参加支援などの各種支援を総合的に行うとされている。

イ 障害者就労施設等からの物品等の調達実績

さいたま市における平成 25 年度、26 年度の障害者就労施設等からの物品

表 2 - (3) -
ア - ③

等の調達実績をみると、表3のとおり、26年度は件数・金額ともに前年度の実績を上回っている。

- ① 調達全体では、件数は平成25年度の41件から26年度の49件へと8件(19.5%)の増加、金額は1,264万5,705円から2億7,869万6,013円へと2億6,605万308円(2,103.9%)の増加となっている。
- ② 種別では、物品は、件数は増加したが金額は減少、役務は、件数・金額ともに増加している。
- i) 物品については、件数は平成25年度の36件から26年度の41件へと5件(13.9%)増加している。一方、金額は359万4,274円から338万8,951円へと20万5,323円(5.7%)の減少となっている。なお、「食料品・飲料」の件数が多いのは、複数の保育所等で給食用のパンを購入しているためである。
- ii) 役務については、件数は平成25年度の5件から26年度の8件へと3件(60%)の増加、金額も905万1,431円から2億7,530万7,062円へと2億6,625万5,631円(2,941.6%)増加している。特に金額において26年度は25年度の実績を大きく上回っているが、これは、26年度の役務のうち、「その他サービス・役務」に東部環境センターが発注したリサイクル事業(一般競争入札、2億6,529万7,680円)が含まれているためであり、これを除くと、件数は5件から7件へと2件(40%)の増加、金額は905万1,431円から1,000万9,382円へと95万7,951円(10.6%)の増加となっている。

表3 さいたま市における障害者就労施設等からの物品等の調達実績
(単位：件、円)

種別	品目	平成25年度		平成26年度	
		件数	金額	件数	金額
物品	事務用品・書籍	1	16,800	2	60,400
	食料品・飲料	29	2,328,832	31	2,023,660
	小物雑貨	1	128,850	2	394,758
	その他物品	5	1,119,792	6	910,133
	小計	36	3,594,274	41	3,388,951
役務	印刷	0	0	1	110,160
	クリーニング	0	0	1	5,700
	清掃・施設管理	3	3,096,924	3	3,940,560
	飲食店等経営	0	0	0	0
	その他サービス・役務	2	5,954,507	3	271,250,642
	小計	5	9,051,431	8	275,307,062
合計	41	12,645,705	49	278,696,013	

(注) 1 さいたま市の資料に基づき、当局が作成した。

2 役務のうち、両年度とも「清掃・施設管理」の金額が高額となっているのは、3件のうち1件（市営霊園及び同事務所の清掃及び除草）の契約額が高額であるためである。また、「その他サービス・役務」が高額（リサイクル事業を除く。）なのは、両年度とも、使用済水道メーターを金属部分と産業廃棄物部分に分解、仕分けする業務委託に係る契約金額が高額であるためである。

なお、さいたま市では、当該年度の調達方針と前年度実績を、毎年、ホームページで公表している（平成27年度は7月1日に公表）。

(4) さいたま市内における障害者就労施設等数の推移

ア 障害者就労施設等数

さいたま市内における障害者就労施設等数の推移をみると、表4のとおり、平成22年度と26年度の施設数を比較すると、障害者福祉サービス事業所等数は、小規模作業所を除き各形態の事業所とも増加している。このうち、就労継続支援事業所（B型）、就労移行支援事業所及び生活介護事業所の増加が顕著となっている。

なお、さいたま市では、小規模作業所について、平成18年に施行された障害者自立支援法により枠組みが変更されたことから、施設数が年々減少しているとしている。また、在宅・就業障害者等施設数は、平成25年度に特例子会社1社が障害者就労施設等の登録を行った。

表4 さいたま市内における障害者就労施設等数の推移（単位：箇所）

区 分	平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
障害者福祉サービス事業所等	111	132	131	146	169
就労継続支援事業所(A型)	2	4	7	10	12
就労継続支援事業所(B型)	20	30	35	40	47
就労移行支援事業所	14	21	23	26	34
生活介護	21	24	30	34	42
障害者支援施設	7	8	8	8	8
地域活動支援センター	14	14	23	26	25
小規模作業所	33	31	5	2	1
共同受注窓口	0	0	0	0	0
在宅・就業障害者等	0	0	0	1	1
特例子会社	0	0	0	1	1
重度障害者多数雇用事業所	0	0	0	0	0
在宅就業障害者	0	0	0	0	0

在宅就業支援団体	0	0	0	0	0
合 計	111	132	131	147	170

(注) さいたま市の資料に基づき、当局が作成した。

イ 障害者数等の推移

さいたま市内における障害者数及び雇用施策対象者の推移をみると、表5のとおり、年々障害者数が増加しており、特に精神障害者が顕著となっている。

- ① 総数では平成24年度の4万5,189人から26年度の4万8,598人へと3,409人(7.5%)の増、18歳以上では4万2,675人から4万5,708人へと3,033人(7.1%)の増加となっている。
- ② 身体障害者数は、全体では3万1,971人から3万3,367人(4.4%)の増、18歳以上では、3万1,234人から3万2,590人へと1,356人(4.3%)の増加となっている。
- ③ 知的障害者数は、全体では6,111人から6,650人へと539人(8.8%)の増、18歳以上では、4,390人から4,648人へと258人(5.9%)の増加となっている。
- ④ 精神障害者数は、全体では7,107人から8,581人へと1,474人(20.7%)の増、18歳以上では、7,051人から8,470人へと1,419人(20.1%)の増加となっている。

表5 さいたま市内における障害者数 (単位：人)

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
身体障害者数 (18歳以上)	30,200 (29,438)	31,103 (30,307)	31,971 (31,234)	32,802 (32,019)	33,367 (32,590)
知的障害者数 (18歳以上)	5,550 (3,977)	5,828 (4,121)	6,111 (4,390)	6,375 (4,425)	6,650 (4,648)
精神障害者数 (18歳以上)			7,107 (7,051)	7,863 (7,779)	8,581 (8,470)
障害者総数 (18歳以上)	35,750 (33,415)	36,931 (34,428)	45,189 (42,675)	47,040 (44,223)	48,598 (45,708)

(注) 1 さいたま市の資料に基づき、当局が作成した。

2 各年度の数は、いずれも4月1日現在である。

3 精神障害者数の平成22、23年度の数値は確認できなかった。

4 表5の基になった統計は、障害者手帳発行時にデータ入力したものであり、手帳発行事務は各区で行っている。

5 さいたま市では統計上の年齢区分として18歳未満または18歳以上で整理しているため、()内には65歳以上の障害者も含まれている。

<p>ウ 物品等の調達に係る障害者就労施設等からの意見・要望</p> <p>さいたま市では、予算反映等のため、毎年、月1回程度各障害者団体との間で懇談会を開催している。なお、懇談会で出された意見・要望に係る回答は、当該団体に対し、原則として文書で行っている。</p>	<p>表2-(4)</p>
--	---------------

表 2 - (1) - ア - ① 「平成 27 年度埼玉県障害者優先調達推進方針」(平成 27 年 2 月 20 日)

1 策定趣旨

平成 25 年 4 月 1 日に国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。)が施行された。県が行う物品及び役務(以下「物品等」という。)の調達において、障害者優先調達推進法第 9 条に基づき平成 27 年度埼玉県障害者優先調達推進方針を策定し、本県における障害者優先調達の一層の推進を図る。

2 適用範囲

本方針の適用範囲は、県の全ての機関が直接又は委託事業者若しくは指定管理者を通じて発注する物品等の調達とする。

3 対象となる障害者就労施設等

対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく施設等

- ア 就労継続支援事業所(A型、B型)
- イ 就労移行支援事業所
- ウ 生活介護事業所
- エ 障害者支援施設(生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設)
- オ 地域活動支援センター

(2) 障害者基本法に基づく助成を受けている小規模作業所

(3) 障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所

- ア 障害者の雇用の促進等に関する法律(以下「障害者雇用促進法」という。)に基づく子会社の事業所(特例子会社)
- イ 重度障害者多数雇用事業所(①～③の全てを満たすもの)
 - ① 障害者の雇用者数が 5 人以上
 - ② 障害者の割合が従業員の 20%以上
 - ③ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が 30%以上

(4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者及び在宅就業支援団体

4 調達する品目等の種類

特に分野を限定することなく、調達に努める。

5 基本的な考え方

- (1) 障害者優先調達の推進については、全庁的に取り組むものとする。
- (2) 予算の適正な執行に留意しつつ、調達の推進に配慮するよう努めるものとする。
- (3) 物品等の調達に当たっては、可能な限り県内の障害者就労施設等からの調達に努めるものとする。
- (4) 共同受注窓口を介した調達は、障害者就労施設等からの調達に準じて取り扱うこと。

6 推進の方法

- (1) 推進の体制

- ア 障害者優先調達推進庁内連絡会議（「以下「連絡会議」という。）を設置する。
- イ 連絡会議を構成する課（ただし、入札課及び障害者支援課を除く。）は、その属する部局内の連絡調整等を行う。
- (2) 調達の方法
各部局が調達を円滑に進めることができるよう、障害者支援課は障害者就労施設等の提供可能な物品等の情報を各部局に提供する。
各課所はその情報に基づいて障害者就労施設等から直接調達する。
- (3) 調達実績の取りまとめ及び公表
本推進方針に基づく障害者就労施設等からの物品等の調達実績の概要について、毎年度終了後に取りまとめ、公表する。

7 調達の目標

- 平成 27 年度調達目標を、次のとおり設定する。
目標額 50,000 千円

8 その他

- (1) 販売機会の確保
物品等の調達のほか、障害者就労施設等の県庁舎内での物品の販売や県及び関係団体等が実施するイベント等での販売スペースの確保など、販売機会の確保及び県民等へのPRの推進にも努めることとする。
- (2) 市町村との連携
市町村に対し、障害者優先調達の推進に関する情報提供、助言を行う等連携を図ることで、障害者就労施設等からの調達への全県的な取り組みを促進する。

表 2 - (1) - ア - ② 障害者優先調達推進庁内連絡会議の開催状況

開催年月日	主な議事内容
平成 25 年 6 月 27 日	1 議事 ① 平成 25 年度埼玉県障害者優先調達推進方針について ② 平成 25 年度調達目標について 2 その他 今後のスケジュールについて
平成 26 年 2 月 12 日	1 議事 ① 平成 26 年度埼玉県障害者優先調達推進方針について ② 平成 26 年度調達目標について 2 その他 ① 今後のスケジュールについて ② 障害者優先調達推進法対象施設の確認について
平成 27 年 2 月 6 日	1 議事 ① 県の調達に関する推進状況について ② 平成 27 年度埼玉県障害者優先調達推進方針について 2 その他 今後のスケジュールについて

- (注) 1 当局の調査結果による。
2 埼玉県障害者支援課資料による。

表 2 - (1) -イ 障害者就労施設等からの物品等の調達実績 (埼玉県)

(単位: 件、円)

区分	品目	区分	平成 25 年度	平成 26 年度
物 品	事務用品・書籍	件 数	14	19
		金 額	683,060	439,623
	食料品・飲料	件 数	62	143
		金 額	646,204	1,185,273
	小物雑貨	件 数	39	60
		金 額	5,833,619	2,040,749
	その他の物品	件 数	21	22
		金 額	700,382	1,039,925
	小 計	件 数	136	244
		金 額	7,863,265	4,705,570
役 務	印 刷	件 数	65	95
		金 額	3,069,958	4,323,437
	クリーニング	件 数	3	5
		金 額	5,714,404	5,571,392
	清掃・施設管理	件 数	6	7
		金 額	14,909,215	30,584,007
	情報処理・テープ起こし	件 数	0	0
		金 額	0	0
	飲食店等の運営	件 数	0	0
		金 額	0	0
その他のサービス・役務	件 数	7	6	
	金 額	671,715	705,080	
小 計	件 数	81	113	
	金 額	24,365,292	41,183,916	
合 計	件 数	217	357	
	金 額	32,228,557	45,889,486	

(注) 1 当局の調査結果による。

2 埼玉県障害者支援課資料による。

表 2 - (2) - ア 埼玉県内における障害者就労施設等数の推移

(単位：箇所)

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
障害者福祉サービス事業所等					
就労継続支援事業所（A型）	10	13	20	31	40
就労継続支援事業所（B型）	157	234	275	295	322
就労移行支援事業所	75	94	102	110	130
生活介護	127	198	259	275	295
障害者支援施設	56	86	99	99	100
地域活動支援センター	102	112	143	147	149
小規模作業所	不明	不明	不明	2	1
共同受注窓口	—	—	—	1	1
在宅・就業障害者等					
特例子会社	17	18	20	20	21
重度障害者多数雇用事業所	不明	不明	不明	不明	0
在宅就業障害者	不明	不明	不明	不明	不明
在宅就業支援団体	—	—	1	1	1

(注) 1 当局の調査結果による。

2 障害者福祉サービス事業所及び共同受注窓口は、埼玉県障害者支援課の資料による。

3 特例子会社は、埼玉労働局の資料、在宅就業支援団体及び重度障害者多数雇用事業所は厚生労働省のホームページによる。

4 各年度とも年度末現在の箇所数で、さいたま市内を含む。

表2-(2)-ウ-① 庁舎の建物管理業務の障害者就労施設等への発注状況（平成25年度契約
埼玉県福祉部障害者支援課）

（単位：千円）

庁舎等名	契約期間	金額	発注先
川口保健所	平成25年10月1日 ～28年9月30日	1,036	社会福祉法人戸田わかき会
狭山保健所	平成25年10月1日 ～28年9月30日	1,015	社会福祉法人羽搏会
本庄保健所	平成25年10月1日 ～28年9月30日	992	特定非営利活動法人古太萬の会
上尾かしの木特別支援 学校	平成25年10月1日 ～27年9月30日	5,698	社会福祉法人あげお福祉会 社会福祉法人とまとの会 社会福祉法人上尾あゆみの会 特定非営利活動法人すみれ福祉会
熊谷特別支援学校	平成25年10月1日 ～27年9月30日	2,625	社会福祉法人はぐくむ会 特定非営利活動法人No Side
深谷はばたき特別支援 学校	平成25年10月1日 ～27年9月30日	3,544	社会福祉法人埼玉のぞみの園
合 計		14,909	

(注) 1 当局の調査結果による。

2 埼玉県障害者支援課資料による。

3 金額は、平成25年度分のみを記載した。

4 上尾かしの木特別支援学校及び熊谷特別支援学校の受託金額は、受託している障害者就労施設等の合計金額を記載した。

表2-(2)-ウ-② 庁舎の建物管理業務の障害者就労施設等への発注状況（平成27年度契約
埼玉県福祉部障害者支援課）

（単位：千円）

庁舎等名	契約期間	金額	発注先
上尾かしの木特別支援 学校	平成27年10月1日 ～29年9月30日	6,291	社会福祉法人あげお福祉会 社会福祉法人とまとの会 社会福祉法人上尾あゆみの会 特定非営利活動法人すみれ福祉会
熊谷特別支援学校	平成27年10月1日 ～29年9月30日	2,943	社会福祉法人はぐくむ会 特定非営利活動法人No Side
深谷はばたき特別支援 学校	平成27年10月1日 ～29年9月30日	3,791	社会福祉法人埼玉のぞみの園
大宮北特別支援学校	平成27年10月1日 ～29年9月30日	3,000	社会福祉法人ハッピーネット
川口特別支援学校	平成27年10月1日 ～29年9月30日	2,778	社会福祉法人友遊会
秩父特別支援学校	平成27年10月1日 ～29年9月30日	2,622	社会福祉法人清心会
合 計		21,425	

(注) 1 当局の調査結果による。

2 埼玉県障害者支援課資料による。

3 委託金額は、平成27年度分を記載した。

表 2 - (2) - ウ - ③ 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 2

(随意契約)

第 167 条の 2 地方自治法第 234 条第 2 項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）が別表第 5 上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。
- 二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
- 三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第 25 項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第 1 項に規定する障害福祉サービス事業（同条第 7 項に規定する生活介護、同条第 13 項に規定する就労移行支援又は同条第 14 項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 2 条第 1 号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第 18 条第 3 項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）第 10 条第 3 項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第 2 条第 1 項に規定する生活困窮者（以下この号において「生活困窮者」という。）であるもの（当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）において製作された物品を普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）第 41 条第 1 項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第 2 項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 6 条第 6 項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者（以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第 4 項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設（当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

表 2 - (2) - ウ - ④ 埼玉県財務規則（昭和 39 年 埼玉県規則第 18 号）第 102 条の 3

(随意契約の手続)

第 102 条の 3 知事又はその委任を受けた者は、物品又は役務（政令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 5 号から第 9 号までの各号に該当するものを除く。）の調達に係る契約を政令第 167 条の 2 第 2 項第 3 号又は第 4 号の規定により随意契約の方法により締結しようとする場合は、当該契約に係る予算の成立の日以後速やかに、当該契約に係る次に掲げるものの見通しに関する事項を公表するものとする。

- 一 契約の目的
- 二 契約の履行の方法、期限又は期間及び場所
- 三 契約を締結する時期
- 四 その他必要な事項

2 知事又はその委任を受けた者は、前項に規定する場合は、当該契約に係る次に掲げる事項を 見積書の提出期限の 10 日前までに公表するものとする。ただし、急を要する場合においては、提出期限の 3 日前までに公表するものとする。

- 一 契約の目的
- 二 契約の履行の方法、期限又は期間及び場所
- 三 契約の相手方の決定方法及び選定基準
- 四 見積書の提出期限及び提出方法
- 五 その他必要な事項

3 知事又はその委任を受けた者は、政令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号又は第 4 号の規定により随意契約の方法による契約を締結したときは、速やかに、当該契約に係る次に掲げる事項を公表するものとする。

- 一 契約の相手方の名称及び住所
- 二 契約の目的
- 三 契約の履行の方法、期限又は期間及び場所
- 四 契約を締結した年月日
- 五 契約金額
- 六 契約の相手方を選定した理由
- 七 その他必要な事項

4 前 3 項の規定による公表は、発注を行う課室等若しくは所轄所において、又はインターネットを利用して閲覧に供する方法により行うものとする。

(注) 下線は当局が付した。

表 2-(2)-ウ-⑤ 平成 27 年度障害者就労施設等応援企業 PR 事業の概要

事 項	内 容
要領等の名称	平成 27 年度障害者就労施設等応援企業 PR 事業実施要領
調達の対象となる障害者就労施設	県内で継続支援 B 型事業を行う事業
障害者就労施設等応援企業の要件	① 県内に事業所を有する法人又は県内に住所を有する個人若しくは団体 ② 平成 27 年度に次のいずれかの実績があること i 物品等の購入 総額 50 万円以上 ii 業務委託 総額 100 万以上 iii 販売機会の提供（障害者就労施設等に対して敷地や施設を無償で使用させ、販売の機会を与えること） 年 100 回以上 iv その他知事が認めるもの
障害者就労施設応援企業として認める手続き	① PR を希望する企業等は、申請者の概要、平成 27 年度の取組（調達）実績等を記載した申込書を埼玉県障害者支援課に提出 ② 障害者支援課は、申込書に間違いがないか
障害者就労施設応援企業として認められた場合	① 企業の取組実績を障害者支援課のホームページに掲載 ② 企業には、埼玉県知事の感謝状を贈呈

(注) 当局の調査結果による。

表 2-(2)-ウ-⑥ 埼玉県総合リハビリテーションセンターにおける障害者就労施設等に対する白衣等の洗濯業務の発注状況

現在の契約期間	洗濯にだしているもの	金 額	受注施設
平成 27 年 4 月 1 日～28 年 3 月 31 日	白衣（上下）、枕カバー、タオル、バスタオル、ベッドカバー等	平成 25 年度 5,670,254 円 平成 26 年度 5,534,917 円 平成 27 年度(12 月末現在) 4,243,938 円	社会福祉法人埼玉県身体障害者福祉協会埼玉県障がい者共同作業所

(注) 当局の調査結果による。

表 2-(2)-ウ-⑦ 埼玉県総合リハビリテーションセンターにおける障害者就労施設等に対する庁舎建物管理業務の発注状況

庁舎等名	契約期間	平成 27 年度の発注金額	発注先
D 棟、E 棟	平成 27 年 10 月 1 日～30 年 9 月 30 日	2,322,713 円	社会福祉法人邑元会 障害者支援施設しびらき

(注) 当局の調査結果による。

表 2 - (3) - ア - ① 平成 27 年度さいたま市障害者優先調達推進方針

平成 27 年度さいたま市障害者優先調達推進方針

1 目的

この方針は、平成 25 年 4 月 1 日に施行された「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」第 9 条第 1 項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定め、本市における障害者優先調達の一層の推進を図ることを目的とする。

2 適用範囲

この方針は、本市全ての機関が直接又は委託事業者若しくは指定管理者を通じて発注する物品又は役務（以下「物品等」という）の調達に適用する。

3 優先調達対象者

本市において調達の対象となる障害者就労施設等は、以下のうち、物品等の調達が可能な施設等とする。

(1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく事業所・施設等

- ア 就労移行支援事業所
- イ 就労継続支援事業所（A 型・B 型）
- ウ 生活介護事業所
- エ 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）
- オ 地域活動支援センター
- カ 小規模作業所

(2) 障害者多数雇用企業

- ア 「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく特例子会社
- イ 重度障害者多数雇用事業所（①～③の全てを満たすもの）
 - ① 障害者の雇用者数が 5 人以上
 - ② 障害者の割合が従業員の 20% 以上
 - ③ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が 30% 以上

(3) 在宅就業障害者等

- ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者（在宅就業障害者）
- イ 在宅障害者に対する援助の業務等を行う団体（在宅支援団体）

4 対象品目

本市が障害者就労施設等から調達する物品等は以下のとおりとする。

なお、以下に記載のないものであっても、調達が可能なものであれば対象とする。

(1) 物品

- ・食品類（パン、焼き菓子、ケーキ、弁当等）
- ・縫製品等（ふきん、小物製品等）
- ・紙製品等（はがき、封筒、メモ帳等）
- ・生活雑貨・小物雑貨（タオル、ハンカチ、リサイクル石鹸、タンブラー等）
- ・印刷製品（ポスター、リーフレット、名刺等）
- ・プリント製品（のぼり旗、エコバッグ等）
- ・農作物等（花苗、野菜苗、プランター等）

(2) 役務

- ・軽作業（シール貼り、袋詰め、包装、チラシ折込等）
- ・資源回収、分別作業（空き缶、ペットボトル等）
- ・施設等の清掃、除草作業
- ・文書管理（ポスティング、郵便物封入封緘、会議録テープ起こし等）

5 調達目標

障害者就労施設等からの物品等の調達を計画的に推進するため、本年度の調達目標を次のとおり定める。

調達件数54件（平成26年度実績の10%増）

6 調達推進の実施

- (1) 障害者優先調達の推進については、全庁的に取り組むものとする。
- (2) 発注所管課は、障害者就労施設等が提供することができる物品等を確認の上、当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案し、予算の適正な執行に留意しつつ、障害者就労施設等からの調達を優先的かつ積極的に行い、受注機会の拡大に努めるものとする。
- (3) 障害者就労施設等から物品等の調達を円滑に実施できるよう、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づく特定随意契約対象者名簿を整備するとともに、障害者就労施設等が受注可能な物品等について、当該施設等からの情報を提供する。発注所管課は特定随意契約等を活用し、障害者就労施設等から直接調達を依頼するものとする。
- (4) 物品等の発注に際しては、可能な限り計画的なものとするとともに、障害者就労施設等からの物品等の調達に配慮した納期または履行期間の設定に努めるものとする。

(5) 障害者就労施設等の優先調達に当たっては、イベント、キャンペーン等での啓発用物品や記念品等、発注可能な物品等を十分に検討するものとする。

7 品質の向上等に関する支援

障害者就労施設等における製品開発、物品等の品質の向上等を図るための支援を行う。

- (1) 授産支援アドバイザーの派遣
- (2) 授産製品見本市の開催
- (3) 授産活動支援講座の開催

8 調達実績の公表

本方針に基づく物品等の調達について、当該年度終了後、実績の概要を取りまとめ、本市ホームページにより速やかに公表する。

9 調達方針に関する担当窓口

この調達方針に関する担当は、保健福祉局福祉部障害福祉課とする。また、障害者就労施設等との間の物品等の調達の調整及び情報提供の担当は、保健福祉局福祉部障害者総合支援センターとする。

10 その他

障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に資するよう、必要に応じて本方針の見直しを行うものとする。

11 施行期日

本方針は、平成27年7月1日から施行する。

表2-(3)-ア-② 「しあわせ倍増プラン2013」(抜粋)

4 障害者のしあわせ倍増

◎ 障害者雇用事業者や支援施設等の物品を行政が優先的に購入する制度(ハート購入制度)の推進

1.5 さいたま市障害者就労施設等からの物品等の優先調達推進

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るために、平成25年度までに方針・調達目標を策定し、障害者就労施設等の受注機会の拡大について全庁的に取り組み、平成28年度までに調達件数を47件にします。

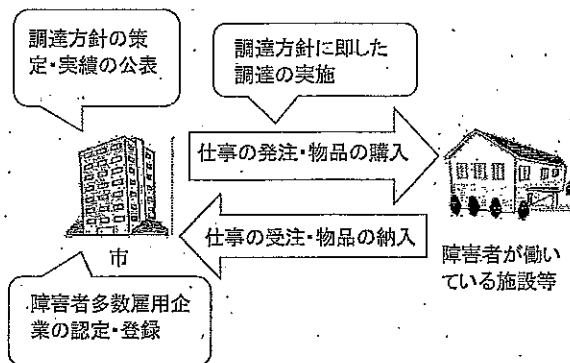
【優先調達推進法における取組】

〔現状(平成25年7月1日時点)〕

- 平成25年4月1日から施行された「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」の規定に基づき、本市の調達方針・目標について、平成25年度中の策定を予定しています。

(平成24年度調達実績10件)

- 併せて、障害者を多数雇用する企業等の認定・登録基準の作成を進めています。



(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程	
平成25年度	発注件数13件 (前年度の30%増)	取組内容	①平成25年度調達方針の策定をし、調達の推進として障害者就労施設等の業務一覧を作成し庁内に周知・啓発 ②障害者を多数雇用する企業等の認定及び登録に関する取扱要綱の作成
		工程	① → → → → → ② → → → → →
平成26年度	発注件数19件 (前年度の40%増)	取組内容	①平成26年度調達方針の策定・調達の推進 ②障害者多数雇用企業の認定・登録の開始
		工程	① → → → → → ② → → → → →
平成27年度	発注件数29件 (前年度の50%増)	取組内容	①平成27年度調達方針の策定・調達の推進 ②障害者多数雇用企業の認定・登録
		工程	① → → → → → ② → → → → →
平成28年度	発注件数47件 (前年度の60%増)	取組内容	①平成28年度調達方針の策定・調達の推進 ②障害者多数雇用企業の認定・登録
		工程	① → → → → → ② → → → → →

(3) 達成時の効果(アウトカム)

障害者工賃向上プロジェクトで掲げている就労施設等で就労する障害者の工賃の増額や職業の安定が図られ、地域で自立した生活を送ることにつながります。

担当 保健福祉局 福祉部 障害福祉課 電話:048-829-1308

障害者優先調達フロー図

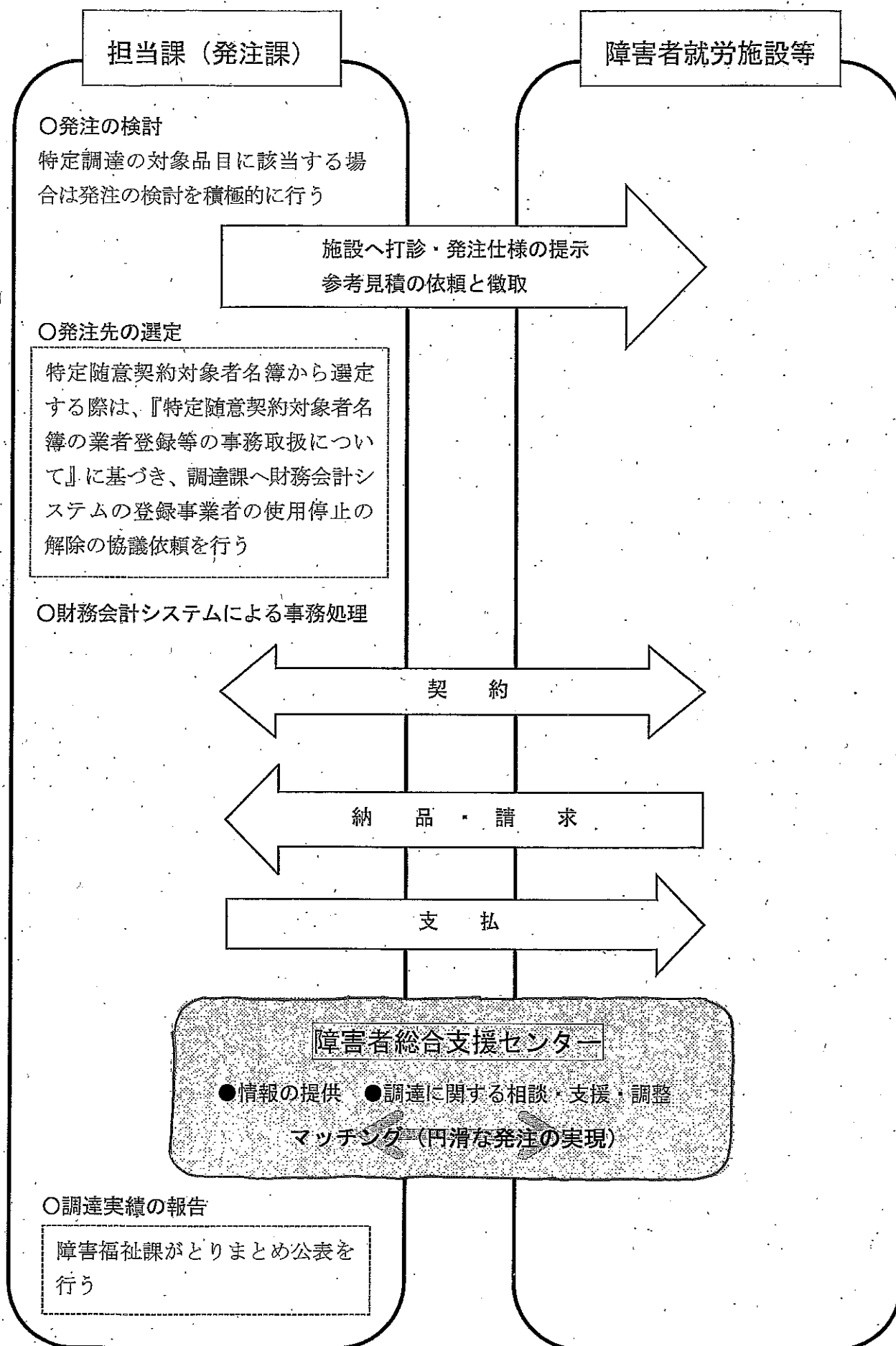


表 2 - (4) 平成 28 年度さいたま市予算関係要望書 (抜粋)

平成 28 年度さいたま市予算関係要望書 (抜粋)

【障害者就労施設からの要望事項】

さいたま市の優先調達方針について

平成 25 年 4 月 1 日より、障害者就労支援施設等が提供する物品等に対する需要の推進を図るための「障害者優先調達推進法」が施行されました。

さいたま市は年々調達数もあげているが、平成 26 年度調達目標は 45 件。川越市の平成 26 年度の目標 52 件と、さいたま市の目標数を超えている。さいたま市の物品調達が増大するように、さいたま市としての具体的な取組みをお聞きしたい。

また、全庁的に取組むことなどが挙げられているが、昨年の役務で依頼があったのは、さいたま市役所からの 1 件のみであったが、どのような取組みや周知をしてきたのか、お聞きしたい。また、今後は各区や課が取組みやすい計画を作っていただきたい。

【さいたま市の回答】

物品調達等の全庁への具体的な取組みといたしましては、市長をはじめ各局長に対し毎年、優先調達推進方針の策定について報告を行い、局からの周知・啓発を実施しております。

その他、毎年、全庁にて周知・啓発を行う掲示板において、優先調達対象となる事業所等の名簿を一覧にまとめ、提供できる業務について常時把握できるよう、優先調達について広く周知を行っております。

また、前年度に物品や役務の調達を実施している課などにおいては、継続して調達を実施していただくよう依頼しております。

さらに、庁内各筆頭所管課宛てに、掲示板での周知以外にも定期的に優先調達の実施について再度依頼を行っているところです。

今後につきましても、引き続き全庁への周知・啓発を行い、全庁にて広く物品や役務の調達が拡大されるよう努めてまいりたいと思います。

(担当課：保健福祉局福祉部障害福祉課地域生活支援係)